

第2 一般会計2月補正予算

1 歳入歳出予算

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 議会費	△ 39,725	2,017,850	
第 1 項 議会費	△ 39,725	2,017,850	
第 1 目 議会総務費	△ 14,767	1,457,483	
(財源内訳) 一般歳入	△ 14,767		(節内訳) (1) 報酬 △ 57 (2) 給料 △ 4,149 (3) 職員手当等 914 (4) 共済費 △ 11,475
(1) 議員報酬	△ 10,460	1,078,462	県議会議員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 57 ・職員手当等 △ 285 期末手当 △ 285 ・共済費 △ 10,118 地方職員共済組合等負担金 △ 10,118
(2) 職員給与費	△ 4,307	379,021	議会事務局職員の person 費の補正である。 ・給料 △ 4,149 一般職給 △ 4,149 ・職員手当等 1,199 扶養手当 △ 450 地域手当 △ 188 住居手当 923 通勤手当 2,751 管理職手当 876 時間外勤務手当 △ 653 期末手当 2,167 勤勉手当 △ 2,627 児童手当 △ 1,600 ・共済費 △ 1,357 地方職員共済組合等負担金 △ 1,357
第 2 目 事務局費	△ 24,958	560,367	
(財源内訳) 一般歳入	△ 24,958		(節内訳) (7) 報償費 △ 30 (8) 旅費 △ 10,331 (10) 需用費 △ 1,424 (11) 役務費 △ 2,844 (12) 委託料 △ 6,766

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 議会運営費	△ 24,958	560,367	(13) 使用料及び賃借料 △ 2,764 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 799 県議会運営及び活動に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 企画費	△ 429,671	6,769,538	
第 1 項 企画費	△ 429,671	6,769,538	
第 1 目 企画総務費	△ 304,141	1,767,746	
(財源内訳) 一般歳入	△ 304,141		(節内訳) (2) 給料 △ 154,213 (3) 職員手当等 △ 87,267 (4) 共済費 △ 62,661
(1) 職員給与費	△ 304,141	1,767,746	企画部職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 154,213 一般職給 △ 154,213 ・職員手当等 △ 87,267 扶養手当 △ 5,518 地域手当 △ 2,339 住居手当 △ 5,729 通勤手当 △ 759 管理職手当 △ 4,889 時間外勤務手当 3,222 休日勤務手当 33 期末手当 △ 40,033 勤勉手当 △ 32,600 児童手当 △ 3,983 単身赴任手当 650 ・共済費 △ 62,661 地方職員共済組合等負担金 △ 62,661
第 2 目 企画管理費	16,259	21,559	
(財源内訳) 財産収入	16,259		(節内訳) (24) 積立金 16,259
(1) 基金積立金	16,259	21,559	
ア ふじのくにづくり推進 基金積立金	16,259	21,559	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 3 目 企画調整費	△ 152	80,873	
(財源内訳) 国庫支出金 寄附金 一般歳入	2,542 △ 20,000 17,306		(節内訳) (1) 報酬 △ 100 (7) 報償費 △ 240 (8) 旅費 △ 2,101 (10) 需用費 △ 504 (11) 役務費 △ 731 (12) 委託料 2,442 (13) 使用料及び賃借料 1,082

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 総合政策推進費	△ 152	80,873	
ア 企画調査事務費	△ 602	12,923	事業費の確定に伴う補正である。
イ 土地利用計画事業費	△ 25	3,675	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 関係人口創出・拡大事業費	△ 36	11,764	事業費の確定に伴う補正である。
エ ウェルビーイング推進事業費	△ 694	14,306	事業費の確定に伴う補正である。
オ 次期総合計画策定事業費	△ 1,235	5,765	事業費の確定に伴う補正である。
カ 二地域居住推進事業費	2,440	2,440	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 2,440千円) 「二地域居住」を推進するため、実証事業及び首都圏から人を呼び込む体験ツアー等を行う。
第 4 目 知事政策費	△ 537	49,085	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 85		(7) 報償費 △ 100
一般歳入	△ 452		(8) 旅費 △ 153
			(10) 需用費 △ 77
			(11) 役務費 △ 56
			(12) 委託料 △ 21
			(13) 使用料及び賃借料 △ 130
(1) 知事政策事務費	△ 235	15,887	事業費の確定に伴う補正である。
(2) クラウドワークサービス利活用促進事業費	△ 302	33,198	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 デジタル戦略費	△ 180,765	2,151,377	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	17,247		(1) 報酬 106
諸収入	△ 4,055		(4) 共済費 △ 106
県債	△ 155,000		(7) 報償費 △ 680
一般歳入	△ 38,957		(8) 旅費 △ 750
			(10) 需用費 △ 7,977
			(11) 役務費 △ 6,831
			(12) 委託料 △ 179,010
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,251
			(17) 備品購入費 △ 1,646
			(18) 負担金、補助及び交付金 17,380

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 政策推進事業費	△ 166	4,624	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 高度情報化推進費	△ 35,968	262,821	
ア デジタルトランスフォーメーション推進事業費	△ 16,348	157,652	事業費の確定に伴う補正である。
イ 高度情報化推進事業費	△ 19,620	105,169	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 電子県庁推進費	△ 133,782	1,172,218	
ア しずおかデジタル・オフィス運用事業費	△ 101,662	749,338	事業費の確定に伴う補正である。
イ SDOモバイルネットワーク構築事業費	△ 32,120	422,880	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県庁クラウド推進事業費	△ 30,626	381,374	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 自治体情報セキュリティ推進事業費	△ 2,876	121,887	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 次世代エアモビリティ導入促進事業費	30,000	100,000	国の補正予算に伴う配分見込額等の補正である。 (国の補正予算分 50,000千円) 次世代エアモビリティ分野の先進導入地域を目指すため、令和7年度に実施した需要を探るための実証飛行の結果等を活用し、事業者の参入促進に向けた支援等を行う。
(7) DX人材育成エコシステム創出事業費	5,000	10,000	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 5,000千円) 次世代のデジタル人材の育成のため、小中高校生対象のプログラミング講座を行う。
(8) システム最適化推進事業費	△ 9,500	49,500	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 県庁スマートワーク推進事業費	△ 2,847	28,953	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 統計活用費	54,376	2,165,798	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	54,646		(1) 報酬 7,331
諸収入	1,098		(3) 職員手当等 335
一般歳入	△ 1,368		(4) 共済費 2,909
			(7) 報償費 △ 2,849
			(8) 旅費 386

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(10) 需用費 △ 9,470 (11) 役務費 20,257 (12) 委託料 △ 14,804 (13) 使用料及び賃借料 1,511 (18) 負担金、補助及び交付金 48,770
(1) 国の委託統計調査費	55,710	2,155,710	
ア 総務省関係統計調査費	55,856	2,124,091	
(ア) 生活関連統計調査費	3,450	107,731	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 事業所統計調査費	△ 3,464	6,572	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 統計利用事業費	1,098	14,805	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 国勢調査費	54,772	1,994,983	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 労働統計調査費	△ 452	24,213	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 農林水産統計調査費	306	4,897	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 県単独統計調査等事業費	△ 289	7,082	事業費の確定に伴う補正である。
(3) データ利活用推進事業費	△ 1,045	3,006	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 目 地域外交費	△ 12,243	423,544	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 799		(7) 報償費 93
諸収入	△ 1,495		(8) 旅費 △ 5,195
財産収入	176		(10) 需用費 △ 1,129
繰入金	△ 3,437		(11) 役務費 △ 10,477
一般歳入	△ 6,688		(12) 委託料 7,870
			(13) 使用料及び賃借料 △ 553
			(17) 備品購入費 △ 657
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,195
(1) 地域外交推進費	3,445	254,568	
ア 地域外交展開事業費	△ 5,511	37,849	事業費の確定に伴う補正である。
イ 国際化総合推進費	△ 151	4,927	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 海外駐在員事務所運営費	△ 1,000	168,385	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 海外からの活力取り込み推進事業費	10,107	43,407	国の補正予算に伴う配分見込額等の補正である。 (国の補正予算分 11,000千円) 県内企業支援を図るため、外国人材や外資系企業の誘致を促進する。
(2) 多文化共生事業費	△ 15,688	168,976	
ア 多文化共生推進事業費	△ 3,470	63,430	国の補正予算に伴う配分見込額等の補正である。 (国の補正予算分 498千円) やさしい日本語の普及啓発の充実を図る。
イ 外国人相談体制強化事業費	△ 661	13,539	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域日本語教育体制構築事業費	△ 1,960	23,940	事業費の確定に伴う補正である。
エ 旅券発給事務費	△ 9,489	61,675	事業費の確定に伴う補正である。
オ 多文化共生による活力ある静岡県づくり事業費	△ 108	6,392	事業費の確定に伴う補正である。
第 8 目 東京事務所費	△ 2,067	91,458	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	235		(8) 旅費 △ 552
一般歳入	△ 2,302		(10) 需用費 △ 623
			(11) 役務費 △ 232
			(13) 使用料及び賃借料 △ 660
(1) 東京事務所運営費	△ 2,067	91,458	事業費の確定に伴う補正である。
第 9 目 大阪事務所費	△ 401	18,098	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 401		(8) 旅費 △ 109
			(10) 需用費 △ 18
			(11) 役務費 △ 108
			(13) 使用料及び賃借料 △ 166
(1) 大阪事務所運営費	△ 401	18,098	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 款 総務費	1,399,868	16,130,206	
第 1 項 総務費	1,535,750	9,870,489	
第 1 目 一般総務費	1,532,677	7,671,193	
(財源内訳) 諸収入	40,474		(節内訳)
一般歳入	1,492,203		(1) 報酬 175,298
(1) 職員給与費	1,532,677	7,671,193	(2) 給料 116,338
			(3) 職員手当等 1,064,943
			(4) 共済費 122,561
			(8) 旅費 4,093
			(18) 負担金、補助及び交付金 49,444
			特別職、総務部職員の人件費及び知事部局職員 の退職手当等の補正である。
			・報酬 175,298
			・給料 116,338
			特別職給 1
			一般職給 116,337
			・職員手当等 1,064,943
			扶養手当 5,529
			地域手当 1,675
			住居手当 8,534
			通勤手当 14,608
			管理職手当 15,544
			特殊勤務手当 290
			時間外勤務手当 786,891
			休日勤務手当 △ 19,801
			夜間勤務手当 348
			宿日直手当 217
			期末手当 23,184
			勤勉手当 26,743
			退職手当 203,393
			児童手当 4,247
			単身赴任手当 451
			管理職員特別勤務手当 △ 6,910
			・共済費 122,561
			地方職員共済組合等負担金 105,112
			社会保険料 17,449
			・旅費 4,093
			・負担金、補助及び交付金 49,444
第 2 目 秘書費	△ 1,719	15,531	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,719		(節内訳)
			(8) 旅費 △ 555
			(10) 需用費 △ 530
			(11) 役務費 △ 401
			(13) 使用料及び賃借料 △ 233

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 秘書事務費	△ 1,719	15,531	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 広聴広報費	△ 20,285	207,399	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 486		(8) 旅費 △ 209
一般歳入	△ 19,799		(10) 需用費 △ 3,678
			(11) 役務費 △ 14,212
			(12) 委託料 △ 2,008
			(13) 使用料及び賃借料 △ 178
(1) 広報事業費	△ 18,435	175,377	
ア 重点広報推進費	△ 5,004	24,596	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民広報推進事業費	△ 12,100	101,600	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 「県民の日」事業費	△ 9	508	事業費の確定に伴う補正である。
エ 広報・報道推進費	△ 309	19,586	事業費の確定に伴う補正である。
オ 広報力強化事業費	△ 1,013	29,087	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 広聴事業費	△ 1,850	32,022	
ア 相談窓口案内事業費	△ 50	8,284	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県政情報提供事業費	△ 50	17,026	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 開かれた県政推進事業費	△ 1,750	6,712	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 文書費	△ 7,631	125,115	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,821		(1) 報酬 △ 1,690
諸収入	△ 243		(3) 職員手当等 △ 801
一般歳入	△ 4,567		(4) 共済費 △ 666
			(7) 報償費 △ 784
			(8) 旅費 △ 403
			(10) 需用費 △ 2,387
			(11) 役務費 △ 613
			(13) 使用料及び賃借料 △ 287
(1) 法令審査等事業費	△ 4,478	30,657	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 情報公開推進事業費	△ 255	1,956	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 文書管理運営事業費	△ 2,898	92,502	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 目 人事管理費	33,001	1,390,160	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	6,615		(8) 旅費 5,685
財産収入	30,000		(10) 需用費 △ 1,180
一般歳入	△ 3,614		(11) 役務費 △ 677
			(13) 使用料及び賃借料 △ 460
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 367
			(24) 積立金 30,000
(1) 赴任旅費	5,758	46,731	職員の人事異動に伴う赴任旅費の補正である。
(2) 人事給与管理事務費	734	21,972	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員研修事業費	△ 3,491	33,435	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 退職手当基金積立金	30,000	1,234,922	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 6 目 職員厚生費	△ 251	459,509	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 3,122		(5) 災害補償費 65
財産収入	△ 1,037		(8) 旅費 △ 195
県債	△ 4,000		(10) 需用費 △ 4,542
一般歳入	7,908		(11) 役務費 △ 611
			(12) 委託料 △ 5,496
			(13) 使用料及び賃借料 △ 54
			(14) 工事請負費 △ 2,226
			(18) 負担金、補助及び交付金 12,808
(1) 非常勤職員等災害補償費	65	2,741	静岡県議会の議員、その他非常勤職員の公務災害補償等に要する経費の補正である。
(2) 職員健康指導事業費	△ 516	138,675	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 職員厚生事業費	4,393	226,015	
ア 共済組合事務費負担金	12,808	97,834	地方職員共済組合静岡県支部に対する事務費等負担金の補正である。
イ もくせい会館管理運営費	△ 8,176	86,827	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職員福利厚生対策事業費	△ 239	41,354	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 職員住宅等維持管理費	△ 4,954	80,811	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 乳幼児一時預かり施設設置運営費	761	5,442	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 目 恩給及び退職年金費	△ 42	1,582	
(財源内訳) 一般歳入	△ 42		(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 42
(1) 一般職員恩給費	△ 42	1,582	退職職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 2 項 地域振興費	△ 59,221	1,678,851	
第 1 目 地域振興費	△ 48,371	1,149,531	
(財源内訳) 一般歳入	△ 48,371		(節内訳) (8) 旅費 △ 1,030 (10) 需用費 △ 522 (11) 役務費 △ 152 (12) 委託料 △ 2,500 (13) 使用料及び賃借料 △ 282 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 43,885
(1) 地域振興推進費	△ 61,931	224,700	
ア 地域振興事務費	△ 980	9,796	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域局活動事務費	△ 896	22,444	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 過疎地域へのイノベーション導入事業費	△ 2,500	12,500	事業費の確定に伴う補正である。
エ “ふじのくに”のフロンティア推進事業費	△ 57,555	116,445	事業費の確定に伴う補正である。
(2) コミュニティづくり推進費	△ 16,000	41,800	
ア コミュニティ施設整備費助成	△ 16,000	20,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市町村振興宝くじ交付金	29,560	883,031	交付金の確定に伴う補正である。
第 2 目 市町行財政費	△ 10,850	529,320	
(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 321 △ 53,000 42,471		(節内訳) (8) 旅費 △ 55 (10) 需用費 △ 35 (11) 役務費 △ 281 (12) 委託料 55,382 (13) 使用料及び賃借料 △ 194

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(17) 備品購入費 △ 59,624 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 6,043
(1) 市町行財政等支援費	△ 7,559	174,098	
ア 住民基本台帳ネットワークシステム維持管理費	△ 7,559	152,841	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 権限移譲事務交付金	3,076	335,076	交付金の確定に伴う補正である。
(3) 県営事業市町負担金軽減交付金	△ 6,046	19,929	交付金の確定に伴う補正である。
(4) 自衛官募集事務費	△ 321	217	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 3 項 選挙費	△ 42,796	4,069,654	
第 1 目 選挙管理委員会費	△ 5,159	26,072	
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,159		(節内訳) (1) 報酬 △ 5,572 (2) 給料 806 (3) 職員手当等 △ 488 (4) 共済費 95
(1) 職員給与費	△ 5,159	19,492	選挙管理委員会委員等の人件費の補正である。 ・報酬 △ 5,572 ・給料 806 一般職給 806 ・職員手当等 △ 488 扶養手当 △ 156 地域手当 29 住居手当 6 通勤手当 △ 299 期末手当 108 勤勉手当 201 児童手当 △ 377 ・共済費 95 地方職員共済組合等負担金 95
第 2 目 選挙啓発費	△ 622	19,697	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 622		(節内訳) (8) 旅費 △ 49 (10) 需用費 △ 800 (11) 役務費 △ 600 (12) 委託料 1,006 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 179

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 参議院議員選挙臨時啓 発費	△ 622	7,378	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 参議院議員選挙費	△ 37,015	1,572,885	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 37,015		(節内訳) (1) 報酬 △ 822 (3) 職員手当等 △ 2,002 (7) 報償費 △ 14 (8) 旅費 △ 1,639 (10) 需用費 △ 11,968 (11) 役務費 △ 5,594 (12) 委託料 △ 9,779 (13) 使用料及び賃借料 △ 1,553 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,644
(1) 参議院議員選挙執行経 費	△ 37,015	1,572,885	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 人事委員会費	△ 15,563	237,402	
第 1 目 委員会費	△ 3,287	17,897	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 28 △ 3,259		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,273 (3) 職員手当等 △ 1,513 (4) 共済費 △ 220 (8) 旅費 △ 281
(1) 委員給与費	△ 3,006	17,347	人事委員会委員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 1,273 ・職員手当等 △ 1,513 通勤手当 △ 106 期末手当 △ 1,407 ・共済費 △ 220 地方職員共済組合等負担金 △ 220
(2) 委員活動費	△ 281	550	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 12,276	219,505	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 227 △ 12,049		(節内訳) (2) 給料 △ 4,342 (3) 職員手当等 △ 5,996 (4) 共済費 △ 172 (7) 報償費 △ 6 (8) 旅費 △ 218 (10) 需用費 △ 868 (11) 役務費 △ 390 (13) 使用料及び賃借料 △ 284

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	△ 10,510	194,308	人事委員会事務局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 4,342 一般職給 △ 4,342 ・職員手当等 △ 5,996 扶養手当 △ 885 地域手当 △ 271 住居手当 688 通勤手当 △ 936 管理職手当 △ 796 時間外勤務手当 △ 1 期末手当 △ 1,397 勤勉手当 △ 1,518 児童手当 △ 880 ・共済費 △ 172 地方職員共済組合等負担金 △ 172
(2) 事務局運営活動費	△ 1,766	25,197	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 監査委員費	△ 18,302	273,810	
第 1 目 委員費	△ 975	34,406	
(財源内訳) 一般歳入	△ 975		(節内訳) (1) 報酬 △ 516 (3) 職員手当等 △ 212 (4) 共済費 △ 246 (8) 旅費 △ 28 (13) 使用料及び賃借料 27
(1) 委員給与費	△ 974	33,898	監査委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 516 ・職員手当等 △ 212 通勤手当 △ 100 期末手当 △ 112 ・共済費 △ 246 地方職員共済組合等負担金 △ 246
(2) 委員活動費	△ 1	508	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 事務局費	△ 17,327	239,404	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 88 △ 17,239		(節内訳) (2) 給料 △ 6,556 (3) 職員手当等 △ 8,962 (4) 共済費 △ 819 (8) 旅費 △ 399 (10) 需用費 △ 237 (11) 役務費 △ 22 (12) 委託料 △ 320 (13) 使用料及び賃借料 △ 12

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 職員給与費	△ 16,266	170,355	<p>監査委員事務局職員の人件費の補正である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 △ 6,556 <ul style="list-style-type: none"> 一般職給 △ 6,556 ・ 職員手当等 △ 8,962 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 1,509 地域手当 △ 1,046 住居手当 691 通勤手当 △ 156 管理職手当 877 時間外勤務手当 △ 3,239 期末手当 △ 2,392 勤勉手当 △ 1,798 児童手当 △ 390 ・ 共済費 △ 748 <ul style="list-style-type: none"> 地方職員共済組合等負担金 △ 748
(2) 事務局運営活動費	△ 741	8,839	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 監査業務のアウトソーシング推進費	△ 320	60,210	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 財務費	610,488	25,356,297	
第 1 項 財務費	568,829	13,695,419	
第 1 目 財務総務費	△ 229,123	4,898,025	
(財源内訳) 一般歳入	△ 229,123		(節内訳) (2) 給料 △ 93,998 (3) 職員手当等 △ 102,676 (4) 共済費 △ 32,425 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 24
(1) 職員給与費	△ 229,123	4,898,025	財務部職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 93,998 一般職給 △ 93,998 ・職員手当等 △ 102,676 扶養手当 △ 19 地域手当 △ 9,498 住居手当 △ 8,001 通勤手当 △ 470 管理職手当 △ 18,527 特殊勤務手当 △ 40,780 時間外勤務手当 47,363 休日勤務手当 30 期末手当 △ 33,615 勤勉手当 △ 43,060 児童手当 6,605 単身赴任手当 △ 2,704 ・共済費 △ 32,425 地方職員共済組合等負担金 △ 32,425 ・負担金、補助及び交付金 △ 24
第 2 目 財政管理費	3,636,486	3,930,937	
(財源内訳) 諸収入 財産収入 一般歳入	△ 46 285,000 3,351,532		(節内訳) (8) 旅費 △ 87 (10) 需用費 △ 22 (11) 役務費 △ 128 (13) 使用料及び賃借料 △ 273 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 4 (24) 積立金 3,637,000
(1) 財政管理運営費	△ 468	19,947	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 宝くじ発売事務費	△ 46	1,890	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 基金積立金	3,637,000	3,893,100	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 行政経営費	△ 97,072	2,172,554	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	40,140		(7) 報償費 △ 184
県債	△ 21,000		(8) 旅費 △ 679
一般歳入	△ 116,212		(10) 需用費 △ 55,285
			(11) 役務費 780
			(12) 委託料 △ 51,265
			(13) 使用料及び賃借料 △ 61
			(14) 工事請負費 △ 25,446
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 5,072
			(24) 積立金 40,140
(1) 行政経営事業費	△ 226	4,074	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 財産管理費	△ 3,142	71,121	
ア 県有財産管理費	△ 3,142	71,121	
(ア) 県有財産管理費	△ 369	2,894	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ファシリティマネジメント推進事業費	△ 847	32,153	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 劣化診断事業費	△ 1,277	25,723	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 次世代県庁舎あり方検討事業費	△ 649	10,351	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 県庁舎等管理費	△ 103,753	1,290,123	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 県庁舎等施設改修費	△ 30,091	562,109	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 県有建築物長寿命化等推進基金積立金	40,140	42,000	県有建築物の長寿命化や更新等の経費に充てる基金の積み立てに伴う補正である。
第 4 目 建築費	△ 12,032	41,768	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 12,032		(7) 報償費 △ 166
			(8) 旅費 △ 1,484
			(11) 役務費 △ 101
			(12) 委託料 △ 10,130
			(13) 使用料及び賃借料 △ 95
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 56
(1) 建築推進事業費	△ 1,902	17,898	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県有建築物 Z E B 化推進事業費	△ 10,130	23,870	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 目 諸費	△ 2,729,430	2,652,135	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,729,430		(節内訳) (9) 交際費 △ 307 (22) 償還金、利子及び割引料 △ 2,729,123
(1) 過年度支出金	△ 2,729,123	2,650,407	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 各部共通経費	△ 307	1,728	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 徴税费	115,427	9,339,384	
第 1 目 賦課徴收费	115,427	9,339,384	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 県債 一般歳入	△ 1,475 1,233 △ 191,000 306,669		(節内訳) (3) 職員手当等 △ 1,500 (4) 共済費 △ 1,000 (7) 報償費 7,000 (8) 旅費 △ 1,562 (10) 需用費 △ 12,278 (11) 役務費 △ 2,732 (12) 委託料 67,278 (13) 使用料及び賃借料 △ 827 (18) 負担金、補助及び交付金 61,048
(1) 県税賦課徴收费	45,673	1,472,330	
ア 県税賦課徴収事務費	△ 16,933	808,692	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県税電算処理費	△ 2,872	490,328	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地方税務行政高度化推進事業費	△ 334	35,098	
(ア) 地方税務行政高度化推進事業費	△ 334	2,098	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県税LGX推進事業費	△ 2,949	2,051	事業費の確定に伴う補正である。
オ ふるさと納税による魅力発信推進事業費	68,761	136,161	寄附受入額の増加に伴う補正である。
(2) 県税取扱費	69,754	7,867,054	
ア 特別徴収義務者等報償金	7,000	981,000	ゴルフ場利用税及び軽油引取税の特別徴収義務者等へ交付する報償金の補正である。
イ 自動車税等証紙売りさばき手数料	600	33,700	(一社) 静岡県自動車会議所へ交付する取扱手数料の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 県民税徴収市町交付金	58,154	6,550,154	交付金の確定に伴う補正である。
エ 地方消費税徴収取扱費	4,000	298,000	徴収取扱費の確定に伴う補正である。
第 3 項 出納費	△ 73,768	2,321,494	
第 1 目 出納総務費	△ 2,896	938,003	
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,896		(節内訳) (2) 給料 △ 2,817 (3) 職員手当等 △ 6,402 (4) 共済費 6,323
(1) 職員給与費	△ 2,896	938,003	出納局職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 2,817 一般職給 △ 2,817 ・職員手当等 △ 6,402 扶養手当 △ 285 地域手当 △ 1,542 住居手当 487 通勤手当 △ 1,434 管理職手当 △ 1,006 期末手当 △ 2,001 勤勉手当 △ 2,459 児童手当 1,460 単身赴任手当 378 ・共済費 6,323 地方職員共済組合等負担金 6,323
第 2 目 会計費	△ 49,311	958,152	
(財源内訳) 使用料及び手数料 諸収入 県債 一般歳入	58,000 △ 95 △ 26,000 △ 81,216		(節内訳) (1) 報酬 8 (3) 職員手当等 △ 272 (4) 共済費 △ 272 (8) 旅費 △ 662 (10) 需用費 △ 1,291 (11) 役務費 6,884 (12) 委託料 △ 52,738 (13) 使用料及び賃借料 △ 968
(1) 会計運営事務費	△ 1,148	10,606	会計事務の運営に要する経費の補正である。
(2) 証紙売りさばき管理費	7,236	165,636	証紙収入の売りさばきに伴う手数料等の補正である。
(3) 財務会計システム運用 事業費	△ 46,992	615,008	財務会計システムの運用に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 電子収納運用事業費	△ 396	12,666	県税納付及び自動車保有関係手続における電子収納等に要する経費の補正である。
(5) 地域出納運営事務費	△ 2,011	27,336	出納室の運営に要する経費の補正である。
(6) 出納局企画調整費	△ 6,000	2,000	出納施策の推進に必要な調査等に要する経費の補正である。
第 3 目 集中事務費	△ 21,561	425,339	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 1,709		(1) 報酬 △ 618
財産収入	335		(3) 職員手当等 △ 1,445
一般歳入	△ 20,187		(4) 共済費 △ 903
			(8) 旅費 △ 705
			(10) 需用費 △ 1,816
			(11) 役務費 △ 7,999
			(12) 委託料 △ 4,860
			(13) 使用料及び賃借料 △ 206
			(17) 備品購入費 △ 2,986
			(18) 負担金、補助及び交付金 43
			(26) 公課費 △ 66
(1) 集中事務管理運営費	△ 11,046	267,254	総務事務センターの運営及び本庁自動車の集中管理等に要する経費の補正である。
(2) 総合庁舎自動車管理費	△ 6,525	77,075	総合庁舎自動車の集中管理に要する経費の補正である。
(3) 庁用自動車更新事業費	△ 3,990	81,010	庁用自動車の更新等に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 款 危機管理費	△ 1,066,840	7,441,341	
第 1 項 危機管理費	△ 1,066,840	7,441,341	
第 1 目 危機管理総務費	23,045	946,683	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	12,395		(2) 給料 11,049
一般歳入	10,650		(3) 職員手当等 6,946
			(4) 共済費 5,050
(1) 危機管理総務費	23,045	946,683	危機管理部職員の人件費の補正である。
			・給料 11,049
			一般職給 11,049
			・職員手当等 6,946
			扶養手当 △ 1,665
			地域手当 697
			住居手当 △ 121
			通勤手当 8,102
			管理職手当 235
			特殊勤務手当 344
			時間外勤務手当 118
			宿日直手当 △ 14
			期末手当 644
			勤勉手当 766
			児童手当 △ 1,440
			単身赴任手当 △ 720
			・共済費 5,050
			地方職員共済組合等負担金 5,050
第 2 目 危機管理費	△ 1,089,885	6,494,658	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,023,036		(1) 報酬 △ 29
分担金及び負担金	△ 12,168		(4) 共済費 △ 567
寄附金	△ 296		(7) 報償費 △ 1,145
諸収入	△ 185		(8) 旅費 △ 2,282
県債	12,000		(10) 需用費 △ 33,263
一般歳入	△ 66,200		(11) 役務費 △ 11,170
			(12) 委託料 △ 825,552
			(13) 使用料及び賃借料 △ 46,998
			(14) 工事請負費 △ 31,850
			(17) 備品購入費 △ 134,456
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,336
			(26) 公課費 △ 237
(1) 危機管理対策費	△ 29,100	2,763,775	
ア 危機管理総合調整費	△ 29,469	683,196	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 「わたしの避難計画」 普及事業費	△ 3,000	27,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 震度情報ネットワーク 更新事業費	△ 1,000	10,500	事業費の確定に伴う補正である。
エ 防災DX連携強化事業 費	△ 4,900	0	事業費の確定に伴う補正である。
オ 防災情報システム改修 事業費	0	20,200	財源更正に伴う補正である。
カ 防災ヘリコプター活動 事業費	9,269	394,069	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地域防災対策活性化事 業費	△ 11,504	55,170	
ア 住家被害認定調査研修 事業費	△ 45	6,855	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域防災力強化支援事 業費	△ 200	5,700	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 次世代防災リーダー育 成事業費	△ 1,668	1,006	事業費の確定に伴う補正である。
エ 地震・火山調査研究事 業費	△ 9,081	20,319	事業費の確定に伴う補正である。
オ サテライト地震防災セ ンター事業費	△ 510	3,290	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 消防体制強化推進費	△ 11,016	190,084	
ア 消防学校施設保全事業 費	△ 11,016	1,584	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 救急高度化推進費	△ 23,580	98,092	
ア 救急安心電話相談運営 事業費	△ 23,580	82,320	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 原子力安全等対策費	△ 1,014,685	1,087,537	
ア 原発防災対策事業費	△ 116,482	579,984	
(ア) 原発防災対策事業費	△ 72,004	199,362	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(イ) 原発防災資機材等整備 事業費	△ 44,478	380,622	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 原発安全対策推進費	△ 898,203	507,553	
(ア) 原子力防災センター運 営費	△ 570	4,622	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 環境放射能対策事業費	△ 9,611	124,917	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 環境放射線測定用機器 整備事業費	△ 869,400	199,978	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 原子力発電広報対策事 業費	△ 5,543	35,782	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 環境放射線監視センタ ー庁舎等維持事業費	△ 13,000	133,433	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(カ) 防災・原子力学術会議 等運営費	△ 79	8,821	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 6 款 くらし・環境費	△ 357,580	8,299,847	
第 1 項 くらし・環境費	371,933	3,675,569	
第 1 目 くらし・環境総務費	38,663	2,789,863	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	8,135 30,528		(節内訳) (2) 給料 8,823 (3) 職員手当等 17,354 (4) 共済費 12,398 (18) 負担金、補助及び交付金 88
(1) 職員給与費	38,663	2,789,863	くらし・環境部職員の人件費の補正である。 ・給料 8,823 一般職給 8,823 ・職員手当等 17,354 扶養手当 1,562 地域手当 3,392 住居手当 △ 1,548 通勤手当 6,659 管理職手当 2,013 初任給調整手当 △ 252 特殊勤務手当 150 休日勤務手当 9 期末手当 610 勤勉手当 △ 115 児童手当 4,866 管理職員特別勤務手当 8 ・共済費 12,398 地方職員共済組合等負担金 12,398 ・負担金、補助及び交付金 88
第 2 目 くらし・環境企画費	333,270	885,706	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	219,677 113,593		(節内訳) (8) 旅費 △ 369 (10) 需用費 △ 294 (11) 役務費 △ 35 (12) 委託料 18,949 (13) 使用料及び賃借料 △ 81 (18) 負担金、補助及び交付金 315,100
(1) くらし・環境企画推進費	△ 578	22,858	
ア くらし・環境企画推進費	△ 578	6,858	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 移住・定住促進事業費	333,848	862,848	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 402,921千円) 本県への東京圏からの移住者に対する助成等を行う。
第 2 項 県民生活費	△ 69,551	529,978	
第 1 目 県民生活費	△ 69,551	529,978	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 23,402		(1) 報酬 △ 11,007
諸収入	△ 3,222		(3) 職員手当等 △ 4,250
一般歳入	△ 42,927		(4) 共済費 △ 6,811
			(7) 報償費 △ 2,240
			(8) 旅費 △ 5,279
			(10) 需用費 △ 1,794
			(11) 役務費 △ 557
			(12) 委託料 6,508
			(13) 使用料及び賃借料 △ 905
			(14) 工事請負費 △ 6,500
			(17) 備品購入費 △ 1,438
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 35,278
(1) 県民生活事業費	△ 43,492	296,029	
ア 消費生活事業費	△ 33,952	175,042	
(ア) 消費者行政総合推進事業費	△ 5,339	79,715	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 消費者行政強化促進事業費	△ 28,086	79,214	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 賀茂広域消費生活センター運営事業費	△ 527	10,173	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県民相談事業費	△ 1,113	11,800	事業費の確定に伴う補正である。
ウ NPO推進事業費	△ 617	31,583	事業費の確定に伴う補正である。
エ 心のUD推進事業費	△ 369	1,616	事業費の確定に伴う補正である。
オ 渉外調整費	△ 100	1,090	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 県民生活センター管理運営費	△ 7,341	74,898	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 防犯・交通安全対策推進費	△ 37,784	59,584	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 防犯まちづくり推進事業費	△ 36,548	44,670	
(ア) 防犯まちづくり推進事業費	△ 291	7,009	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 性暴力被害者支援センター運営事業費	△ 1,623	23,114	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 犯罪被害者等支援推進事業費	△ 33,615	10,485	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 通学路防犯カメラ設置事業費助成	311	2,792	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 再犯防止推進事業費	△ 1,330	1,270	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全県民運動事業費	△ 1,236	14,914	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 男女共同参画施策推進費	11,725	174,365	
ア 男女共同参画推進事業費	5,818	9,118	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 6,760千円) 男女共同参画を推進するための事業を行う。 ・知事褒賞表彰式の開催 ほか
イ あざれあ運営・管理費	△ 638	121,262	事業費の確定に伴う補正である。
ウ あざれあ維持・補修費	△ 677	10,523	事業費の確定に伴う補正である。
エ 女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業費	△ 510	1,760	事業費の確定に伴う補正である。
オ 性の多様性理解等促進事業費	△ 789	6,061	
(ア) 性の多様性理解等促進事業費	△ 389	2,761	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくにレインボープロジェクト事業費	△ 400	3,300	事業費の確定に伴う補正である。
カ フェムテックによる女性活躍推進事業費	8,521	19,721	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 8,600千円) 女性が働きやすい職場環境の整備促進のため、企業におけるフェムテックの活用等を支援する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 項 建築住宅費	△ 88,558	1,494,532	
第 1 目 住宅対策費	△ 42,433	99,098	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,313		(7) 報償費 △ 640
諸収入	△ 17		(8) 旅費 △ 104
一般歳入	△ 40,103		(10) 需用費 △ 348
			(12) 委託料 △ 51
			(13) 使用料及び賃借料 △ 48
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 41,242
(1) 住宅行政推進費	△ 369	7,746	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 住宅セーフティネット 推進事業費	△ 2,313	2,587	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 豊かな暮らし空間創生 事業費	△ 228	3,222	事業費の確定に伴う補正である。
(4) ふじのくにライフスタ イル創出住宅リフォー ム事業費助成	△ 15,203	16,990	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 省エネ住宅普及推進事 業費	△ 17,304	40,690	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 空き家活用促進事業費	△ 1,589	5,211	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 被災者住宅再建事業費 助成	△ 5,427	4,473	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 建築安全推進費	△ 46,125	556,437	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 700		(8) 旅費 △ 1,726
一般歳入	△ 45,425		(10) 需用費 △ 500
			(11) 役務費 △ 500
			(12) 委託料 △ 349
			(13) 使用料及び賃借料 △ 50
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 43,000
(1) 震災建築物対策事業費	△ 366	1,878	事業費の確定に伴う補正である。
(2) プロジェクト「TOU K A I - 0」総合支援 事業費	△ 44,000	527,600	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 建築指導行政費(確認 検査)	△ 1,759	10,759	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 環境費	△ 571,404	2,599,768	
第 1 目 環境政策費	△ 487,535	2,410,220	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 38,783		(1) 報酬 △ 14,226
寄附金	△ 3,226		(3) 職員手当等 △ 5,168
諸収入	△ 243,889		(4) 共済費 △ 4,527
財産収入	△ 3,488		(7) 報償費 △ 867
繰入金	△ 9,855		(8) 旅費 △ 1,862
県債	△ 8,000		(10) 需用費 △ 1,113
一般歳入	△ 180,294		(11) 役務費 △ 1,829
			(12) 委託料 △ 64,947
			(13) 使用料及び賃借料 △ 578
			(14) 工事請負費 △ 347,042
			(17) 備品購入費 6,586
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 48,962
			(24) 積立金 △ 3,000
(1) 環境企画推進費	12,958	62,510	
ア 環境ビジネス・ESG 金融普及拡大事業費	12,958	26,458	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 12,958千円) 環境ビジネスやESG金融の普及拡大のため、環 境ビジネスコンテスト等を行う。
(2) 地球環境費	△ 20,095	364,090	
ア 脱炭素社会実現推進事 業費	△ 20,095	356,605	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 環境ふれあい費	△ 10,196	280,657	
ア 自然ふれあい施設管理 費	△ 117	143,522	
(ア) 自然ふれあい施設管理 運営費	△ 117	127,922	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県有林管理事業費	△ 12,214	46,500	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 県民参加の森づくり・ 緑化推進事業費	3,646	8,746	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,646千円) 県民・企業の森づくり活動や地域のボランティ アによる緑化活動の推進等を行う。
エ 30by30推進事業費	△ 1,511	5,589	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 自然保護費	△ 17,355	452,200	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 自然環境保護・保全対策事業費	△ 4,500	363,900	
(ア) 野生鳥獣緊急対策事業費	△ 4,500	305,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 富士山浜名湖環境保全推進事業費	△ 3,708	15,147	
(ア) 富士山環境保全推進事業費	△ 3,708	13,603	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 南アルプス環境保全推進事業費	△ 9,147	69,853	
(ア) 南アルプス生態系保全事業費	△ 208	10,492	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 南アルプス魅力発信事業費	△ 5,939	8,261	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 南アルプス環境保全基金積立金	△ 3,000	12,000	寄附金等の確定に伴う補正である。
(5) 廃棄物リサイクル費	△ 396,950	245,905	
ア 廃棄物適正処理推進事業費	△ 376,298	157,173	
(ア) 県有PCB廃棄物処理管理事業費	△ 28,117	69,883	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 不法投棄対策事業費	△ 348,181	36,519	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海岸漂着物等対策事業費助成	△ 20,652	56,988	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6) 生活環境費	2,740	163,793	
ア 環境保全推進事業費	△ 1,616	19,790	
(ア) 環境影響評価審査指導費	△ 1,248	19,052	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 公害紛争処理事業費	△ 368	738	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大気環境保全対策事業費	5,877	99,048	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 大気測定局重点整備事業費	5,877	39,148	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水質調査事業費	△ 1,521	44,955	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 水資源費	△ 16,610	683,489	
ア 水資源対策事業費	87	78,522	
(ア) 水資源企画調整事業費	340	7,475	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地下水観測・調査事業費	△ 61	39,739	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 静岡県水循環保全事業費	△ 192	28,308	事業費の確定に伴う補正である。
イ 長島ダム対策事業費	△ 5,877	594,967	
(ア) 長島ダム管理費等助成	△ 5,877	484,906	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 水道指導事業費	△ 10,820	10,000	
(ア) 水道広域化推進事業費	△ 300	820	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 賀茂地域水インフラ広域防災計画策定事業費	△ 10,520	7,180	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(8) 盛土対策費	△ 42,027	157,576	
ア 盛土造成行為適正化推進事業費	△ 36,705	70,195	事業費の確定に伴う補正である。
イ 宅地耐震化事業費助成	△ 5,322	8,381	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 環境衛生科学研究所費	△ 83,869	189,548	
(財源内訳) 諸収入	△ 83,869		(節内訳) (7) 報償費 △ 106 (8) 旅費 △ 2,580 (10) 需用費 △ 17,059 (11) 役務費 △ 664 (12) 委託料 △ 22,840 (13) 使用料及び賃借料 △ 17,551 (17) 備品購入費 △ 22,042 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,004 (26) 公課費 △ 23
(1) 環境衛生科学研究所運営費	△ 83,869	189,548	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 7 款 スポーツ・文化観光費	324,790	14,735,668	
第 1 項 スポーツ・文化観光費	276,344	2,182,433	
第 1 目 スポーツ・文化観光総務費	277,928	2,099,318	
(財源内訳) 一般歳入	277,928		(節内訳) (2) 給料 146,182 (3) 職員手当等 78,699 (4) 共済費 56,245 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,198
(1) 職員給与費	277,928	2,099,318	スポーツ・文化観光部職員の人件費の補正である。 ・給料 146,182 一般職給 146,182 ・職員手当等 78,699 扶養手当 1,953 地域手当 6,532 住居手当 4,518 通勤手当 9,073 管理職手当 1,651 期末手当 30,325 勤勉手当 24,426 児童手当 221 ・共済費 56,245 地方職員共済組合等負担金 56,245 ・負担金、補助及び交付金 △ 3,198
第 2 目 スポーツ・文化観光企画費	△ 1,584	83,115	
(財源内訳) 諸収入 一般歳入	△ 157 △ 1,427		(節内訳) (1) 報酬 △ 202 (3) 職員手当等 △ 404 (4) 共済費 △ 364 (8) 旅費 △ 47 (10) 需用費 △ 67 (11) 役務費 △ 500
(1) スポーツ・文化観光企画推進費	△ 1,584	83,115	
ア スポーツ・文化観光企画推進費	△ 1,470	17,329	事業費の確定に伴う補正である。
イ 東京ガールズコレクション開催事業費	△ 114	32,386	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 スポーツ費	81,307	1,251,520	
第 1 目 スポーツ費	81,307	1,251,520	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	43,112		(1) 報酬 △ 487
寄附金	30,555		(3) 職員手当等 △ 193
諸収入	913		(4) 共済費 △ 193
財産収入	355		(8) 旅費 △ 2,669
一般歳入	6,372		(10) 需用費 △ 1,744
			(11) 役務費 △ 710
			(12) 委託料 36,297
			(13) 使用料及び賃借料 △ 385
			(18) 負担金、補助及び交付金 19,481
			(24) 積立金 31,910
(1) スポーツ交流関連事業費	78,407	244,000	
ア スポーツ交流推進事業費	△ 1,700	34,000	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大規模国際スポーツ大会レガシー推進事業費	1,548	26,548	国の補正予算等に伴う補正である。
ウ スポーツまちづくり事業費助成	2,241	12,241	国の補正予算等に伴う補正である。
エ スポーツの成長産業化推進事業費	22,050	68,550	国の補正予算等に伴う補正である。
オ スポーツコミッション Shizuoka 推進事業費	4,858	45,858	国の補正予算等に伴う補正である。
カ e スポーツ未来共創事業費	17,500	17,500	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 17,500千円) 市場規模の拡大が見込まれる e スポーツの裾野拡大や民間参入を促進するための施策を行う。
キ スポーツ振興基金積立金	31,910	39,303	寄附金等の確定に伴う補正である。
(2) 生涯スポーツ振興費	△ 522	35,698	
ア 生涯スポーツ振興事業費	△ 469	21,181	事業費の確定に伴う補正である。
イ 地域スポーツ環境づくり推進事業費	△ 53	12,147	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 障害者スポーツ振興関連事業費	△ 326	99,974	
ア パラスポーツの聖地づくり推進事業費	△ 224	14,976	事業費の確定に伴う補正である。
イ 東京2025デフリンピック推進事業費	△ 102	23,098	事業費の確定に伴う補正である。
(4) スポーツ施設管理運営費	0	476,700	財源更正に伴う補正である。
(5) 競技スポーツ振興事業費	3,748	333,748	
ア 競技力向上対策事業費	3,748	333,748	国の補正予算等に伴う補正である。
第 3 項 文化費	△ 10,651	5,424,441	
第 1 目 文化事業費	89,090	3,412,124	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	121,803		(7) 報償費 △ 1,500
諸収入	1,300		(8) 旅費 2,089
県債	△ 38,000		(10) 需用費 △ 1,627
一般歳入	3,987		(11) 役務費 324
			(12) 委託料 74,340
			(13) 使用料及び賃借料 △ 23
			(14) 工事請負費 △ 42,706
			(17) 備品購入費 △ 257
			(18) 負担金、補助及び交付金 58,450
(1) 文化振興事業費	75,778	540,164	
ア 文化の力を活用した地域活性化事業費	19,020	19,020	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 19,020千円) 文化の力を福祉や観光、ビジネス等の多分野に活用し、地域社会全体の活性化を図る。
イ 文化振興推進事業費	△ 528	21,613	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 文化芸術における静岡ブランド創造・発信事業費	2,766	23,966	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 2,766千円) 海外との文化交流等を通じ、県内の文化振興を図る。
エ アーツカウンシル運営事業費助成	6,200	136,200	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 6,200千円) 県民主体の創造的活動を支援するため、アーツカウンシルしずおかの運営に対して助成する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 子どもが文化と出会う 機会創出事業費	71,680	156,780	国の補正予算等に伴う補正である。
カ ふじのくに文化芸術の 祭典推進事業費	△ 659	40,546	事業費の確定に伴う補正である。
キ 東部・伊豆地域文化ネ ットワーク推進事業費	△ 25	54,375	事業費の確定に伴う補正である。
ク 文化施設の観光活用推 進事業費	△ 22,480	47,520	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ケ 文化力強化アウトリー チ事業費	△ 196	22,204	事業費の確定に伴う補正である。
(2) グランシップ管理運営 関連事業費	△ 42,963	2,461,961	
ア グランシップ管理運営 事業費	0	925,924	財源更正に伴う補正である。
イ グランシップ修繕事業 費	△ 42,963	1,536,037	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 舞台芸術センター関連 事業費	56,275	409,999	
ア 「演劇の都」推進事業 費	56,275	116,275	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 56,275千円) 「演劇の都」づくりを推進するため、演劇アカ デミーの運営等を行う。
イ 舞台芸術拠点施設管理 運営事業費	0	58,724	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 文化財費	△ 29,798	285,927	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 13,908		(1) 報酬 △ 1
諸収入	△ 10,050		(3) 職員手当等 △ 2
県債	△ 4,000		(4) 共済費 △ 18
一般歳入	△ 1,840		(7) 報償費 △ 74
			(8) 旅費 △ 920
			(10) 需用費 △ 1,160
			(11) 役務費 △ 858
			(12) 委託料 △ 22,228
			(13) 使用料及び賃借料 △ 526
			(17) 備品購入費 △ 20
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 3,982
			(26) 公課費 △ 9

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 文化財行政費	△ 574	6,121	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 文化財保存活用費	△ 5,973	225,967	
ア 文化財保存活用費	△ 1,321	11,979	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化財保存活用推進事業費	△ 4,586	207,114	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 無形民俗文化財持続可能化事業費	△ 66	6,424	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 埋蔵文化財保存活用費	△ 23,251	53,839	
ア 埋蔵文化財センター管理運営費	△ 895	29,830	事業費の確定に伴う補正である。
イ 文化財調査受託事業費	△ 22,356	24,009	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 世界遺産推進費	△ 88,725	1,131,793	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 500		(7) 報償費 △ 121
寄附金	3,250		(8) 旅費 △ 1,256
使用料及び手数料	1,056		(10) 需用費 △ 8,641
諸収入	1,196		(11) 役務費 △ 633
財産収入	3,236		(12) 委託料 △ 86,069
繰入金	△ 90,302		(13) 使用料及び賃借料 △ 738
一般歳入	△ 6,661		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 891
			(24) 積立金 9,624
(1) 世界遺産推進費	△ 88,725	1,131,793	
ア 富士山世界遺産センター管理運営事業費	△ 2,432	285,168	事業費の確定に伴う補正である。
イ 富士山後世継承基金積立金	9,624	442,206	寄附金等の確定に伴う補正である。
ウ 富士山富士宮口五合目来訪者施設(仮称)整備事業費	1,295	33,795	事業費の確定に伴う補正である。
エ 「富士山」後世への継承推進事業費	△ 10,706	56,694	事業費の確定に伴う補正である。
オ 富士山の保全と安全登山強化事業費	△ 86,160	308,840	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
カ 「韮山反射炉」後世への継承推進事業費	△ 346	5,090	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 美術館費	14,136	445,651	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	8,391		(1) 報酬 △ 700
寄附金	△ 2,011		(3) 職員手当等 △ 950
使用料及び手数料	△ 3,011		(4) 共済費 △ 430
諸収入	15,227		(7) 報償費 1,040
財産収入	2,562		(8) 旅費 △ 396
一般歳入	△ 7,022		(10) 需用費 845
			(11) 役務費 10,197
			(12) 委託料 2,180
			(13) 使用料及び賃借料 △ 312
			(18) 負担金、補助及び交付金 100
			(24) 積立金 2,562
(1) 美術館運営事業費	11,574	442,274	国の補正予算等に伴う補正である。
(2) 美術博物館建設基金積立金	2,562	3,377	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 5 目 地球環境史ミュージアム費	4,646	148,946	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	3,035		(7) 報償費 135
使用料及び手数料	55		(8) 旅費 45
諸収入	149		(10) 需用費 307
財産収入	△ 176		(11) 役務費 489
一般歳入	1,583		(12) 委託料 3,670
(1) ふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業費	4,646	148,946	国の補正予算等に伴う補正である。
第 4 項 観光交流費	23,169	2,789,768	
第 1 目 観光費	23,169	2,789,768	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	40,452		(7) 報償費 △ 12
寄附金	5,000		(8) 旅費 △ 767
使用料及び手数料	△ 85		(10) 需用費 △ 976
財産収入	△ 90		(11) 役務費 △ 229
県債	△ 55,000		(12) 委託料 58,920
一般歳入	32,892		(13) 使用料及び賃借料 △ 30
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 33,737

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 観光交流推進費	23,169	2,789,768	
ア 観光施策推進費	△ 4,606	26,126	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 観光交流促進事業費	27,775	1,555,677	
(ア) インバウンド推進事業費	18,000	223,500	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 18,000千円) インバウンド需要の更なる拡大を図るため、旅行者ニーズに応じた情報発信や旅行商品の造成・販売への支援を行う。
(イ) 時流を捉えた押し旅推進事業費	△ 5,624	137,176	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ) 誘客推進事業費	2,939	62,685	国の補正予算等に伴う補正である。
(エ) 教育旅行推進事業費	△ 964	26,536	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) ガストロノミーツーリズム推進事業費	△ 1,677	65,523	事業費の確定等に伴う補正である。
(カ) おもてなし推進事業費	△ 228	21,978	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 宿泊業の経営力基盤強化事業費助成	△ 53,794	44,206	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 高付加価値宿泊施設誘致推進事業費	△ 71	5,929	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) アクセシブル・ツーリズム推進事業費	△ 544	19,456	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 広域連携による観光誘客推進事業費	△ 262	17,738	事業費の確定に伴う補正である。
(サ) インバウンド消費倍増推進事業費	70,000	70,000	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 70,000千円) インバウンドの旅行消費額の拡大を図るため、高付加価値旅行者にニーズの高いコンテンツを活用した誘客促進の取組を行う。
ウ 観光施設整備事業費	0	1,100,000	財源更正に伴う補正である。
エ 日本平山頂シンボル施設管理運営事業費	0	47,159	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 項 空港振興費	△ 45,379	3,087,506	
第 1 目 空港振興費	△ 45,379	3,087,506	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	4,350		(8) 旅費 △ 1,442
財産収入	3,410		(10) 需用費 △ 1,069
繰入金	△ 8,000		(11) 役務費 △ 187
県債	△ 40,000		(12) 委託料 △ 8,051
一般歳入	△ 5,139		(13) 使用料及び賃借料 △ 80
			(14) 工事請負費 19,000
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 70,055
			(24) 積立金 16,505
(1) 空港行政費	1,961	28,218	事業費の確定等に伴う補正である。
(2) 空港施設整備事業費	△ 45,262	1,805,673	事業費の確定等に伴う補正である。
(3) 航空保安高度化事業費	△ 10,949	76,051	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 空港周辺地域振興推進事業費	△ 8,000	129,132	
ア 空港周辺地域連携事業費	△ 8,000	53,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(5) 静岡県空港建設等基金積立金	16,505	22,095	基金運用益の確定等に伴う補正である。
(6) 空港企画広報推進事業費	△ 422	4,929	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 富士山静岡空港交流促進事業費	788	984,408	
ア 就航・海外交流促進事業費	△ 7,346	594,654	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 空港定期便拡充促進事業費	△ 566	203,034	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 富士山静岡空港“地産地出プロジェクト”推進事業費	8,700	17,400	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 8,700千円) 航空物流を活用した地産品の販売や輸送等への支援を行う。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 款 健康福祉費	△ 272,881	297,861,962	
第 1 項 健康福祉費	32,148	11,251,674	
第 1 目 健康福祉総務費	151,583	10,980,985	
(財源内訳) 国庫支出金	9,971		(節内訳) (2) 給料 83,977
諸収入	△ 1,715		(3) 職員手当等 20,394
一般歳入	143,327		(4) 共済費 47,623
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 411
(1) 職員給与費	151,583	10,980,985	健康福祉部職員の人件費の補正である。 ・給料 83,977 一般職給 83,977 ・職員手当等 20,394 扶養手当 △ 3,729 地域手当 1,115 住居手当 3,355 通勤手当 30,353 管理職手当 △ 6,540 初任給調整手当 3,753 特殊勤務手当 △ 1,379 時間外勤務手当 349 休日勤務手当 △ 3,026 夜間勤務手当 11 宿日直手当 905 期末手当 4,735 勤勉手当 △ 10,044 児童手当 △ 905 単身赴任手当 △ 1,052 管理職員特別勤務手当 2,493 ・共済費 47,623 地方職員共済組合等負担金 47,623 ・負担金、補助及び交付金 △ 411
第 2 目 健康福祉企画費	△ 119,435	270,689	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 6,534		(節内訳) (1) 報酬 △ 744
諸収入	16		(4) 共済費 22
財産収入	△ 26		(7) 報償費 △ 220
一般歳入	△ 112,891		(8) 旅費 1,081 (10) 需用費 △ 5,208 (11) 役務費 △ 3,283 (12) 委託料 △ 111,488 (13) 使用料及び賃借料 965 (17) 備品購入費 △ 352 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 221 (26) 公課費 13

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 健康福祉推進費	△ 115,998	86,078	
ア 健康福祉企画推進事業費	△ 3	41,497	
(ア) 健康福祉企画推進費	△ 3	25,497	事業費の確定に伴う補正である。
イ 保健・医療・福祉総合情報ネットワーク運営事業費	△ 114,411	31,389	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健統計事業費	△ 1,584	13,192	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 健康福祉センター運営費	△ 3,397	179,771	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域で支える災害弱者支援体制促進事業費	△ 40	4,840	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 福祉長寿費	△ 14,787	70,217,303	
第 1 目 地域福祉費	131,363	2,600,093	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 11,253		(1) 報酬 2
繰入金	△ 302		(3) 職員手当等 △ 700
県債	△ 1,000		(4) 共済費 20
一般歳入	143,918		(7) 報償費 △ 173
			(8) 旅費 △ 3,214
			(10) 需用費 △ 1,367
			(11) 役務費 △ 80
			(12) 委託料 △ 5,331
			(13) 使用料及び賃借料 △ 654
			(14) 工事請負費 △ 3,565
			(17) 備品購入費 △ 192
			(18) 負担金、補助及び交付金 146,617
(1) 地域福祉推進費	139,777	2,358,449	
ア 地域福祉活動費	△ 6,584	977,005	
(ア) 地域福祉活動団体活動促進事業費助成	△ 1,351	83,221	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地域福祉活動団体運営事業費助成	△ 28	79,390	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 福祉サービス利用推進事業費	5,640	80,279	生活保護受給者のサービス利用料等の助成に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 地域福祉活動支援事業費助成	△ 539	5,661	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 民生委員・児童委員活動推進費助成	△ 73	338,027	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 民生委員等研修事業費	△ 408	2,192	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 民生委員・児童委員一斉改選事務費	△ 1,373	12,427	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 総合社会福祉会館管理運営事業費	△ 1,405	232,495	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 成年後見推進事業費	△ 62	40,698	事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 民生委員・児童委員活動支援事業費	△ 1,885	4,215	事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業費	0	9,300	財源更正に伴う補正である。
(シ) 重層的支援体制整備事業費助成	△ 5,100	85,300	市町の重層的支援体制整備事業費執行見込額の変更に伴う補正である。
イ 低所得者更生援護費	△ 5,345	51,705	
(ア) 生活福祉資金貸付推進事業費助成	△ 5,399	51,001	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ホームレス実態調査事業費	54	704	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 社会福祉施設等指導費	185,069	1,021,638	
(ア) 社会福祉推進事業費	△ 3,885	36,517	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業費助成	188,954	978,954	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 民間社会福祉施設整備償還金助成事業費	△ 33,363	308,101	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 福祉人材確保事業費	△ 240	131,511	
ア 福祉人材確保対策事業費	△ 240	89,060	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 人権・同和対策等事業費	△ 8,174	110,133	
ア 人権同和対策事業推進費	△ 300	78,527	
(ア) 人権同和対策推進事業費	△ 300	8,200	事業費の確定に伴う補正である。
イ 人権問題啓発事業費	△ 7,874	31,606	
(ア) 人権啓発活動事業費	△ 7,317	16,611	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 人権啓発センター運営等事業費	20	12,138	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 人権啓発等推進事業費	△ 577	2,857	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 生活保護費	△ 206,152	3,923,658	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 127,380		(節内訳) (3) 職員手当等 △ 208
諸収入	△ 15,017		(7) 報償費 213
一般歳入	△ 63,755		(8) 旅費 △ 59
			(11) 役務費 △ 132
			(12) 委託料 604
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,363
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 33,760
			(19) 扶助費 △ 171,447
(1) 生活援護推進費	△ 206,152	3,923,658	
ア 社会福祉統計調査費	1,313	3,736	事業費の確定に伴う補正である。
イ 生活援護事業費	△ 207,465	3,919,922	
(ア) 生活保護費	△ 202,787	3,747,213	被保護人員の変動等に伴う補正である。
(イ) 要保護世帯法外援護等事業費	0	3,282	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 生活保護運営対策事業費	△ 963	40,037	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 住居確保給付金	△ 3,500	1,000	支給件数の変動等に伴う補正である。
(オ) 生活困窮者自立支援事業費	△ 5	70,095	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(カ) ふじのくに型学びの心 育成支援事業費	△ 89	30,725	事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 生活保護受給者健康管 理支援事業費	△ 121	1,379	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 長寿社会費	68,656	63,616,676	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 49,623		(1) 報酬 △ 112
諸収入	△ 275,234		(7) 報償費 △ 7,924
財産収入	2,200		(8) 旅費 △ 3,845
繰入金	△ 374,123		(10) 需用費 △ 567
県債	△ 263,000		(11) 役務費 110
一般歳入	1,028,436		(12) 委託料 △ 25,022
			(13) 使用料及び賃借料 △ 933
			(17) 備品購入費 143
			(18) 負担金、補助及び交付金 104,606
			(24) 積立金 2,200
(1) 高齢者健康いきいき県 づくり推進費	△ 1,014	197,817	
ア 高齢社会総合対策推進 費	△ 1,014	17,801	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 地域包括ケアシステム 推進費	123,377	2,927,317	
ア 地域包括ケア推進事業 費	△ 65,945	201,555	事業費の確定に伴う補正である。
イ 医療・介護関連データ 分析事業費	△ 608	2,892	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域支援事業費県交付 金	198,151	2,509,151	市町の地域支援事業費執行見込額の変更に伴う 補正である。
エ 認知症総合対策推進費	△ 9,221	122,719	
(ア) 認知症総合対策推進事 業費	△ 3,761	91,379	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 認知症の人をみんなで 支える地域づくり推進 事業費	△ 5,460	31,340	事業費の確定に伴う補正である。
オ 在宅療養・介護支援事 業費	1,000	61,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 介護保険制度推進費	△ 53,707	60,491,542	
ア 介護サービス推進事業費	△ 602,819	10,304,178	
(ア) 介護サービス向上促進事業費	△ 403	3,894	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 介護保険関連施設整備事業費助成	△ 540,777	2,183,415	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護施設等自家発電設備等整備事業費助成	△ 55,377	101,131	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護サービス事業所等物価高騰対策支援事業費	△ 6,262	2,179,738	事業費の確定に伴う補正である。
イ 介護保険事業費	579,021	49,274,564	
(ア) 介護給付費等県負担金	600,000	48,400,000	市町の介護給付費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 軽費老人ホーム事務費助成	△ 13,757	721,243	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護保険制度施行運営費	△ 7,738	45,805	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 介護保険財政安定化基金繰出金	2,200	11,800	基金運用益の確定に伴う補正である。
(オ) 介護保険低所得者利用者負担金助成	4,000	88,000	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 介護支援専門員水準向上事業費	△ 5,684	7,716	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 介護人材確保対策事業費	△ 29,909	912,800	
(ア) 訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費	△ 80	3,920	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 地域づくり人材を活用した介護人材確保モデル事業費	△ 2,789	11,811	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 介護人材就業・定着促進事業費	△ 964	17,536	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) 介護事業所業務革新推進事業費	△ 1,140	10,860	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 介護人材育成事業費	△ 10,277	131,523	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 介護分野 I C T 化等事業費助成	△ 10,000	473,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 外国人介護人材確保総合対策事業費	△ 4,659	103,741	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 遺家族等援護費	△ 8,654	76,876	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 7,860		(4) 共済費 △ 624
諸収入	△ 312		(7) 報償費 △ 131
一般歳入	△ 482		(8) 旅費 △ 585
			(10) 需用費 △ 2,145
			(11) 役務費 △ 1,017
			(12) 委託料 △ 1,571
			(13) 使用料及び賃借料 △ 181
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,400
(1) 戦没者遺族及び戦傷病者等援護事業費	△ 8,654	76,876	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 こども若者費	2,755,270	57,096,521	
第 1 目 こども若者費	2,755,270	57,096,521	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	213,598		(1) 報酬 △ 8,546
寄附金	3,000		(2) 給料 7,150
諸収入	△ 241,406		(3) 職員手当等 △ 8,674
財産収入	3,495		(4) 共済費 △ 1,038
繰入金	727,153		(7) 報償費 △ 1,443
県債	△ 19,000		(8) 旅費 △ 2,491
一般歳入	2,068,430		(10) 需用費 △ 6,652
			(11) 役務費 △ 1,674
			(12) 委託料 △ 63,571
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,121
			(14) 工事請負費 703
			(18) 負担金、補助及び交付金 2,029,414
			(19) 扶助費 77,754
			(22) 償還金、利子及び割引料 729,424
			(24) 積立金 3,495
			(26) 公課費 40
			(27) 繰出金 2,500
(1) 少子化対策推進費	△ 50,650	475,750	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア ふじのくに少子化対策特別推進事業費	△ 25,400	316,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ ふじのくに出会い応援事業費	3,000	40,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに新・少子化突破展開事業費助成	△ 8,000	91,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ こども・若者意見反映推進事業費	△ 4,250	8,150	事業費の確定に伴う補正である。
オ 男性育児休業長期取得促進事業費助成	△ 16,000	8,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 保育サービス推進費	1,335,083	26,226,090	
ア 質の高い保育の確保推進費	1,135,966	24,322,723	
(ア) 保育士登録制度事業費	△ 230	6,870	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 子ども・子育て支援給付費負担金	940,177	23,788,177	保育所等入所児童数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 保育士修学資金等貸付事業費助成	196,019	464,417	保育士資格取得を目指す学生の修学や潜在保育士の保育所復帰などに係る経費の貸付を行う。
イ 保育サービス推進費	199,117	1,903,367	
(ア) 保育対策等促進事業費助成	248,170	993,670	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 多様な保育推進事業費助成	△ 38,263	657,737	市町の乳幼児保育事業執行見込額の変更に伴う補正である。
(ウ) こどもの安心・安全対策支援事業費助成	△ 10,790	5,960	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域における子育て支援推進費	1,309,763	14,400,377	
ア 地域における子育て支援推進費	781,773	2,270,160	
(ア) しずおかふじさんっこ推進事業費	△ 1,638	11,262	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 安心こども基金積立金	3,495	9,928	基金運用益の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 安心こども基金返還金	729,424	729,424	安心こども基金の残金を取り崩し、国に返還する。
(エ) 子育て支援事業費助成	52,063	1,512,663	市町の子育て支援事業執行見込額の変更に伴う補正である。
(オ) 子育て支援員養成事業費	△ 1,571	6,883	事業費の確定に伴う補正である。
イ 放課後児童対策費	316,990	2,779,177	
(ア) 放課後児童クラブ運営費助成	335,203	2,662,103	市町の放課後児童クラブ運営費執行見込額の変更に伴う補正である。
(イ) 子育て支援施設整備費助成	△ 17,000	111,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 放課後児童支援員等資質向上研修事業費	△ 1,213	6,074	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 子育て家庭の経済的支援費	211,000	9,349,000	
(ア) 児童手当給付費負担金	△ 20,000	6,680,000	支給対象者数の変動等に伴う補正である。
(イ) こども医療費助成	231,000	2,669,000	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(4) 母子保健推進費	137,941	1,058,150	
ア 乳幼児検査・健診事業費	△ 2,000	85,000	検査件数の変動等に伴う補正である。
イ 身体障害児育成医療等扶助費	△ 1,000	4,000	市町の育成医療給付見込額の変更に伴う補正である。
ウ 聴覚障害児の療育モデル事業費	115,000	275,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 125,000千円)
エ 小児慢性特定疾病医療費	43,000	341,000	年間見込額の変動に伴う補正である。
オ 不妊治療費(先進医療)助成	△ 16,000	88,400	年間見込額の変動に伴う補正である。
カ 不妊・不育総合支援事業費	216	7,147	市町の年間見込額の変動や不育症検査項目の追加に伴う補正である。
キ 子育て支援活動等推進費	△ 836	33,864	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ク 旧優生保護法一時金支給等事務費	△ 1,739	15,609	事業費の確定に伴う補正である。
ケ 妊婦のための支援給付事業費助成	1,300	57,000	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。
(5) 要保護児童等対応推進費	23,133	14,930,094	
ア 児童虐待防止対策費	104,606	13,039,130	
(ア) 児童相談所等活動推進費	△ 1,221	78,931	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 児童家庭支援センター運営費助成	5,500	82,700	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 一時保護児童収容費	17,418	195,840	一時保護児童数の変動等に伴う補正である。
(エ) 児童入所措置費	111,410	12,564,210	措置児童数の変動等に伴う補正である。
(オ) SNS悩み相談窓口事業費	△ 28,501	22,917	事業費の確定に伴う補正である。
イ 社会的養護体制推進費	△ 80,563	893,660	
(ア) 三方原学園給食棟整備事業費	△ 5,240	0	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県立児童福祉施設運営費	△ 15,943	298,920	入所児童数の変動等に伴う補正である。
(ウ) 里親養育援助事業費	△ 14,019	36,686	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 被措置児童等支援事業費	△ 2,541	19,959	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 社会的養護入所者環境改善事業費	266	52,666	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 児童養護施設等整備費助成	△ 12,142	193,358	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 社会的養護自立支援事業費	△ 65	35,550	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) こどもの居場所応援事業費助成	△ 1,177	23,123	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
(ケ) 新たな子育て支援基盤整備事業費助成	△ 14,055	23,945	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(コ) 児童養護施設等体制強化事業費助成	△ 15,647	66,553	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
ウ DV防止対策費	△ 4,112	112,402		
(ア) DV相談体制強化事業費	△ 782	10,118	事業費の確定に伴う補正である。	
(イ) 女性相談支援センター一時保護所・女性自立支援施設運営費	△ 2,130	99,484	事業費の確定に伴う補正である。	
(ウ) 困難な問題を抱える女性支援事業費助成	△ 1,200	2,800	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
エ ひとり親家庭自立支援推進費	3,202	884,902		
(ア) 母子父子寡婦福祉資金特別会計繰出金	2,500	2,500	諸収入の確定に伴う補正である。	
(イ) ひとり親家庭対策総合支援事業費	△ 12,037	50,263	事業費の確定等に伴う補正である。	
(ウ) ひとり親家庭就学支援事業費	810	3,210	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。	
(エ) ひとり親家庭等医療費助成	10,820	177,820	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。	
(オ) ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成	1,109	23,109	市町の年間見込額の変動に伴う補正である。	
第 4 項 障害者支援費	1,010,219	32,037,166		
第 1 目 障害者支援費	1,010,219	32,037,166		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	△ 106,277		(1) 報酬	△ 1,938
諸収入	△ 55,930		(3) 職員手当等	△ 2,051
繰入金	△ 1,417		(4) 共済費	△ 1,045
県債	△ 4,000		(7) 報償費	△ 2,701
一般歳入	1,177,843		(8) 旅費	△ 3,432
			(10) 需用費	△ 3,932
			(11) 役務費	△ 9,752
			(12) 委託料	△ 12,417

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2,830 (14) 工事請負費 △ 204 (17) 備品購入費 △ 429 (18) 負担金、補助及び交付金 1,145,186 (19) 扶助費 △ 93,951 (27) 繰出金 △ 285
(1) 障害者支援体制整備費	1,012,399	31,825,405	
ア 障害者相談・支援推進費	△ 30,993	436,470	
(ア) 障害者福祉推進事業費	△ 5,619	130,109	事業費の確定等に伴う補正である。
(イ) 障害児・者虐待防止対策事業費	△ 8	4,321	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 多様な精神疾患医療連携体制整備事業費	△ 708	22,148	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 自殺総合対策事業費	△ 23,846	89,054	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) ひきこもり対策推進事業費	△ 515	34,507	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 障害福祉人材確保事業費	△ 297	69,503	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 障害者生活支援推進費	1,093,880	25,293,159	
(ア) 障害者総合支援法施行運営費	1,119,215	21,958,599	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 障害児者ライフサポート事業費助成	1,824	11,599	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 在宅重症児者対応多職種連携研修事業費	△ 1,306	5,494	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業費	△ 167	4,833	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 医療的ケア児等総合支援事業費	△ 396	24,904	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 重症心身障害児施設等援護費	34	1,434	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
(キ)	県立障害児(者)施設運営費	△ 3,324	117,290	利用人員の変動等に伴う補正である。
(ク)	県立障害者施設整備事業費	△ 4,903	10,997	事業費の確定に伴う補正である。
(ケ)	障害者施設等整備費助成	△ 3,097	705,603	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(コ)	重度障害者対応グループホーム整備事業費助成	△ 14,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	発達障害支援推進費	△ 2,290	179,685	
(ア)	発達障害者支援センター運営費	△ 1,982	140,317	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	発達障害者支援体制整備事業費	△ 308	39,368	事業費の確定に伴う補正である。
エ	医療保護対策推進費	△ 104,147	2,874,675	
(ア)	精神科救急医療対策事業費	△ 1,285	119,527	事業費の確定に伴う補正である。
(イ)	精神障害者権利擁護推進事業費	△ 6,862	28,148	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ)	精神障害者措置・通院医療費負担金	△ 96,000	2,727,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
オ	障害者(児)手当等給付費事業費	55,949	3,041,416	
(ア)	身体障害児(者)援護費負担金	39,000	1,082,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(イ)	特別障害者手当等給付事業費	4,000	65,000	受給者数の変動等に伴う補正である。
(ウ)	重度障害者(児)医療費助成	16,000	1,761,000	受給件数の変動等に伴う補正である。
(エ)	障害者手帳システム運営事業費	△ 2,766	13,434	事業費の確定に伴う補正である。
(オ)	心身障害者扶養共済事業特別会計繰出金	△ 285	118,472	保険料納付金等の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 自立と社会参加促進費	△ 2,180	211,761	
ア 精神障害者地域移行定着支援事業費	△ 105	9,020	事業費の確定に伴う補正である。
イ 雇用・就労対策推進費	△ 1,942	139,292	
(ア) 工賃向上会計処理支援事業費	△ 392	5,008	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 生産活動パワーアップ支援事業費	6,558	14,958	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 8,400千円)
(ウ) 就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業費助成	△ 8,108	21,892	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 社会参加促進費	△ 133	63,449	
(ア) 合理的配慮アドバイザー派遣事業費	△ 23	977	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 障害のある人への心づかい推進事業費	△ 25	5,948	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 手話言語普及促進事業費	△ 85	3,605	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 項 医療費	△ 5,347,758	46,349,828	
第 1 目 医務福祉費	△ 2,081,322	27,071,648	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,436,529		(1) 報酬 △ 2,213
寄附金	500		(3) 職員手当等 △ 4,884
使用料及び手数料	△ 11,015		(4) 共済費 △ 4,016
諸収入	△ 19,980		(7) 報償費 △ 3,928
財産収入	34,000		(8) 旅費 △ 3,396
繰入金	△ 750,473		(10) 需用費 △ 5,010
一般歳入	102,175		(11) 役務費 △ 3,743
			(12) 委託料 △ 79,438
			(13) 使用料及び賃借料 △ 277
			(14) 工事請負費 29,227
			(17) 備品購入費 △ 1,875
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,836,162
			(19) 扶助費 162,554
			(20) 貸付金 △ 154,940
			(24) 積立金 △ 158,221
			(25) 寄附金 △ 15,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 医療従事者確保対策推進費	△ 530,891	4,527,660	
ア 医師確保対策推進費	△ 135,186	1,824,554	
(ア) ふじのくにバーチャル メディカルカレッジ運 営事業費	△ 131,329	1,592,871	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ふじのくに女性医師支 援センター事業費	△ 267	18,233	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 県立病院医師派遣事業 費	△ 3,157	7,743	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 医師・医療人材確保養 成事業費	27	7,627	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 医療従事者確保支援事 業費助成	△ 450	12,490	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 指導医招聘等事業費助 成	△ 10	11,990	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 看護職員確保対策推進 費	△ 395,705	2,703,106	
(ア) 看護職員確保・質向上 対策事業費助成	△ 26,184	192,816	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 病院内保育所運営費助 成	13,730	146,730	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療勤務環境改善支援 センター事業費	△ 1,102	51,049	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 地域医療勤務環境改善 体制整備事業費助成	△ 286,649	1,950,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 看護師勤務環境改善施 設整備費助成	△ 54,155	9,045	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 看護職員養成所運営費 助成	△ 4,604	132,116	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 県立看護専門学校運営 費	△ 11,363	102,779	事業費の確定に伴う補正である。
(ク) 医療従事者養成所施設 ・設備整備費助成	△ 38	1,962	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ケ) 看護職員修学資金貸付金	△ 25,340	92,460	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 医療提供体制確保対策推進費	△ 1,620,298	17,954,485	
ア 救急医療対策推進費	171,640	1,760,860	
(ア) 救急医療施設運営費等助成	199,834	768,434	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) ドクターヘリ運航事業費助成	18,289	871,675	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ドクターヘリ夜間運航検討事業費	△ 57	343	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 救急医療確保事業費助成	△ 4,126	8,574	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 緊急被ばく予防対策事業費	△ 12,925	26,780	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 緊急医療施設等運営費	△ 29,375	81,754	事業費の確定に伴う補正である。
イ 災害医療対策推進費	△ 5,527	9,073	
(ア) 災害医療救護推進事業費	△ 5,527	6,473	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 周産期医療対策推進費	△ 312,680	2,442,135	
(ア) 小児救急医療対策事業費助成	600	110,553	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 周産期医療体制整備支援事業費	△ 139,133	288,167	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 小児救命救急センター運営事業費等助成	△ 35,000	35,538	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 小児救急電話相談事業費	△ 30,000	54,000	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 産科医療確保事業費	△ 9,499	66,078	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 産科医療施設等整備事業費助成	△ 99,648	57,099	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ へき地医療対策推進費	418	162,161	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) へき地医療対策事業費助成	1,369	10,324	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) へき地医療施設設備整備促進費助成	△ 951	10,637	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
オ 医療連携推進費	△ 1,307,516	6,282,406	
(ア) 医療介護総合確保連携推進事業費	△ 1,516	12,506	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 病床機能再編支援事業費助成	△ 167,000	549,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 病床適正化推進事業費助成	△ 959,000	819,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 歯科医療提供体制整備事業費	△ 179	24,621	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 地域医療介護総合確保基金積立金	△ 158,221	4,801,779	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(カ) 電子カルテ標準化促進事業費助成	△ 6,600	3,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 医療DX人材養成事業費	△ 15,000	15,000	事業費の確定に伴う補正である。
カ 医療関係対策事業費	△ 20,561	382,570	
(ア) 救急医療情報センター運営事業費	△ 1,186	33,461	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療関係対策事業費	△ 150	5,169	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療安全相談体制づくり推進事業費	△ 19	4,466	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 公衆衛生活動事業費助成	△ 130	2,550	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 外国人患者受入環境整備事業費	△ 553	4,447	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 診療所の承継・開業支援事業費助成	△ 18,523	332,477	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
キ 医療機関整備充実費	△ 146,072	6,915,280	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 医療施設設備等整備事業費助成	△ 108,216	999,884	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 医療施設等スプリンクラー等整備事業費助成	△ 36,824	6,928	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 医療機関食事療養提供体制確保事業費助成	△ 1,032	75,468	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) がん・難病等対策推進費	69,867	4,589,503	
ア がん総合対策推進事業費	△ 86,672	502,928	
(ア) がん総合対策推進事業費	△ 366	224,134	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 若年がん患者等支援事業費助成	1,795	26,895	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) がん医療均てん化推進事業費助成	△ 88,101	251,899	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 難病・原爆被爆者等対策費	156,539	4,086,575	
(ア) 難病医療費等事業費助成	172,200	3,730,000	患者医療費の変動等に伴う補正である。
(イ) 難病等対策推進事業費	△ 6,015	137,585	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 原爆被爆者健康管理事業費	△ 9,646	180,354	各種手当支給件数の変動等に伴う補正である。
第 2 目 感染症対策費	△ 238,179	467,340	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 168,316		(1) 報酬 417
諸収入	△ 28		(3) 職員手当等 △ 121
繰入金	△ 1,343		(4) 共済費 △ 54
一般歳入	△ 68,492		(7) 報償費 △ 198
			(8) 旅費 △ 454
			(10) 需用費 △ 14,948
			(11) 役務費 732
			(12) 委託料 △ 6,002
			(13) 使用料及び賃借料 △ 225
			(17) 備品購入費 △ 59
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 74,513
			(19) 扶助費 △ 142,704

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 感染症対策事業費	△ 238,179	467,340	(26) 公課費 △ 50
ア 感染症患者入院医療費負担金	△ 22,176	51,724	患者医療費の変動等に伴う補正である。
イ 感染症指定医療機関運営費助成	△ 17,804	50,096	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 感染症指定医療機関施設設備整備費助成	△ 23,910	1,190	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 感染症等対策事業費	77	39,986	事業費の確定に伴う補正である。
オ 予防接種健康被害救済事業費助成	700	31,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ 新型インフルエンザ対策事業費	△ 190	1,910	事業費の確定に伴う補正である。
キ 結核健康診断事業費	△ 44	47,919	利用者数の変動等に伴う補正である。
ク 肝炎対策事業費	△ 574	31,003	事業費の確定に伴う補正である。
ケ ウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業費	△ 358	360	利用者数の変動等に伴う補正である。
コ 肝炎患者医療費負担金	△ 8,380	101,920	患者医療費の変動等に伴う補正である。
サ 感染症予防体制整備事業費	△ 310	1,732	事業費の確定に伴う補正である。
シ 新興感染症等対策事業費	△ 153,157	90,943	事業費の確定に伴う補正である。
ス 新型インフルエンザ等対策行動計画スタートアップ事業費	△ 12,053	6,647	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 県立病院費	△ 3,028,257	18,810,840	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	△ 2,995,000		(8) 旅費 △ 24
一般歳入	△ 33,257		(10) 需用費 △ 33
			(11) 役務費 △ 26
			(13) 使用料及び賃借料 △ 82
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 33,092
			(20) 貸付金 △ 2,995,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 静岡県立病院機構関係 事業費	△ 2,995,165	10,533,143	
ア 静岡県立病院機構貸付 金	△ 2,995,000	3,232,000	静岡県立病院機構に対する貸付金の決定に伴う 補正である。
イ 静岡県立病院機構関係 事務運営費	△ 165	316	事業費の確定に伴う補正である。
(2) がんセンター事業会計 繰出金	△ 33,092	8,277,697	県立静岡がんセンター事業会計に対する、負担 区分に基づく繰出しに要する経費の補正である。
第 6 項 健康費	1,353,978	80,213,025	
第 1 目 健康政策費	△ 5,600	280,700	
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,600		(節内訳) (12) 委託料 △ 2,000 (20) 貸付金 △ 3,600
(1) 静岡社会健康医学大学 院大学修学資金貸付金	△ 3,600	12,600	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 静岡ウェルネスプロジ ェクト推進事業費 (健 康福祉領域)	△ 2,000	3,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 健康増進費	△ 4,739	377,549	
(財源内訳) 国庫支出金 一般歳入	△ 2,553 △ 2,186		(節内訳) (3) 職員手当等 △ 209 (7) 報償費 △ 212 (8) 旅費 △ 811 (10) 需用費 △ 1,793 (11) 役務費 △ 998 (12) 委託料 △ 11 (13) 使用料及び賃借料 △ 263 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 442
(1) 健康増進計画等推進事 業費	△ 4,316	334,924	
ア 健康増進計画推進事業 費	△ 4,107	24,713	事業費の確定に伴う補正である。
イ 歯科保健対策事業費	△ 209	17,361	事業費の確定に伴う補正である。
(2) ICTを活用した健康 づくり事業費	△ 423	4,609	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 後期高齢者医療保険基 盤安定負担金	△ 208,897	7,852,103	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(イ) 後期高齢者医療高額医 療費負担金	235,517	3,560,517	負担対象経費の変動に伴う補正である。
(ウ) 後期高齢者医療財政安 定化基金積立金	31,255	641,309	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 7 項 生活衛生費	△ 61,951	696,445	
第 1 目 食品衛生費	△ 55,509	421,047	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 375		(1) 報酬 △ 3
寄附金	597		(7) 報償費 △ 399
諸収入	△ 116		(8) 旅費 △ 762
県債	△ 33,000		(10) 需用費 △ 1,128
一般歳入	△ 22,615		(11) 役務費 △ 2,129
			(12) 委託料 △ 16,607
			(13) 使用料及び賃借料 △ 105
			(14) 工事請負費 △ 16,969
			(17) 備品購入費 △ 16,922
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 485
(1) 動物愛護管理対策事業 費	△ 49,354	287,527	
ア 人と動物との共生推進 事業費	△ 2,634	119,947	事業費の確定に伴う補正である。
イ 動物愛護センター等運 営管理費 (庁舎管理費)	△ 9,656	63,544	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 動物愛護センター整備 事業費	△ 37,064	104,036	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 食品・食肉衛生事業費	△ 5,492	82,902	
ア 食の安全・安心推進事 業費	△ 5,353	78,393	
(ア) 食の安全・安心向上事 業費	△ 2,702	26,298	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 食中毒等防止対策事業 費	△ 2,051	13,067	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 食品衛生推進事業費	△ 9	7,229	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(エ) と畜・食鳥検査事業費	△ 591	31,799	事業費の確定に伴う補正である。
イ 調理師試験等実施事業費	△ 117	3,731	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 食品表示適正化・活用普及事業費	△ 22	778	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 生活衛生・温泉指導事業費	△ 663	45,198	
ア 生活衛生・温泉指導事業費	△ 663	10,533	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 薬務費	△ 6,442	275,398	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 682		(7) 報償費 △ 265
繰入金	△ 199		(8) 旅費 △ 897
一般歳入	△ 5,561		(10) 需用費 △ 1,683
			(11) 役務費 △ 251
			(12) 委託料 △ 1,930
			(13) 使用料及び賃借料 △ 815
			(17) 備品購入費 △ 526
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 75
(1) 医薬品等安全・安心確保事業費	△ 5,858	234,316	
ア 薬事関係指導費	△ 4,161	200,638	
(ア) 医薬品国家検定等事務費	△ 385	11,579	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 薬事総合対策事業費	△ 2,523	21,262	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 登録販売者試験等実施事業費	△ 609	11,617	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 薬剤師確保総合対策事業費	△ 199	5,301	事業費の確定に伴う補正である。
(オ) 電子処方箋導入促進事業費助成	△ 445	148,055	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 血液事業対策費	△ 289	3,664	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 保健所・環境衛生科学研究所検査精度管理事業費	△ 1,408	30,014	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 薬物乱用防止対策費	△ 584	11,082	
ア 麻薬覚醒剤等乱用防止 対策事業費	△ 417	2,389	事業費の確定に伴う補正である。
イ 大麻・危険ドラッグ撲 滅対策事業費	△ 167	8,693	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 款 経済産業費	△ 4,038,512	106,896,326	
第 1 項 経済産業費	△ 403,881	14,244,096	
第 1 目 経済産業総務費	△ 512,720	13,087,548	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 2,576		(節内訳) (1) 報酬 △ 496
諸収入	9,007		(2) 給料 △ 294,834
一般歳入	△ 519,151		(3) 職員手当等 △ 218,684
			(4) 共済費 1,231
			(18) 負担金、補助及び交付金 63
(1) 職員給与費	△ 512,720	13,087,548	経済産業部職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 496 ・給料 △ 294,834 一般職給 △ 294,834 ・職員手当等 △ 218,684 扶養手当 △ 18,728 地域手当 △ 10,451 住居手当 △ 12,650 通勤手当 1,657 管理職手当 1,328 初任給調整手当 533 特殊勤務手当 △ 5,690 時間外勤務手当 4,111 休日勤務手当 △ 5,512 夜間勤務手当 △ 466 宿日直手当 △ 84 期末手当 △ 94,007 勤勉手当 △ 88,814 農林漁業普及指導手当 △ 669 児童手当 8,014 単身赴任手当 2,744 ・共済費 1,231 地方職員共済組合等負担金 1,346 社会保険料 △ 115 ・負担金、補助及び交付金 63
第 2 目 経済産業企画費	108,839	1,156,548	
(財源内訳) 財産収入	5,000		(節内訳) (7) 報償費 △ 210
一般歳入	103,839		(8) 旅費 △ 810
			(10) 需用費 △ 1,381
			(11) 役務費 △ 307
			(12) 委託料 2,134
			(13) 使用料及び賃借料 △ 150
			(18) 負担金、補助及び交付金 327
			(24) 積立金 109,236

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 経済産業企画推進事業費	△ 256	27,989	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 森の力再生基金積立金	109,236	1,034,236	もりづくり県民税の収入の見込みによる基金への積立額の補正である。
(3) 産業成長戦略推進事業費	△ 141	22,773	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 産業革新費	△ 734,049	8,517,340	
第 1 目 産業革新費	△ 734,049	8,517,340	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 707,618		(1) 報酬 △ 120
寄附金	△ 9,673		(3) 職員手当等 17
使用料及び手数料	△ 458		(4) 共済費 △ 263
諸収入	△ 2,760		(7) 報償費 3,572
財産収入	396		(8) 旅費 1,104
繰入金	△ 10,000		(10) 需用費 6,940
一般歳入	△ 3,936		(11) 役務費 △ 6,489
			(12) 委託料 296,853
			(13) 使用料及び賃借料 △ 6,160
			(14) 工事請負費 △ 4,265
			(17) 備品購入費 7,565
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,032,803
(1) 産業イノベーション推進費	260,051	1,441,673	
ア ふじのくにICT人材育成事業費	△ 1,009	152,491	事業費の確定に伴う補正である。
イ スタートアップ支援事業費	170,190	850,190	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 170,800千円) 静岡県スタートアップ支援戦略に基づき、スタートアップの支援及びエコシステムの形成に取り組む。
ウ 地域創業支援事業費助成	29,700	113,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 29,700千円) 地域課題をビジネスの手法で解決する企業を支援する。
エ 中小企業AI・IoT等導入促進事業費	12,531	48,431	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 16,177千円) 中小製造業を中心とした幅広い分野へのデジタル技術(AI・IoT・ロボット)の普及啓発、導入促進を加速化する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 新成長戦略研究費	△ 44,856	175,144	事業費の確定に伴う補正である。
カ 研究環境整備事業費	△ 513	5,979	事業費の確定に伴う補正である。
キ デジタル人材確保育成事業費	94,008	94,008	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 94,008千円) A I等の先端技術の急速な進展に対応するためデジタル人材の確保及び育成を図る。
(2) 新成長産業分野育成推進費	109,410	2,309,518	
ア リーディング産業育成事業費助成	△ 97,900	690,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 25,800千円) 次世代産業関連プロジェクト等における、地域企業の研究開発や事業化の取組を機動的に支援する。
イ ファルマバレープロジェクト推進事業費	22,600	308,100	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 24,600千円) 医療機器等の研究開発に取り組む地域企業等への支援を強化する。
ウ 静岡県医療健康産業研究開発センター管理運営費	△ 4,265	69,610	事業費の確定に伴う補正である。
エ 静岡ウェルネスプロジェクト推進事業費	20,900	142,500	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 21,900千円) 食品・ウェルネス分野における地域企業やスタートアップ等のマッチング、未利用食材を活用した食のアップサイクルの取組を支援する。
オ EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費	20,341	139,341	
(ア) EV等技術革新対応促進事業費	23,700	23,700	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 23,700千円) 次世代モビリティ関連分野への新規参入や事業転換、現場改善等に取り組む自動車部品サプライヤー等を支援する。
(イ) EV・自動運転化等技術革新対応促進事業費	△ 3,359	115,641	事業費の確定に伴う補正である。
カ ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	3,162	98,662	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) CNF関連産業推進事業費	5,400	28,400	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,400千円) 富士市・静大と連携した拠点化の推進やオンラインマッチング、海外展示会への出展支援による販路開拓を支援する。
(イ) ふじのくにCNFプロジェクト推進事業費	△ 2,238	70,262	事業費の確定に伴う補正である。
キ マリンバイオ産業振興事業費	127,055	546,955	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 158,024千円) 本県の魅力ある海洋資源や「Blue Tech」を活用し、海洋産業の振興と海洋環境の保全を図る。
ク 静岡県美しく豊かな海保全基金積立金	0	20,000	財源更正に伴う補正である。
ケ 静岡型航空産業育成事業費助成	1,280	66,880	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 4,000千円) ドローンサミット出展による販路開拓、空飛ぶクルマ機体メーカー等とのビジネスマッチングによる航空産業への新規参入を支援する。
コ 伊豆ヘルスケア温泉イノベーション推進事業費	16,242	57,442	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 16,839千円) スタートアップの参画促進施策である温泉旅館オフィス化事業の伴走支援、入居促進、アドバイザーによる助言支援を行う。
サ 地域ものづくり企業技術革新支援事業費助成	△ 5	8,995	事業費の確定に伴う補正である。
(3) マーケティング費	△ 727,565	264,766	
ア マーケティング戦略費	△ 593,901	230,199	
(ア) 県産品国内販路開拓支援事業費	14,467	59,067	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 19,440千円) 首都圏等に向けた販路開拓支援やブランド価値の向上、ニーズに対応した供給拡大を推進する。
(イ) 県産品輸出促進事業費	△ 607,299	134,001	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 34,700千円) 輸出先国のニーズに対応する事業者の輸出支援体制を強化する。
(ウ) 県産品輸出促進機能形成事業費	△ 1,069	37,131	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 食の付加価値向上支援 事業費	△ 133,664	26,636	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 364千円) 異業種連携等による食ビジネスを促進する。
ウ 産業振興施策推進事業 費	0	7,931	財源更正に伴う補正である。
(4) エネルギー政策費	△ 375,945	4,462,223	
ア 再生可能エネルギー導 入促進事業費	△ 203,347	353,836	
(ア) 再生可能エネルギー導 入促進事業費	△ 173,965	47,435	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 20,000千円) 次世代型太陽電池部会の充実や導入実証を行い 次世代型太陽電池関連産業の振興を図る。
(イ) 創エネ・蓄エネ産業振 興事業費	△ 27,657	83,926	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ) 水素エネルギー利活用 推進事業費	12,625	70,725	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 25,000千円) 山梨県等との連携強化による県内企業のビジネ ス参入の促進を行う。
(エ) 企業脱炭素化推進事業 費	△ 2,625	65,575	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(オ) 脱炭素社会に向けた地 域マイクログリッド構 築事業費助成	△ 11,725	78,275	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 発電施設等周辺地域対 策事業費	△ 172,598	2,101,387	
(ア) 電源立地等対策事務費	△ 387	226	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 電源立地地域対策交付 金事業費	△ 158,895	1,815,211	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 石油貯蔵施設立地対策 事業費	△ 13,316	37,950	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 就業支援費	△ 120,640	1,847,954	
第 1 目 就業支援費	124,047	750,602	
(財源内訳) 国庫支出金	104,206		(節内訳) (1) 報酬 180
寄附金	100		(7) 報償費 49

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
諸収入	6,137		(8) 旅費 △ 2,198
県債	△ 7,000		(10) 需用費 △ 798
一般歳入	20,604		(11) 役務費 △ 892
			(12) 委託料 95,892
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,699
			(17) 備品購入費 1,256
			(18) 負担金、補助及び交付金 32,257
(1) 労働福祉推進費	15,534	153,396	
ア 労働雇用政策総合推進事業費	△ 812	27,500	事業費の確定に伴う補正である。
イ 労政会館運営費	△ 100	33,600	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 労政会館施設整備事業費	△ 378	24,722	事業費の確定に伴う補正である。
エ 多様な人材活躍推進事業費	1,824	45,824	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,140千円) 県内企業へのダイバーシティ経営の普及促進のため、企業表彰を行う。
オ 若者・女性職場定着のためのハラスメント対策推進事業費	15,000	15,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 15,000千円) 誰もが安心して働ける職場環境を整備するため、ハラスメント防止セミナーや相談会等を実施する。
(2) 雇用対策推進費	108,513	425,413	
ア 未来へつなぐ採用力強化事業費助成	△ 28,100	6,900	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ しずおかUIターン就職支援事業費	25,813	85,513	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正分 22,200千円) 移住・就業支援金求人サイトの運営や学生の地方就職にかかる交通費等を支援する。
ウ プロフェッショナル人材戦略拠点事業費	95,800	214,500	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正分 110,400千円) 県内中小企業等が都市部の経験豊富な人材を確保し、経営力強化等に取り組むため、人材ニーズの掘り起こし等の支援を行う。
エ 外国人材活躍推進事業費	15,000	68,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 20,000千円) 県内企業の外国人材の受入れや、定着を支援するため、企業向け相談窓口を設置する。

科	目	補正額	現計額	説明
第2目	職業能力開発費	△ 244,687	1,097,352	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 220,978		(1) 報酬 △ 5,375
	寄附金	1,000		(3) 職員手当等 △ 3,237
	使用料及び手数料	△ 3,661		(4) 共済費 △ 5,100
	諸収入	△ 5,794		(7) 報償費 △ 4,685
	財産収入	△ 48		(8) 旅費 △ 4,297
	一般歳入	△ 15,206		(10) 需用費 △ 9,219
				(11) 役務費 △ 1,002
				(12) 委託料 △ 170,849
				(13) 使用料及び賃借料 △ 1,416
				(17) 備品購入費 △ 20,006
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 19,461
				(26) 公課費 △ 40
(1)	工科短期大学校等運営指導事業費	△ 88,760	508,237	
ア	職業能力開発総合推進事業費	△ 27,806	240,579	事業費の確定に伴う補正である。
イ	工科短期大学校等障害者再就職支援事業費	△ 31,910	63,193	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	定住外国人職業能力開発推進事業費	△ 1,060	10,594	事業費の確定に伴う補正である。
エ	デジタル化等促進職業訓練事業費	△ 2,404	12,042	事業費の確定に伴う補正である。
オ	工科短期大学校等庁舎管理費	△ 3,289	101,849	事業費の確定に伴う補正である。
カ	工科短期大学校等施設整備事業費	△ 22,291	94,109	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	離職者等再就職支援事業費	△ 181,778	175,469	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	認定訓練事業費助成	△ 13,146	117,854	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4)	技能評価向上推進費	44,186	177,046	
ア	ものづくり人材育成・強化事業費	15,129	41,429	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 16,457千円) 企業訪問による職場体験、技能士が指導する出前講座を行う。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
イ 外国人材技能習得サポート事業費	△ 29	4,971	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 職業能力開発協会事業費助成	△ 914	97,886	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ ものづくり未来発見事業費	30,000	30,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 30,000千円) 子どもの職場体験の充実を図るため、マッチング機能等を備えたプラットフォームを構築する。
(5) 職業訓練手当支給事業費	△ 5,189	75,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 商工業費	2,410,773	29,330,756	
第 1 目 商工業費	2,410,773	29,330,756	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 77,530		(1) 報酬 2,909
寄附金	1,000		(3) 職員手当等 260
使用料及び手数料	△ 304		(4) 共済費 1,424
諸収入	△ 114,335		(7) 報償費 2,630
財産収入	14,446		(8) 旅費 △ 6,062
繰入金	75,984		(10) 需用費 △ 49,553
一般歳入	2,511,512		(11) 役務費 △ 3,631
			(12) 委託料 60,320
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2,500
			(14) 工事請負費 △ 8,048
			(17) 備品購入費 △ 42,723
			(18) 負担金、補助及び交付金 2,543,593
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 57,876
			(24) 積立金 14,499
			(26) 公課費 10
			(27) 繰出金 △ 44,479
(1) 商工業総合振興対策費	△ 3,472	41,154	事業費の確定に伴う補正である。
(2) B C P 普及促進事業費助成	△ 24	6,476	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 中小企業生産性向上支援事業費助成	15,000	30,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 15,000千円) DX導入をサポートする体制整備や、ものづくり現場でのリーダー育成など、中小企業の実業性向上に資する取組に対して助成する。 ・補助先 (公財) 静岡県産業振興財団
(4) 工業技術研究費	△ 117,950	646,615	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 管理運営費	△ 13,050	474,832	
（ア）工業技術研究所管理運営費	△ 2,815	87,157	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）工業技術研究所庁舎管理費	△ 6,625	367,985	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）工業技術研究所庁舎等維持補修費	△ 3,610	19,690	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 104,900	171,783	
（ア）工業技術研究所試験研究費	△ 21,510	27,857	事業費の確定に伴う補正である。
（イ）工業技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 30,984	7,312	事業費の確定に伴う補正である。
（ウ）工業技術研究所依頼試験費	△ 6,645	68,620	事業費の確定に伴う補正である。
（エ）工業技術研究所研究機器等整備事業費	△ 11,837	2,418	事業費の確定に伴う補正である。
（オ）工業技術研究所試験検査機器整備事業費	△ 33,924	65,576	事業費の確定に伴う補正である。
（ 5）産業経済会館管理運営費	△ 9,486	52,714	事業費の確定に伴う補正である。
（ 6）計量検定所費	△ 6	11,759	事業費の確定に伴う補正である。
（ 7）企業立地対策費	2,855,790	15,348,390	
ア 企業立地促進強化事業費	33,310	80,910	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 37,500千円) 首都圏での知事トップセールス等により、県内外で企業誘致、定着活動を行う。
イ 新規産業立地事業費助成	3,050,000	12,450,000	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 地域産業立地事業費助成	△ 110,000	2,490,000	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
エ	原子力発電施設等周辺 地域企業立地支援事業 費助成	△ 148,000	282,000	事業費の確定に伴う補正である。
オ	大規模産業団地整備促 進事業費助成	△ 9,000	6,000	事業費の確定に伴う補正である。
カ	サービス関連企業誘致 強化事業費	9,480	9,480	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 9,480千円) 企業誘致専任員の配置等により、首都圏を中心 に企業誘致を行う。
キ	コンテンツ関連企業誘 致強化事業費	30,000	30,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 30,000千円) 専門家の知見活用や都内での交流会の開催等 により、コンテンツ関連企業の誘致を推進する。
(8)	多彩なライフスタイル 創出環境づくり強化事 業費	△ 9,295	36,805	事業費の確定に伴う補正である。
(9)	中小企業国際化推進費	△ 3,444	202,302	
ア	県内企業国際化支援事 業費助成	△ 17	43,029	事業費の確定に伴う補正である。
イ	海外経済交流促進事業 費	△ 2,247	37,453	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	浜松内陸コンテナ基地 修繕費	△ 1,180	121,820	事業費の確定に伴う補正である。
(1 0)	中小企業向制度融資促 進費	△ 188,291	3,557,680	
ア	中小企業向制度融資促 進費助成	△ 144,912	2,123,059	利子補給金額の確定に伴う補正である。
イ	中小企業緊急金融支援 基金積立金	14,499	1,147,499	経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症 対応枠及び原油・原材料高対応枠）に係る利子補 給に要する経費に充てるため、運用益を基金に積 み立てる。
ウ	信用保証協会損失補償 費	△ 57,878	169,122	損失補償額の確定に伴う補正である。
(1 1)	中小企業保証支援事業 費助成	59,000	219,000	補助対象事業の確定及び令和7年台風第15号等 に伴う中小企業災害対策資金に係る信用保証料の 軽減に要する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(12) 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計繰出金	△ 44,479	14,399	繰出金額の確定に伴う補正である。
(13) 中小企業経営力強化支援事業費	△ 91,952	5,513,848	
ア 小規模事業経営支援事業費助成	△ 67,010	4,967,990	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 中小企業連携組織対策事業費助成	△ 8,523	472,977	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 中小企業等専門家派遣事業費	△ 16,419	72,881	事業費の確定に伴う補正である。
(14) 中小企業等付加価値創出事業費助成	△ 93,400	2,886,600	事業費の確定に伴う補正である。
(15) 事業承継地域連携支援強化事業費	2,100	19,500	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 3,000千円) 中小企業の円滑な事業承継を推進するため、親族内承継やM&A等の第三者承継の支援を行う。
(16) 第二創業促進事業費	20,000	20,000	国の補正予算に伴う配分見込額の補正である。 (国の補正予算分 20,000千円) 事業承継を成長の契機と位置付け、引き継いだ経営資源を活かした新たな事業展開への挑戦を支援する。
(17) 電気保安推進指導事業費	△ 1,753	11,090	事業費の確定に伴う補正である。
(18) 県産日本酒販路拡大事業費	1,856	11,356	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,000千円) 静岡県産日本酒の知名度向上と販路拡大を図るため、地理的表示(GI)のブランド力などを活かし、海外展示会出展等を行う。
(19) しずおかプロダクツ魅力発信事業費	△ 330	15,595	事業費の確定に伴う補正である。
(20) 魅力ある個店づくり推進事業費	△ 121	4,119	事業費の確定に伴う補正である。
(21) しずおかりノベーションまちづくりプロジェクト推進事業費	21,030	62,530	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 33,114千円) リノベーションまちづくりの全県展開に向け、市町の状況等に合わせた多様な施策を講じ、地域の取組を支援する。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 項 農業費	△ 3,066,375	18,463,587	
第 1 目 農業費	△ 2,765,428	10,081,165	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,527,787		(1) 報酬 △ 5,974
使用料及び手数料	△ 12,918		(3) 職員手当等 △ 698
諸収入	△ 79,967		(4) 共済費 △ 8,946
財産収入	△ 979		(7) 報償費 △ 5,439
繰入金	107,124		(8) 旅費 △ 21,500
県債	21,000		(10) 需用費 △ 104,203
一般歳入	△ 271,901		(11) 役務費 8,017
			(12) 委託料 61,420
			(13) 使用料及び賃借料 △ 15,486
			(14) 工事請負費 △ 4,475
			(17) 備品購入費 △ 49,803
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 2,804,503
			(24) 積立金 186,231
			(26) 公課費 △ 69
(1) 農業戦略対策費	△ 2,640,469	6,229,738	
ア 農業振興総合推進費	△ 2,989	76,176	事業費の確定に伴う補正である。
イ 海外農業交流推進事業費	△ 1,000	1,350	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金	△ 2,319,895	4,689,105	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 農業用ハウス強靱化緊急対策事業費助成	△ 11,000	0	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
オ 先端農業推進費	133,596	426,037	
(ア) 先端農業プロジェクト推進事業費	137,292	354,592	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 148,011千円) 革新的栽培法等の研究開発や、(一財)アグリオープンイノベーション機構が行う農業版オープンイノベーション・プラットフォーム運営の支援等を行う。
(イ) 先端農業推進拠点庁舎管理費	△ 3,696	71,445	事業費の確定に伴う補正である。
カ スマート農業実装化支援事業費	6,100	38,100	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
キ 農林畜産技術研究開発関連事業費	△ 445,281	998,268	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 農林畜産技術研究所管理運営費	△ 4,506	403,482	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農林畜産技術研究所試験研究費	△ 116,287	227,395	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 農林畜産技術研究所施設備品等整備事業費	△ 26,380	17,879	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 地域バイオマス利活用施設整備事業費	△ 300,000	0	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(オ) しずおかアボカド産地化プロジェクト推進事業費	1,892	19,492	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 9,500千円) 気候変動に対応する新たな作物であるアボカドの導入を推進するため、安定した栽培技術の実証や流通の検討を行う。
(2) 農業ビジネス対策費	△ 88,592	1,816,711	
ア 担い手対策費	△ 73,722	581,447	
(ア) 農を支える元気な担い手支援事業費	△ 34,000	29,400	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 8,000千円) 農業の担い手確保・育成のため、就農相談対応の強化等の取組を実施する。
(イ) 新規就農者育成総合対策事業費助成	△ 62,322	508,447	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 社会人を対象とした農業の担い手育成推進事業費	22,600	43,600	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 22,600千円) 社会人が働きながら就農に必要な栽培技術を習得するための研修制度を構築する。
イ 農業コンサルティング推進事業費	△ 8,576	11,424	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 農林環境専門職大学関連事業費	△ 70,375	451,418	
(ア) 農林環境専門職大学管理運営費	△ 26,617	442,789	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農林環境専門職大学公募競争型資金活用研究事業費	△ 43,758	8,629	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
エ 女性が拓く未来の農業推進事業費	△ 1,174	2,826	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 経営基盤強化推進費	75,969	671,615	
(ア) 農業委員会等活動強化事業費助成	△ 68,026	178,466	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 農地集積・集約化推進事業費助成	△ 5,201	240,155	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 地域計画策定推進事業費助成	△ 41,573	6,427	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 農地利用効率化推進事業費助成	5,000	5,000	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 5,000千円) 新たな地域で先進技術の展開を行う農業法人等を支援する。
(オ) 茶園集積推進事業費助成	△ 13	4,467	事業費の確定に伴う補正である。
(カ) 静岡県農業構造改革支援基金積立金	185,782	185,800	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 184,100千円) 農業構造の改革を支援する事業に要する経費に充てるために、基金を積み増す。
カ 農業振興資金利子補給金	△ 10,714	80,031	利子補給金額の確定に伴う補正である。
(3) 食と農の振興対策費	△ 141,480	550,658	
ア 中山間地域等直接支払事業費助成	△ 28,971	133,794	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 中山間の地域引力創出支援事業費助成	△ 12,000	7,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 鳥獣被害防止総合対策事業費助成	△ 52,000	157,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 食と農の輪推進事業費	△ 8,271	5,429	事業費の確定に伴う補正である。
オ 農業における環境負荷低減推進事業費	△ 37,175	126,660	事業費の確定に伴う補正である。
カ G A P推進事業費	△ 3,063	10,262	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 茶業振興対策費	133,045	737,055	
ア 茶生産振興・消費拡大対策費	138,998	482,188	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 「茶の都」魅力発信・強化事業費	△ 15	8,985	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 静岡茶愛飲定着推進事業費	△ 100	2,880	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ChaOIプロジェクト推進事業費	17,513	88,723	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 21,500千円) 静岡茶の新しい価値を創造するプラットフォームを中心に、オープンイノベーションにより世界市場を見据えた茶の販路拡大を展開する。
(エ) 静岡茶海外戦略展開支援事業費	53,653	273,653	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 71,034千円) 茶の海外輸出を進めるため、輸出力の強化に必要な海外展示会への出展支援等を行う。 ・補助率 1/2以内 ほか
(オ) 静岡茶統一ブランド推進事業費	67,947	107,947	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 51,500千円) 静岡茶の魅力発信及び競争力強化のため、「静岡茶」ブランドの構築を行う。
イ 新・しずおか茶グローバル戦略推進事業費	△ 3,101	92,219	事業費の確定に伴う補正である。
ウ ふじのくに茶の都ミュージアム管理運営事業費	△ 2,852	162,648	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 農芸振興対策費	△ 27,932	281,003	
ア 施設園芸大国しずおか構造改革促進事業費助成	△ 16,668	121,032	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 米麦等生産対策事業費	△ 27,780	32,587	
(ア) 水田農業構造改革対策推進事業費	△ 93	777	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 水田農業経営所得安定対策推進事業費助成	△ 27,687	31,810	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡水わさびの伝統栽培推進事業費	△ 97	2,970	事業費の確定に伴う補正である。
エ 野菜価格安定対策事業費助成	25,122	31,722	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
オ 施設園芸デジタル化推進事業費	△ 2,200	0	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
カ 花き生産振興等対策費	△ 3,709	5,292	
(ア) しずおか花き産業振興事業費	△ 4,158	4,842	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 浜名湖花博開催記念基金積立金	449	450	基金運用益の確定に伴う補正である。
キ 持続的農業経営支援事業費助成	△ 2,600	87,400	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 畜産業費	△ 300,947	8,382,422	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 276,503		(7) 報償費 △ 61
諸収入	10		(8) 旅費 △ 1,186
一般歳入	△ 24,454		(10) 需用費 △ 29,703
			(11) 役務費 △ 419
			(12) 委託料 △ 13,708
			(13) 使用料及び賃借料 343
			(14) 工事請負費 513
			(17) 備品購入費 △ 726
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 256,000
(1) 畜産振興対策費	△ 266,215	8,091,070	
ア 畜産振興対策事業費助成	△ 10,215	63,286	事業費の確定に伴う補正である。
イ 畜産競争力強化対策整備事業費助成	△ 256,000	110,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 家畜衛生対策費	△ 34,732	281,352	
ア 畜産業振興総合推進費	△ 5,070	58,133	事業費の確定に伴う補正である。
イ 特定家畜伝染病対策事業費	△ 3,190	47,484	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 豚熱防疫体制強化事業費	△ 26,472	167,526	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 6 項	農地費	△ 1,957,760	20,291,374	
第 1 目	農地費	△ 1,499,878	19,760,256	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	572,971		(1) 報酬 48,775
	分担金及び負担金	129,591		(2) 給料 53,959
	諸収入	△ 2,518,333		(3) 職員手当等 47,498
	財産収入	2,461		(4) 共済費 23,359
	繰入金	△ 2,461		(7) 報償費 △ 462
	県債	362,000		(8) 旅費 4,683
	一般歳入	△ 46,107		(10) 需用費 24,582
				(11) 役務費 18,159
				(12) 委託料 958,818
				(13) 使用料及び賃借料 58,753
				(14) 工事請負費 △ 655,486
				(16) 公有財産購入費 22,648
				(17) 備品購入費 2,952
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 167,515
				(21) 補償、補填及び賠償金 △ 1,940,589
				(22) 償還金、利子及び割引料 △ 2
				(26) 公課費 △ 10
(1)	農地計画費	△ 235,329	1,140,985	
ア	農業農村整備事業調査 計画策定費	2,437	420,499	
(ア)	県単独農業農村整備調 査費	8,873	375,873	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(イ)	農地・農業用水路等資 源保全管理推進事業費 助成	△ 6,436	44,626	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農村整備関連事業計画 策定費	△ 81,885	206,115	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ	国土調査費助成	△ 155,881	514,371	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	農地整備費	△ 2,145,818	11,619,458	
ア	県営基幹農業用水利施 設機能保全向上対策事 業費	160,757	2,971,757	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ	農業地域生産力強化整 備事業費	△ 208,625	7,851,375	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 県営農業地域生産力強化整備事業費	△ 212,009	7,301,252	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営農業地域生産力強化整備事業費	3,384	550,123	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 土地改良事業管理費	△ 7,456	164,526	
(ア) 土地改良施設管理運営費	0	9,546	財源更正に伴う補正である。
(イ) 土地改良施設維持管理適正化事業費助成	△ 1,866	59,070	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 基幹水利施設管理事業費助成	△ 5,588	94,112	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 大井川用水施設使用料負担金	△ 2	1,798	事業費の確定に伴う補正である。
エ 県単独農業農村整備事業費助成	△ 8,873	539,127	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
オ 土地改良事業指導推進費	△ 2,081,621	42,673	
(ア) 土地改良事業推進対策費助成	△ 3,500	17,004	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 換地清算金	△ 2,078,121	23,239	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 農地保全費	874,208	6,962,225	
ア 農村地域整備事業費	709,229	1,906,229	
(ア) 県営農村地域整備事業費	702,684	1,865,684	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営農村地域整備事業費	6,545	40,545	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 農地・農村防災対策事業費	326,564	2,324,564	
(ア) 県営農地・農村防災対策事業費	343,101	2,128,823	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営農地・農村防災対策事業費	△ 16,537	195,741	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 県単独農地整備事業費 助成	△ 24,200	153,107	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
エ 県営東富士演習場地区 土地改良事業費	△ 127,601	1,770,399	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 団体営東富士演習場地区 土地改良事業費	△ 208	298,792	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ ふじのくに美しく品格 のある呂づくり推進事 業費	0	31,100	財源更正に伴う補正である。
キ 多面的機能支払助成	△ 9,576	440,424	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(4) 農地利用管理事務費	7,061	37,588	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費等負担金	△ 457,882	531,118	(節内訳)
(財源内訳)			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 457,882
分担金及び負担金	△ 157		
県債	△ 417,000		
一般歳入	△ 40,725		
(1) 国直轄等農業用水事業 費負担金	△ 457,882	531,118	国直轄事業等の県負担額の決定に伴う補正である。
第 7 項 森林・林業費	△ 29,392	10,765,797	
第 1 目 森林・林業費	34,082	10,188,271	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 893
国庫支出金	△ 7,270		(2) 給料 12,925
分担金及び負担金	△ 4,607		(3) 職員手当等 8,095
諸収入	△ 739		(4) 共済費 3,866
財産収入	2,371		(7) 報償費 △ 753
繰入金	△ 25,920		(8) 旅費 441
県債	127,000		(10) 需用費 6,653
一般歳入	△ 56,753		(11) 役務費 △ 1,936
			(12) 委託料 △ 117,973
			(13) 使用料及び賃借料 12,673
			(14) 工事請負費 18,937
			(17) 備品購入費 993
			(18) 負担金、補助及び交付金 69,235
			(21) 補償、補填及び賠償金 2,202
			(24) 積立金 17,752
			(26) 公課費 79

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 森林計画費	△ 30,333	2,966,281	
ア 森林計画事業費	△ 22,733	1,706,281	
(ア) 森林・林業再生推進事業費	△ 1,206	7,324	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 森林整備事務費	△ 494	55,006	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 次世代林業基盤づくり 交付金事業費	△ 4,157	308,543	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(エ) 農山漁村地域整備交付 金事業費（森林）	△ 15,360	910,640	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(オ) 森林環境整備促進基金 積立金	15,576	210,100	基金運用益の確定等に伴う補正である。
(カ) F A O I プロジェクト 推進事業費	△ 9,992	50,208	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(キ) 森林認証推進総合対策 事業費助成	△ 7,100	55,600	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 森の力再生事業費	△ 7,600	1,260,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(2) 林業振興費	△ 16,135	349,718	
ア 林業人材等育成推進費	△ 14,303	116,407	
(ア) 林業を支える元気な担 い手支援事業費	△ 7,363	1,057	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 原木しいたけ生産力増 強対策事業費助成	△ 275	32,227	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) ビジネス林業等担い手 確保育成事業費	△ 8,500	72,000	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 森林を守り育てる人づ くり基金積立金	1,835	1,835	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 生産流通支援事業費	△ 1,832	233,311	
(ア) 林業振興総合推進費	△ 1,179	11,364	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 県産材販路拡大事業費	△ 653	1,647	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 森林整備費	△ 70,862	2,555,151	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ア 造林事業費	26,448	1,207,793	
(ア) 造林事業費	26,493	1,141,493	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 県単独森林病虫害獣総合対策事業費	△ 45	31,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 路網整備事業費	△ 76,691	1,177,005	
(ア) 県営林道整備事業費	△ 77,396	364,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 団体営林道事業費	705	214,705	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 県単独林道事業費	△ 33,000	288,000	事業費の確定等に伴う補正である。
(エ) 集落間林道整備事業費	8,000	92,000	事業費の確定等に伴う補正である。
(オ) 中山間地域林業整備事業費(山村道路網整備)	25,000	154,000	事業費の確定等に伴う補正である。
ウ 森林経営事業費	△ 20,619	170,353	
(ア) 資源循環林地整備事業費	△ 18,680	18,363	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 森林整備地域活動支援事業費	△ 2,280	574	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 森林整備地域活動支援基金積立金	341	416	基金運用益の確定に伴う補正である。
(4) 森林保全費	151,412	4,317,121	
ア 保安林整備事業費	△ 15,305	202,100	
(ア) 保安林整備事業費	△ 296	22,574	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 林地開発許可制度実施事業費	△ 309	5,226	事業費の確定等に伴う補正である。
(ウ) 盛土緊急対策事業費(森林)	△ 14,700	174,300	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 治山事業費	166,717	4,115,021	
(ア) 治山事業費	513,847	2,261,151	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(イ) 緊急治山事業費	△ 344,130	156,870	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ウ) 林地崩壊対策事業費	△ 3,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(エ) 県単独治山事業費	0	727,000	財源更正に伴う補正である。
(オ) 県土強靱化対策事業費 (治山)	0	450,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 国直轄事業費負担金	△ 63,474	577,526	(節内訳)
(財源内訳)			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 63,474
県債	△ 58,000		
一般歳入	△ 5,474		
(1) 国直轄治山事業費負担金	△ 63,474	577,526	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 8 項 水産・海洋費	△ 131,906	3,342,364	
第 1 目 水産・海洋費	△ 131,795	3,334,654	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 1,064
国庫支出金	6,552		(2) 給料 △ 12
寄附金	△ 1,000		(3) 職員手当等 △ 645
諸収入	△ 51,366		(4) 共済費 △ 1,664
財産収入	△ 3,375		(7) 報償費 △ 1,332
県債	△ 46,000		(8) 旅費 △ 4,716
一般歳入	△ 36,606		(10) 需用費 △ 27,441
			(11) 役務費 △ 3,417
			(12) 委託料 30,363
			(13) 使用料及び賃借料 630
			(14) 工事請負費 △ 93,966
			(17) 備品購入費 △ 3,812
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 24,720
			(21) 補償、補填及び賠償金 1
(1) 職員給与費 (委員会事務局人件費)	11	25,307	海区漁業調整委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・ 給料 △ 12
			一般職給 △ 12
			・ 職員手当等 △ 88
			地域手当 △ 4
			住居手当 △ 5
			通勤手当 10
			期末手当 △ 27
			勤勉手当 △ 62
			・ 共済費 111
			地方職員共済組合等負担金 111

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 水産業振興対策費	△ 1,282	856,410	
ア 駿河湾深層水総合利用促進事業費	△ 227	33,727	事業費の確定に伴う補正である。
イ 漁業高等学園庁舎等維持補修費	△ 954	5,346	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 「海業」推進事業費助成	△ 20,001	166,199	事業費の確定に伴う補正である。
エ 水産業の未来づくり推進事業費	2,900	6,600	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 2,900千円) 水産関係者によるプラットフォームにおいて、水産物流通の分析・課題抽出や、スタートアップとのマッチング支援等を実施する。
オ 新水産業モデル構築促進事業費	17,000	17,000	国の補正予算に伴う補正である。 (国の補正予算分 17,000千円) 県内外の先進企業と連携し、漁港の地域資源を活用した新たな水産業のビジネスモデルを構築する。
(3) 水産流通対策費	△ 144	260,466	
ア 水産業活性化総合対策事業費助成	△ 646	5,431	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
イ 水産業振興資金利子補給金	△ 26,498	143,738	利子補給額の確定等に伴う補正である。
ウ 沿岸漁業漁村振興構造改善事業費助成	27,000	53,400	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 水産資源対策費	△ 64,923	1,842,374	
ア 水産業振興総合推進費	△ 3,670	53,277	事業費の確定等に伴う補正である。
イ 魚介類種苗生産施設運営費	△ 3,638	239,640	
(ア) 魚介類種苗生産施設運営費	△ 3,375	219,625	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 魚介類種苗生産施設維持補修費	△ 263	18,637	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 魚介類種苗生産施設整備事業費	△ 89,268	1,268,232	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 漁業用公共無線委託費	△ 9	30,604	事業費の確定に伴う補正である。
オ 伊豆の磯焼け緊急対策事業費	8,952	24,952	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 14,000千円) 磯焼け対策のため、伊豆半島沿岸地域での海藻移植を実施する。
カ 浜名湖アサリ資源回復実証プロジェクト事業費	22,770	53,970	国の補正予算等に伴う補正である。 (国の補正予算分 27,400千円) アサリ資源を回復するための総合的な対策を実施する。
キ 水産資源食害防止対策推進事業費	△ 60	2,399	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 水産・海洋技術研究費	△ 65,457	350,097	
ア 管理運営費	△ 14,835	299,617	
(ア) 水産・海洋技術研究所管理運営費	△ 4,405	114,316	事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 水産・海洋技術研究所庁舎管理費	△ 3,884	77,700	事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 水産・海洋技術研究所庁舎等維持補修費	△ 5,546	66,454	事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設運営費	△ 1,000	20,647	事業費の確定に伴う補正である。
イ 試験研究費	△ 50,622	50,480	
(ア) 水産・海洋技術研究所試験研究費	△ 23,362	42,017	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(イ) 水産・海洋技術研究所公募競争型資金活用研究事業費	△ 22,678	7,322	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(ウ) 水産・海洋技術研究所研究機器等整備事業費	△ 4,526	0	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
(エ) 水産・海洋技術研究所施設備品等整備事業費	△ 56	1,141	国庫支出金の決定等に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第 2 目	海区漁業調整委員会費	△ 70	5,828	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 244		(1) 報酬 △ 70
	一般歳入	174		
(1)	海区漁業調整委員会委員人件費	△ 70	4,917	海区漁業調整委員会委員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 70
第 3 目	内水面漁場管理委員会費	△ 41	1,882	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	12		(1) 報酬 △ 41
	一般歳入	△ 53		
(1)	内水面漁場管理委員会委員人件費	△ 41	1,568	内水面漁場管理委員会委員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 41
第 9 項	労働委員会費	△ 5,282	93,058	
第 1 目	委員会費	△ 4,839	19,439	
	(財源内訳)			(節内訳)
	一般歳入	△ 4,839		(1) 報酬 △ 4,839
(1)	委員給与費	△ 4,839	17,389	労働委員会委員の person 費の補正である。 ・報酬 △ 4,839
第 2 目	事務局費	△ 443	73,619	
	(財源内訳)			(節内訳)
	諸収入	5		(1) 報酬 10
	一般歳入	△ 448		(2) 給料 837
				(3) 職員手当等 △ 1,781
				(4) 共済費 874
				(8) 旅費 △ 155
				(10) 需用費 △ 201
				(11) 役務費 △ 23
				(13) 使用料及び賃借料 △ 4
(1)	職員給与費	△ 85	67,530	労働委員会事務局職員の person 費の補正である。 ・給料 837 一般職給 837 ・職員手当等 △ 1,781 扶養手当 295 地域手当 40 住居手当 △ 371 通勤手当 389

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 事務局運営活動費	△	358	管理職手当 1
			時間外勤務手当 △ 658
			期末手当 △ 566
			勤勉手当 △ 661
			児童手当 △ 250
			・ 共済費 859
			地方職員共済組合等負担金 859
			事業費の確定に伴う補正である。
		6,089	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 0 款 交通基盤費	△ 413,240	143,540,673	
第 1 項 交通基盤管理費	△ 637,969	7,117,999	
第 1 目 交通基盤総務費	△ 621,696	6,820,613	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	32,340		(2) 給料 △ 360,823
一般歳入	△ 654,036		(3) 職員手当等 △ 224,017
			(4) 共済費 △ 36,999
			(18) 負担金、補助及び交付金 143
(1) 職員給与費	△ 621,696	6,820,613	交通基盤部及び収用委員会事務局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 360,823
			一般職給 △ 360,823
			・職員手当等 △ 224,017
			扶養手当 △ 13,555
			地域手当 △ 11,314
			住居手当 △ 12,109
			通勤手当 △ 20,991
			管理職手当 935
			特殊勤務手当 635
			時間外勤務手当 △ 19,795
			宿日直手当 1
			期末手当 △ 97,648
			勤勉手当 △ 67,210
			児童手当 15,117
			単身赴任手当 1,917
			・共済費 △ 36,999
			地方職員共済組合等負担金 △ 36,999
			・負担金、補助及び交付金 143
第 2 目 交通基盤企画費	867	293,419	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,000		(8) 旅費 △ 243
寄附金	2,398		(10) 需用費 △ 34
財産収入	1,737		(12) 委託料 △ 2,902
県債	△ 1,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 89
一般歳入	△ 1,268		(24) 積立金 4,135
(1) 交通基盤企画行政費	△ 85	1,167	事業費の確定に伴う補正である。
(2) インフラメンテナンス デジタル活用推進事業 費	△ 2,000	62,000	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 遠隔災害支援システム 構築事業費	△ 281	19,719	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 県有施設の法定定期点 検事業費	△ 902	1,738	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 静岡県津波対策施設等 整備基金積立金	4,135	9,795	静岡県津波対策施設等整備寄附金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。
第 3 目 収用委員会費	△ 17,140	3,967	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 8,072		(1) 報酬 △ 7,585
一般歳入	△ 9,068		(7) 報償費 △ 164
			(8) 旅費 △ 767
			(10) 需用費 △ 189
			(11) 役務費 △ 8,293
			(13) 使用料及び賃借料 △ 142
(1) 収用委員会費 (人件費)	△ 7,585	2,794	収用委員会委員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 7,585
(2) 収用委員会運営事業費	△ 9,555	1,173	収用委員会の運営に要する経費の補正である。
第 2 項 建設経済費	△ 3,754	104,428	
第 1 目 建設経済費	△ 3,754	104,428	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 658		(4) 共済費 △ 1,112
寄附金	△ 50		(8) 旅費 △ 68
使用料及び手数料	△ 211		(10) 需用費 △ 472
諸収入	△ 1,584		(11) 役務費 △ 626
一般歳入	△ 1,251		(12) 委託料 △ 1,149
			(13) 使用料及び賃借料 △ 327
(1) 建設業指導管理事業費	△ 1,944	35,556	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 建設産業担い手確保・ 生産性向上支援事業費	△ 1,570	9,430	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 公共用地対策事業費	△ 240	5,989	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 道路費	5,977,932	48,873,402	
第 1 目 道路橋りょう維持管理 費	△ 55	6,906,715	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 55		(8) 旅費 △ 23
県債	△ 9,000		(10) 需用費 △ 13
一般歳入	9,000		(11) 役務費 △ 15
			(13) 使用料及び賃借料 △ 4

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 道路行政費	△ 55	1,715	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 道路等維持修繕費	0	6,405,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 目 道路橋りょう新設改良費	4,994,053	35,853,753	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	2,097,150		(1) 報酬 47,269
分担金及び負担金	△ 7,675		(2) 給料 80,094
諸収入	153,911		(3) 職員手当等 45,553
県債	3,455,000		(4) 共済費 31,848
一般歳入	△ 704,333		(7) 報償費 763
			(8) 旅費 5,840
			(10) 需用費 19,415
			(11) 役務費 23,383
			(12) 委託料 96,001
			(13) 使用料及び賃借料 20,044
			(14) 工事請負費 2,616,802
			(16) 公有財産購入費 815,302
			(17) 備品購入費 2,898
			(18) 負担金、補助及び交付金 299,256
			(21) 補償、補填及び賠償金 888,755
			(26) 公課費 830
(1) 道路関係国庫補助事業費	△ 217,923	13,999,077	
ア 道路改良費	△ 89,810	1,051,578	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	643,110	655,200	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 電線共同溝整備	9,586	627,616	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 長寿命化対策	△ 372,121	10,047,621	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 災害防除費	△ 215,040	1,136,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 交通安全施設整備費	△ 199,110	430,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 交通調査費	6,800	46,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 市町指導監督事務費	△ 1,338	3,662	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費 (道路)	5,038,092	9,355,092	
ア 道路改築費	1,826,174	5,062,334	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 橋りょう改築費	2,609,361	2,771,991	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
ウ 基幹市町道整備費	205,280	385,980	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 道路補修費	199,075	397,957	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 災害防除費	△ 24,735	10,995	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 交通安全施設整備費	242,442	546,270	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 長寿命化対策	△ 13,720	175,350	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ク 市町指導監督事務費	△ 5,785	4,215	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 道路等災害関連事業費	△ 119,400	180,600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 県単独道路整備事業費	0	2,008,000	財源更正に伴う補正である。
(5) 県単独交通安全施設整備事業費	0	1,487,000	財源更正に伴う補正である。
(6) 命と暮らしを守る道路緊急対策事業費	0	2,500,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 地震・津波対策促進費交付金	299,256	3,314,256	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 道路関係受託事業費	△ 5,972	4,028	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	983,934	6,112,934	
(財源内訳)			(節内訳)
県債	885,000		(18) 負担金、補助及び交付金 983,934
一般歳入	98,934		
(1) 国直轄道路事業費負担金	983,934	6,112,934	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
ア 改築費	852,267	5,111,267	
イ 交通安全施設整備費	63,167	762,167	
(ア) 交通安全施設一種	△ 31,333	320,667	
(イ) 交通安全施設二種	94,500	441,500	
ウ 電線共同溝	68,500	239,500	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 河川砂防費	△ 4,135,828	53,935,199	
第 1 目 河川砂防管理費	35	920,757	
(財源内訳) 国庫支出金	37		(節内訳) (10) 需用費 37
諸収入	△ 458		(11) 役務費 △ 2
一般歳入	456		
(1) 河川行政費	37	3,661	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 河川維持管理費	0	914,950	財源更正に伴う補正である。
(3) 砂防管理費	△ 2	2,146	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 河川改良費	△ 683,375	27,634,655	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 130,962		(節内訳) (1) 報酬 2,279
諸収入	△ 301,869		(2) 給料 186,633
県債	△ 156,000		(3) 職員手当等 113,080
一般歳入	△ 94,544		(4) 共済費 52,492
			(7) 報償費 80
			(8) 旅費 △ 1,365
			(10) 需用費 △ 7,075
			(11) 役務費 △ 3,546
			(12) 委託料 △ 41,201
			(13) 使用料及び賃借料 △ 10,432
			(14) 工事請負費 △ 967,199
			(16) 公有財産購入費 △ 1,340
			(17) 備品購入費 84
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 12,424
			(21) 補償、補填及び賠償金 6,558
			(26) 公課費 1
(1) 河川関係国庫補助事業費	420,262	7,494,262	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(河川)	△ 164,587	10,018,413	
ア 広域河川改修費	△ 392,372	2,095,128	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 都市基盤河川改修費	△ 9,250	12,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地震・高潮対策河川事業費	△ 84,000	1,125,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 流域貯留浸透事業費	△ 14,175	17,325	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明	
オ 総合流域防災事業費	315,210	6,748,460	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
カ 効果促進事業費	20,000	20,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(3) 河川等災害関連事業費	△ 1,005,000	0		
ア 災害関連費	△ 911,400	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。	
イ 特定関連費	△ 93,600	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。	
(4) 演習場地区河川事業費	78,267	253,267	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(5) 県単独河川事業費	△ 10,000	4,441,050	事業費の確定に伴う補正である。	
(6) 準用河川等改修費助成	10,000	125,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(7) 河川管理権限移譲費助成	△ 7,000	25,025	補助対象事業費の確定に伴う補正である。	
(8) 太田川ダム管理用発電設備運用事業費	△ 5,317	16,683	事業費の確定に伴う補正である。	
第 3 目 海岸費	△ 2,762,543	6,882,732		
(財源内訳)			(節内訳)	
国庫支出金	87,247		(1) 報酬	△ 19,841
諸収入	△ 2,947,485		(2) 給料	△ 5,996
県債	100,000		(3) 職員手当等	△ 6,163
一般歳入	△ 2,305		(4) 共済費	△ 6,860
			(7) 報償費	6
			(8) 旅費	△ 271
			(10) 需用費	△ 1,405
			(11) 役務費	△ 1,624
			(12) 委託料	15,682
			(14) 工事請負費	△ 2,736,071
(1) 海岸関係国庫補助事業費	92,500	409,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(海岸)	96,615	2,146,615		
ア 高潮対策費	206,535	1,835,950	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
イ 侵食対策費	△ 36,315	283,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。	
ウ 津波・高潮危機管理対策費	△ 73,605	27,165	国庫支出金の決定に伴う補正である。	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(3) 「静岡モデル」防潮堤整備促進事業費	△ 2,951,000	3,892,000	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 海岸漂着物等対策事業費(景観保全)	△ 658	7,242	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 4 目 砂防費	△ 677,520	11,202,480	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 561,079		(1) 報酬 16,145
分担金及び負担金	10,056		(2) 給料 80,046
県債	△ 256,000		(3) 職員手当等 46,654
一般歳入	129,503		(4) 共済費 24,025
			(7) 報償費 127
			(8) 旅費 △ 2,425
			(10) 需用費 △ 31,035
			(11) 役務費 △ 24,756
			(12) 委託料 277,584
			(13) 使用料及び賃借料 △ 18,509
			(14) 工事請負費 △ 1,152,858
			(16) 公有財産購入費 2,823
			(17) 備品購入費 78
			(18) 負担金、補助及び交付金 99,637
			(21) 補償、補填及び賠償金 4,943
			(26) 公課費 1
(1) 砂防関係国庫補助事業費	414,150	2,145,150	
ア 通常砂防費	189,000	672,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	77,100	137,550	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 地すべり対策費	16,800	121,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
エ 急傾斜地崩壊対策費	△ 97,650	376,950	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 砂防メンテナンス事業費	228,900	836,850	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 社会資本整備総合交付金事業費(砂防)	674,540	5,480,540	
ア 通常砂防費	△ 39,800	1,357,560	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 火山砂防費	116,025	323,925	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 火山噴火緊急減災対策費	△ 5,250	10,500	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
エ 地すべり対策費	51,450	263,550	国庫支出金の決定に伴う補正である。
オ 急傾斜地崩壊対策費	593,565	2,302,965	国庫支出金の決定に伴う補正である。
カ 総合流域防災事業費	△ 44,100	1,219,390	国庫支出金の決定に伴う補正である。
キ 効果促進事業費	2,650	2,650	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 砂防等災害関連緊急事業費	△ 1,790,000	25,000	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 演習場地区砂防事業費	23,790	86,790	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 県単独砂防事業費	△ 99,666	1,165,334	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 急傾斜地崩壊対策費助成	99,666	219,666	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(7) 緊急自然災害防止対策事業費(砂防)	0	680,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 緊急豪雨災害対策強化事業費(砂防)	0	900,000	財源更正に伴う補正である。
第 5 目 農林地すべり対策費	△ 68,310	768,690	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 42,386		(1) 報酬 137
県債	△ 14,000		(2) 給料 4,097
一般歳入	△ 11,924		(3) 職員手当等 2,800
			(4) 共済費 1,255
			(8) 旅費 △ 60
			(10) 需用費 △ 919
			(11) 役務費 △ 16
			(12) 委託料 △ 10,928
			(13) 使用料及び賃借料 △ 886
			(14) 工事請負費 △ 61,921
			(16) 公有財産購入費 △ 112
			(17) 備品購入費 △ 36
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 1,721
(1) 農地地すべり対策事業費	9,875	225,875	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 災害関連緊急農地地すべり対策事業費	△ 23,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(3) 治山地すべり防止事業費	9,815	405,815	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 災害関連緊急治山地すべり防止事業費	△ 65,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 6 目 国直轄事業費負担金	55,885	6,525,885	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 55,885
(財源内訳) 県債 一般歳入	49,000 6,885		
(1) 国直轄河川事業費負担金	70,124	2,550,124	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
(2) 国直轄海岸事業費負担金	△ 27,003	1,052,997	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
(3) 国直轄砂防事業費負担金	12,764	2,922,764	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 5 項 港湾費	268,868	14,537,314	
第 1 目 港湾管理費	△ 3,415	632,405	(節内訳) (8) 旅費 △ 510 (10) 需用費 △ 200 (12) 委託料 △ 1,175 (14) 工事請負費 △ 1,530
(財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 1,885 △ 1,000 △ 530		
(1) 港湾統計調査費	△ 1,885	2,987	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 港湾局出先機関庁舎等維持補修費	△ 1,530	34,960	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 港湾建設費	239,584	8,164,959	(節内訳) (2) 給料 10,365 (3) 職員手当等 5,167 (4) 共済費 2,906 (8) 旅費 △ 58 (10) 需用費 19,858 (11) 役務費 △ 210 (12) 委託料 △ 13,558 (13) 使用料及び賃借料 △ 180 (14) 工事請負費 215,294
(財源内訳) 国庫支出金 分担金及び負担金 県債 一般歳入	64,167 △ 4,854 189,000 △ 8,729		
(1) 港湾関係国庫補助事業費	340,550	2,048,550	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(2) 港湾海岸関係国庫補助事業費	△ 356,450	971,550	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 海岸漂着物等対策事業費(県営事業分)	△ 13,216	27,159	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(4) 社会資本整備総合交付金事業費(港湾)	312,700	3,547,700	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 港湾災害関連事業費	△ 44,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(6) 県単独港湾整備事業費	0	480,000	財源更正に伴う補正である。
(7) 緊急自然災害防止対策事業費(港湾)	0	640,000	財源更正に伴う補正である。
(8) 県土強靱化対策事業費(港湾)	0	450,000	財源更正に伴う補正である。
第 3 目 漁港整備費	96,528	4,032,779	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 51,114		(2) 給料 12,380
分担金及び負担金	1,773		(3) 職員手当等 7,824
使用料及び手数料	△ 1,990		(4) 共済費 3,413
諸収入	△ 10		(8) 旅費 1,484
県債	145,000		(10) 需用費 △ 465
一般歳入	2,869		(14) 工事請負費 102,427
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 30,535
(1) 漁港管理費	△ 2,000	119,858	
ア 県営漁港管理運営費	△ 1,000	26,508	事業費の確定に伴う補正である。
イ 県営漁港維持修繕費	△ 1,000	91,500	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 県営漁港等整備費	77,038	2,795,038	
ア 県営漁港整備事業費	107,938	1,967,938	国庫支出金の決定に伴う補正である。
イ 県営漁港海岸整備事業費	△ 30,900	658,100	国庫支出金の決定に伴う補正である。
ウ 県単独県営漁港整備事業費	0	169,000	財源更正に伴う補正である。
(3) 市町営漁港等整備費	△ 32,272	506,921	
ア 市町営漁港整備事業費	△ 32,272	417,728	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 農山漁村地域整備交付金事業費 (漁港)	58,762	386,762	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 漁港災害関連事業費	△ 5,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(6) 緊急自然災害防止対策事業費 (漁港)	0	150,000	財源更正に伴う補正である。
第 4 目 国直轄事業費負担金	△ 63,829	1,707,171	(節内訳)
(財源内訳)			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 63,829
分担金及び負担金	△ 13,043		
県債	△ 45,000		
一般歳入	△ 5,786		
(1) 国直轄港湾事業費負担金	△ 63,829	1,707,171	国直轄事業の県負担額の決定に伴う補正である。
第 6 項 都市費	△ 1,882,489	18,972,331	
第 2 目 地域交通費	△ 46,915	3,722,395	(節内訳)
(財源内訳)			(7) 報償費 △ 488
国庫支出金	△ 5,244		(8) 旅費 △ 1,280
一般歳入	△ 41,671		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 45,147
(1) 公共交通対策費	△ 46,915	3,722,395	
ア バス運行対策費助成	△ 18,300	420,200	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
イ 静岡県バス路線維持費助成	△ 2,360	13,740	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
ウ 市町自主運行バス事業費助成	△ 19,287	849,913	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
エ 伊豆地域公共交通計画推進事業費	△ 5,200	2,040	事業費の確定に伴う補正である。
オ 公共ライドシェア等導入支援事業費	△ 1,768	1,432	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 市街地整備費	△ 1,513,303	9,346,630	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 1,278
国庫支出金	△ 724,464		(2) 給料 △ 15,582
分担金及び負担金	△ 272,646		(3) 職員手当等 △ 7,957
諸収入	234,687		

科	目	補正額	現計額	説明
	県債 一般歳入	△ 773,000 22,120		(4) 共済費 △ 3,192 (7) 報償費 △ 8 (8) 旅費 △ 1,933 (10) 需用費 △ 7,220 (11) 役務費 △ 3,783 (12) 委託料 △ 238,150 (13) 使用料及び賃借料 △ 18,100 (14) 工事請負費 △ 179,040 (16) 公有財産購入費 △ 77,226 (17) 備品購入費 42 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 700,147 (21) 補償、補填及び賠償金 △ 259,727 (26) 公課費 △ 2
(1)	社会資本整備総合交付金事業費(市街地)	△ 78,893	245,107	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2)	東部拠点第二地区区画整理事業費助成	△ 99,254	88,746	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3)	市街地再開発事業費助成	△ 277,032	731,068	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4)	市町都市計画事業指導監督事務費	△ 14,981	17,019	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5)	都市計画街路事業費	△ 1,180,050	4,471,950	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(6)	社会資本整備総合交付金事業費(街路)	△ 121,256	1,129,744	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(7)	県単独街路整備事業費	37,180	1,191,980	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	都市計画街路事業費助成	△ 37,180	116,820	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(9)	都市高速鉄道高架事業費(単独)	258,163	1,334,663	事業費の確定に伴う補正である。
第4目	生活排水費	△ 53,753	747,464	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 1,200		(1) 報酬 △ 1,143
	諸収入	△ 9,187		(2) 給料 401
	繰入金	△ 11,062		(3) 職員手当等 △ 775
	一般歳入	△ 32,304		(4) 共済費 1,436 (7) 報償費 △ 1,814 (8) 旅費 △ 3,778 (10) 需用費 △ 10,290 (11) 役務費 △ 2,137

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(12) 委託料 △ 1,614 (13) 使用料及び賃借料 △ 100 (17) 備品購入費 △ 428 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 20,200 (26) 公課費 △ 7 (27) 繰出金 △ 13,304
(1) モンゴル上下水道技術 交流事業費	△ 9,000	0	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 農山漁村地域整備交付 金事業費（農業集落排 水）	△ 1,200	36,800	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 生活排水改善対策推進 事業費助成	△ 19,000	109,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 流域下水道事業総務事 務費	△ 11,249	203,253	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 流域下水道事業会計繰 出金	△ 13,304	388,306	流域下水道事業会計に対する、負担区分に基づ く繰出しに要する経費の補正である。
第 5 目 公園緑地費	△ 268,518	4,999,294	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	40,655		(16) 公有財産購入費 △ 268,518
県債	△ 168,000		
一般歳入	△ 141,173		
(1) 都市公園維持管理費	0	3,946,897	
ア 都市公園管理運営費	0	1,918,897	財源更正に伴う補正である。
イ 都市公園維持補修費 (整備)	0	2,028,000	財源更正に伴う補正である。
(2) 遠州灘海浜公園（篠原 地区）整備事業費	△ 268,518	181,482	国庫支出金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 1 款 警察費	△ 12,162	87,849,250	
第 1 項 警察管理費	98,305	84,238,242	
第 1 目 公安委員会費	△ 2,388	13,844	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 2,388		(1) 報酬 △ 2,198 (8) 旅費 △ 160 (10) 需用費 △ 30
(1) 公安委員会運営事業費	△ 2,388	13,844	公安委員の報酬の補正である。
第 2 目 警察本部費	195,360	72,141,962	(節内訳)
(財源内訳) 国庫支出金	△ 5,108		(1) 報酬 △ 6,055
諸収入	△ 1,663		(2) 給料 △ 625,966
財産収入	△ 24,182		(3) 職員手当等 649,507
県債	△ 15,000		(4) 共済費 241,720
一般歳入	241,313		(5) 災害補償費 △ 360 (8) 旅費 △ 643 (10) 需用費 △ 64,938 (11) 役務費 △ 1,016 (12) 委託料 2,292 (13) 使用料及び賃借料 △ 2,596 (14) 工事請負費 △ 150 (18) 負担金、補助及び交付金 3,212 (26) 公課費 353
(1) 職員給与費	273,219	68,917,635	警察職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 264 ・給料 △ 625,966 一般職給 △ 625,966 ・職員手当等 651,828 扶養手当 1,095 地域手当 △ 21,506 住居手当 6,433 通勤手当 54,146 管理職手当 1,591 特地勤務手当 623 特殊勤務手当 △ 33,804 時間外勤務手当 19,887 休日勤務手当 △ 182,539 夜間勤務手当 41,850 宿日直手当 △ 9,652 期末手当 △ 66,291 勤勉手当 △ 90,216 退職手当 894,539 児童手当 30,955

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			単身赴任手当 △ 852 管理職員特別勤務手当 5,569 ・ 共済費 243,777 地方職員共済組合等負担金 250,296 社会保険料 △ 6,519 ・ 災害補償費 △ 360 ・ 旅費 950 ・ 負担金、補助及び交付金 3,254
(2) 警察職員健康管理事業費	△ 153	257,472	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察装備管理事業費	△ 58,153	277,618	
ア 警察官制服等貸与事業費	△ 59,709	199,762	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察車両等管理事業費	1,556	77,856	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 警察管理運営事業費	△ 19,830	1,399,513	
ア 警察企画管理事業費	△ 17,465	240,415	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察官増員対策事業費	△ 1,364	7,732	事業費の確定に伴う補正である。
ウ キャッシュレス決済導入事業費	435	23,335	事業費の確定に伴う補正である。
エ 警察相談業務推進事業費	△ 56	555	事業費の確定に伴う補正である。
オ 警察電算運営管理事業費	△ 1,267	938,533	事業費の確定に伴う補正である。
カ 共通基盤関連事業費	△ 35	1,365	事業費の確定に伴う補正である。
キ 遺失拾得管理システム整備事業費	△ 78	40,322	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 生活安全警察管理事業費	723	21,444	
ア 風俗営業許可等事業費	952	10,132	事業費の確定に伴う補正である。
イ 銃砲等所持許可事業費	△ 229	5,392	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 地域警察管理事業費	△ 446	451,084	
ア 110静岡運営事業費	△ 446	390,429	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 3 目 運転免許費	△ 14,575	1,611,256	
(財源内訳)			(節内訳)
財産収入	12		(8) 旅費 △ 15
県債	△ 297,000		(10) 需用費 △ 1,290
一般歳入	282,413		(11) 役務費 △ 623
			(12) 委託料 △ 9,155
			(13) 使用料及び賃借料 △ 3,492
(1) 運転免許事業費	△ 13,059	975,698	
ア 運転免許試験実施事業費	△ 13,059	511,492	事業費の確定に伴う補正である。
イ 運転免許管理システム 共通基盤移行事業費	0	455,000	財源更正に伴う補正である。
(2) 運転者教育事業費	△ 1,516	635,558	
ア 運転者教育事業費	△ 1,516	626,733	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 交通安全対策費	7,969	6,949,150	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 3		(10) 需用費 △ 1,380
使用料及び手数料	△ 11,336		(11) 役務費 △ 1,558
諸収入	△ 31,897		(12) 委託料 △ 18,425
県債	1,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 3,307
一般歳入	50,205		(18) 負担金、補助及び交付金 32,639
(1) 交通安全活動推進事業費	30,874	597,811	
ア 交通安全企画事業費	△ 67	5,266	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交通安全対策事業費	△ 121	2,788	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 静岡県交通安全指導員 設置費助成	32,639	496,488	補助対象経費の確定に伴う補正である。
エ 交通反則通告事業費	△ 1,577	8,930	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 交通安全施設等整備事業費	△ 6	4,727,158	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 市街地駐車等対策事業費	△ 18,725	369,578	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 放置駐車対策事業費	△ 275	70,825	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(5) 自動車保管場所証明ワ ンストップサービス・ システム整備事業費	△ 3,899	104,778	事業費の確定に伴う補正である。
第 5 目 警察施設費	△ 87,154	3,501,527	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 49		(8) 旅費 △ 391
諸収入	△ 496		(10) 需用費 △ 6,199
財産収入	△ 153		(11) 役務費 △ 589
県債	△ 64,000		(12) 委託料 △ 9,885
一般歳入	△ 22,456		(13) 使用料及び賃借料 △ 361
			(14) 工事請負費 △ 69,323
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 406
(1) 警察施設管理運営事業 費	△ 5,856	1,616,980	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 警察庁舎整備事業費	△ 51,129	1,219,271	
ア 交通管制センター庁舎 等建設事業費	△ 16,342	44,758	事業費の確定に伴う補正である。
イ 下田警察署庁舎等建設 事業費	△ 21,148	373,152	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 交番・駐在所建設事業 費	△ 13,639	801,361	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察職員住宅整備事業 費	△ 30,169	438,581	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 目 恩給及び退職年金費	△ 907	20,503	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 907		(6) 恩給及び退職年金 △ 907
(1) 警察職員恩給費	△ 907	20,503	退職警察職員及びその遺族に支給する恩給費の 補正である。
第 2 項 警察活動費	△ 110,467	3,611,008	
第 1 目 警察活動費	△ 110,467	3,611,008	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 196,579		(1) 報酬 △ 7,241
諸収入	18,431		(3) 職員手当等 △ 2,719
繰入金	△ 730		(4) 共済費 △ 2,723
県債	△ 10,000		(7) 報償費 5,756
一般歳入	78,411		(8) 旅費 △ 16,044

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(10) 需用費 △ 71,691 (11) 役務費 3,560 (12) 委託料 △ 227 (13) 使用料及び賃借料 △ 3,280 (17) 備品購入費 △ 15,458 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 400
(1) 職員研修事業費	△ 412	12,437	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 警察通信管理事業費	△ 922	184,446	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 警察活動管理事業費	△ 14,501	111,665	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 警察装備事業費	△ 20,999	978,669	
ア 装備車両等維持事業費	△ 10,226	791,777	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察車両E V化推進事業費	△ 10,000	138,897	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 警察活動器材近代化事業費	△ 773	22,728	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 留置施設管理対策事業費	18,833	222,156	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 犯罪被害者支援推進事業費	755	8,055	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 生活安全警察活動事業費	△ 9,085	266,401	
ア 生活安全警察活動事業費	△ 407	21,434	事業費の確定に伴う補正である。
イ 警察安全相談員設置事業費	△ 3,603	104,565	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 防犯活動アドバイザー活動事業費	△ 1	11,253	事業費の確定に伴う補正である。
エ スクールサポーター活動事業費	△ 3,123	102,627	事業費の確定に伴う補正である。
オ サイバー犯罪捜査等強化推進事業費	△ 1,835	14,216	事業費の確定に伴う補正である。
カ 遊技機調査員活動事業費	△ 61	11,155	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
キ 街頭防犯カメラ整備事業費	△ 55	1,151	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 地域警察活動事業費	△ 8,254	810,467	
ア 地域警察充実強化事業費	△ 4,527	39,973	事業費の確定に伴う補正である。
イ 交番相談員設置事業費	△ 3,727	710,395	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 刑事警察活動事業費	△ 10,457	493,823	
ア 刑事警察運営事業費	△ 3,245	71,048	事業費の確定に伴う補正である。
イ 来日外国人犯罪対策事業費	4,832	30,348	通訳活動等に要する経費の補正である。
ウ 静岡県警察指紋情報管理事業費	△ 7,947	111,953	事業費の確定に伴う補正である。
エ 社会復帰アドバイザー設置事業費	△ 3,688	0	事業費の確定に伴う補正である。
オ 捜査支援分析業務強化推進事業費	△ 409	242,391	事業費の確定に伴う補正である。
(1 0) 交通指導取締活動事業費	△ 1,006	32,731	事業費の確定に伴う補正である。
(1 1) 災害激甚化対策事業費	△ 2,986	52,814	事業費の確定に伴う補正である。
(1 2) 警戒警備対策事業費	△ 61,433	433,604	
ア 警戒警備対策事業費	725	2,217	事業費の確定に伴う補正である。
イ 航空機整備事業費	△ 62,158	431,387	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 2 款 教育費	△ 6,104,669	266,022,651	
第 1 項 総合教育費	△ 1,499	5,393	
第 1 目 総合教育費	△ 1,499	5,393	(節内訳)
(財源内訳)			(7) 報償費 △ 409
一般歳入	△ 1,499		(8) 旅費 △ 200
			(10) 需用費 △ 590
			(11) 役務費 △ 150
			(13) 使用料及び賃借料 △ 150
(1) 人づくり推進事業費	△ 1,499	5,393	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 教育委員会費	△ 2,335,019	37,614,032	
第 1 目 教育委員会費	△ 1,710	9,587	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 1,618
一般歳入	△ 1,710		(8) 旅費 △ 19
			(10) 需用費 △ 20
			(11) 役務費 △ 51
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2
(1) 教育委員会運営費	△ 92	2,005	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 教育委員報酬	△ 1,618	7,582	教育委員の報酬の補正である。
第 2 目 教育総務費	△ 1,106,080	13,163,244	(節内訳)
(財源内訳)			(1) 報酬 △ 658
国庫支出金	△ 708		(2) 給料 △ 14,187
諸収入	△ 5,647		(3) 職員手当等 154,721
繰入金	△ 1,270,914		(4) 共済費 △ 2,422
一般歳入	171,189		(7) 報償費 △ 1,377
			(8) 旅費 3,895
			(10) 需用費 △ 3,045
			(11) 役務費 △ 193
			(12) 委託料 △ 3,282
			(13) 使用料及び賃借料 △ 2,484
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,237,048
(1) 職員給与費	173,070	4,954,175	事務局職員の人件費の補正である。 ・報酬 △ 658 ・給料 △ 14,187 特別職給 1

科	目	補正額	現計額	説明
				一般職給 △ 14,188 ・職員手当等 154,721 扶養手当 △ 4,013 地域手当 1,073 住居手当 2,259 通勤手当 45,241 管理職手当 363 時間外勤務手当 52,206 休日勤務手当 △ 19 宿日直手当 60 期末手当 △ 10,919 勤勉手当 2,543 退職手当 71,197 児童手当 △ 5,000 単身赴任手当 △ 270 ・共済費 △ 2,422 地方職員共済組合等負担金 9,081 社会保険料 △ 11,503 ・旅費 5,554 ・負担金、補助及び交付金 30,062
(2)	教育総務事務集約化推進事業費	△ 1,835	39,665	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	教職員総合研修事業費	△ 3,363	24,822	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	学び続ける教員支援事業費	△ 886	2,914	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	I C T教育推進事業費	△ 1,272,292	7,258,608	
ア	スクールD X推進事業費	△ 1,992	35,008	事業費の確定に伴う補正である。
イ	公立学校情報通信機器整備事業費助成	△ 1,270,300	5,957,300	事業費の確定に伴う補正である。
(6)	人権教育総合推進事業費	△ 534	1,534	事業費の確定に伴う補正である。
(7)	青少年の国際交流推進事業費	△ 113	11,387	事業費の確定に伴う補正である。
(8)	ふじのくに「個が輝く」人材育成事業費	△ 127	7,273	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目	教育管理費	△ 1,220,832	23,954,267	
	(財源内訳) 国庫支出金	△ 50		(節内訳) (8) 旅費 △ 16,427

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
寄附金	9,378		(10) 需用費 △ 33,042
諸収入	△ 4,157		(11) 役務費 △ 18,907
財産収入	△ 373		(12) 委託料 △ 139,479
県債	△ 991,000		(13) 使用料及び賃借料 △ 13,331
一般歳入	△ 234,630		(14) 工事請負費 △ 1,009,646
			(24) 積立金 10,000
(1) 教育行政運営費	△ 4,157	74,235	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 文教施設整備事務費	△ 50	1,500	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 教育財産維持管理費	△ 1,419	119,881	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 静岡県教育応援基金積立金	10,000	66,000	教育振興費寄付金の収入の見込みによる基金の積立額の補正である。
(5) 県立学校等修繕費	△ 394,729	5,645,497	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 県立学校等施設整備事業費	△ 18,027	3,579,973	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 県立学校等長寿命化事業費	△ 338,869	8,493,131	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 県立学校施設魅力向上事業費	△ 447,043	1,263,957	事業費の確定に伴う補正である。
(9) 教職員住宅費	△ 26,538	441,147	
ア 教職員住宅整備費	△ 25,543	385,380	事業費の確定に伴う補正である。
イ 教職員住宅維持補修費	△ 995	55,767	事業費の確定に伴う補正である。
第 4 目 教育厚生費	2,911	249,106	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	2,911		(1) 報酬 △ 1
			(7) 報償費 △ 35
			(8) 旅費 △ 95
			(10) 需用費 △ 766
			(11) 役務費 △ 16
			(12) 委託料 1,564
			(13) 使用料及び賃借料 △ 126
			(18) 負担金、補助及び交付金 2,386
(1) 教職員健康管理事業費	3,675	244,777	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 被服等貸与費	△ 764	4,329	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 目 恩給及び退職年金費	△ 1,750	15,556	
(財源内訳) 一般歳入	△ 1,750		(節内訳) (6) 恩給及び退職年金 △ 1,750
(1) 恩給及び退職年金費	△ 1,750	15,556	退職教職員及びその遺族に支給する恩給費の補正である。
第 6 目 総合教育センター費	△ 7,558	222,272	
(財源内訳) 国庫支出金 使用料及び手数料 財産収入 一般歳入	△ 1,429 △ 329 1 △ 5,801		(節内訳) (1) 報酬 △ 995 (3) 職員手当等 △ 110 (4) 共済費 △ 4 (7) 報償費 △ 30 (8) 旅費 △ 518 (10) 需用費 △ 1,678 (11) 役務費 △ 566 (12) 委託料 △ 3,056 (13) 使用料及び賃借料 △ 577 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 24
(1) 総合教育センター管理 運営費	△ 2,951	176,504	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 教育相談体制充実事業 費	△ 4,607	45,768	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 小学校費	△ 54,142	62,425,313	
第 1 目 教職員費	△ 54,142	62,425,313	
(財源内訳) 国庫支出金 諸収入 一般歳入	430,217 △ 178,625 △ 305,734		(節内訳) (1) 報酬 △ 29,470 (2) 給料 439,180 (3) 職員手当等 △ 130,812 (4) 共済費 △ 273,191 (8) 旅費 △ 59,849
(1) 小学校教職員給与費等	△ 54,142	62,425,313	
ア 教職員給与費	△ 54,142	62,252,513	人件費の確定に伴う補正である。 ・報酬 △ 29,470 ・給料 439,180 一般職給 439,180 ・職員手当等 △ 130,812 扶養手当 24,672 地域手当 15,016 住居手当 6,938

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			通勤手当 1,337 管理職手当 △ 2,740 へき地手当 △ 9,637 特殊勤務手当 8,555 時間外勤務手当 △ 5,922 休日勤務手当 90 義務教育等教員特別手当 18,590 期末手当 △ 121,278 勤勉手当 61,757 退職手当 △ 147,945 児童手当 20,505 単身赴任手当 △ 750 ・ 共済費 △ 273,191 地方職員共済組合等負担金 100,120 社会保険料 △ 373,311 ・ 旅費 △ 59,849
第 4 項 中学校費	△ 428,767	38,553,836	
第 1 目 教職員費	△ 427,167	38,533,936	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	582,122		(1) 報酬 △ 34,589
諸収入	△ 138,793		(2) 給料 △ 370,248
一般歳入	△ 870,496		(3) 職員手当等 337,793
			(4) 共済費 △ 339,551
			(8) 旅費 △ 20,572
(1) 中学校教職員給与費等	△ 427,167	38,533,936	
ア 教職員給与費	△ 427,167	38,372,676	人件費の確定に伴う補正である。 ・ 報酬 △ 34,589 ・ 給料 △ 370,248 一般職給 △ 370,248 ・ 職員手当等 337,793 扶養手当 9,763 地域手当 △ 18,166 住居手当 △ 12,006 通勤手当 △ 4,727 管理職手当 △ 2,096 へき地手当 △ 9,813 特殊勤務手当 45,294 時間外勤務手当 △ 13,011 義務教育等教員特別手当 7,254 期末手当 △ 197,254 勤勉手当 △ 79,723 退職手当 591,489 児童手当 20,525 単身赴任手当 264

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 共済費 △ 339,551 <li style="padding-left: 20px;">地方職員共済組合等負担金 △ 51,076 <li style="padding-left: 20px;">社会保険料 △ 288,475 ・ 旅費 △ 20,572
第 2 目 中学校管理費	△ 1,600	19,900	
(財源内訳)			(節内訳)
一般歳入	△ 1,600		(11) 役務費 △ 515
(1) 中学校管理費	△ 1,600	19,900	(13) 使用料及び賃借料 △ 1,085
			管理運営経費の確定に伴う補正である。
第 5 項 高等学校費	△ 1,791,690	55,689,843	
第 1 目 高等学校総務費	△ 1,045,675	45,625,143	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	203		(2) 給料 △ 199,723
使用料及び手数料	△ 26,373		(3) 職員手当等 △ 621,316
諸収入	△ 99,075		(4) 共済費 △ 226,377
一般歳入	△ 920,430		(8) 旅費 1,741
(1) 教職員給与費	△ 1,045,675	45,625,143	人件費の確定に伴う補正である。
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 △ 199,723 <li style="padding-left: 20px;">一般職給 △ 199,723 ・ 職員手当等 △ 621,316 <li style="padding-left: 20px;">扶養手当 △ 16,277 <li style="padding-left: 20px;">地域手当 △ 12,262 <li style="padding-left: 20px;">住居手当 6,936 <li style="padding-left: 20px;">通勤手当 56,671 <li style="padding-left: 20px;">管理職手当 △ 526 <li style="padding-left: 20px;">定時制通信教育手当 3,583 <li style="padding-left: 20px;">産業教育手当 4,837 <li style="padding-left: 20px;">特殊勤務手当 28,975 <li style="padding-left: 20px;">時間外勤務手当 △ 52,862 <li style="padding-left: 20px;">休日勤務手当 267 <li style="padding-left: 20px;">夜間勤務手当 472 <li style="padding-left: 20px;">宿日直手当 38 <li style="padding-left: 20px;">義務教育等教員特別手当 417 <li style="padding-left: 20px;">期末手当 △ 144,465 <li style="padding-left: 20px;">勤勉手当 △ 33,404 <li style="padding-left: 20px;">退職手当 △ 457,648 <li style="padding-left: 20px;">児童手当 △ 9,110 <li style="padding-left: 20px;">単身赴任手当 3,042 ・ 共済費 △ 226,377 <li style="padding-left: 20px;">地方職員共済組合等負担金 △ 11,210 <li style="padding-left: 20px;">社会保険料 △ 215,167 ・ 旅費 1,741

科	目	補正額	現計額	説明
第 2 目	高等学校管理費	△ 746,015	10,064,700	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 47,069		(1) 報酬 △ 5,500
	諸収入	△ 9,404		(3) 職員手当等 △ 391
	財産収入	△ 12,053		(4) 共済費 △ 1,218
	一般歳入	△ 677,489		(8) 旅費 △ 33,376
				(10) 需用費 △ 604,104
				(11) 役務費 △ 13,776
				(12) 委託料 158
				(13) 使用料及び賃借料 △ 8,505
				(15) 原材料費 △ 439
				(17) 備品購入費 △ 460
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 25,023
				(19) 扶助費 △ 40,730
				(20) 貸付金 △ 12,651
(1)	高等学校管理運営費	△ 657,485	3,233,739	
ア	高等学校管理費	△ 616,380	2,866,898	管理運営経費の確定に伴う補正である。
イ	教職員旅費	△ 31,082	176,128	活動旅費の確定に伴う補正である。
ウ	高等学校水産実習費	△ 12,181	130,171	実習経費の確定に伴う補正である。
エ	高等学校農業実習費	2,158	52,136	実習経費の確定に伴う補正である。
(2)	高等学校生徒修学奨励費	△ 88,530	6,830,961	
ア	高等学校等奨学事業費	△ 55,458	504,742	事業費の確定に伴う補正である。
イ	高等学校就学支援事業費	△ 33,072	6,323,019	事業費の確定に伴う補正である。
第 6 項	大学費	△ 18,597	8,363,461	
第 1 目	県立大学・文化芸術大学費	△ 18,597	7,622,261	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	△ 94		(1) 報酬 △ 102
	諸収入	27,296		(4) 共済費 △ 46
	県債	△ 9,000		(7) 報償費 △ 100
	一般歳入	△ 36,799		(8) 旅費 △ 259
				(10) 需用費 △ 249
				(11) 役務費 △ 436
				(12) 委託料 △ 588
				(13) 使用料及び賃借料 △ 98
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 16,719

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 大学運営指導費	△ 805	4,191	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 静岡県立大学支援事業費	0	5,729,390	財源更正に伴う補正である。
(3) 静岡文化芸術大学支援事業費	△ 12,064	1,848,792	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(4) 未来を切り拓く多様な人材育成推進事業費	△ 5,003	33,197	補助対象事業費の確定等に伴う補正である。
(5) リカレント教育推進事業費	△ 525	1,891	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 大学生等県内定着促進事業費	△ 200	4,800	事業費の確定に伴う補正である。
第 7 項 特別支援学校費	△ 1,045,964	29,891,886	
第 1 目 特別支援学校費	△ 826,591	27,495,876	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	44,353		(1) 報酬 △ 84,285
諸収入	△ 160,605		(2) 給料 △ 187,220
一般歳入	△ 710,339		(3) 職員手当等 △ 314,799
			(4) 共済費 △ 220,570
			(8) 旅費 △ 19,717
(1) 特別支援学校教職員給与費等	△ 826,591	27,495,876	
ア 特別支援学校教職員給与費	△ 820,075	27,458,952	人件費の確定に伴う補正である。
			・報酬 △ 84,285
			・給料 △ 187,220
			一般職給 △ 187,220
			・職員手当等 △ 314,799
			扶養手当 17,259
			地域手当 △ 8,826
			住居手当 △ 20,326
			通勤手当 11,981
			管理職手当 227
			特殊勤務手当 2,927
			時間外勤務手当 △ 3,449
			休日勤務手当 1
			夜間勤務手当 7
			宿日直手当 △ 2,009
			義務教育等教員特別手当 9,075
			期末手当 △ 164,950
			勤勉手当 △ 60,635
			退職手当 △ 103,772

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明																		
イ 教職員旅費（特別支援学校）	△ 6,516	36,924	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">児童手当</td> <td style="text-align: right;">7,055</td> </tr> <tr> <td>単身赴任手当</td> <td style="text-align: right;">636</td> </tr> <tr> <td>・ 共済費</td> <td style="text-align: right;">△ 220,570</td> </tr> <tr> <td>地方職員共済組合等負担金</td> <td style="text-align: right;">115,499</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td style="text-align: right;">△ 336,069</td> </tr> <tr> <td>・ 旅費</td> <td style="text-align: right;">△ 13,201</td> </tr> </table> <p>旅費の確定に伴う補正である。</p>	児童手当	7,055	単身赴任手当	636	・ 共済費	△ 220,570	地方職員共済組合等負担金	115,499	社会保険料	△ 336,069	・ 旅費	△ 13,201						
児童手当	7,055																				
単身赴任手当	636																				
・ 共済費	△ 220,570																				
地方職員共済組合等負担金	115,499																				
社会保険料	△ 336,069																				
・ 旅費	△ 13,201																				
第 2 目 特別支援学校管理費	△ 219,373	2,396,010	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(財源内訳)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>国庫支出金</td> <td style="text-align: right;">△ 29,124</td> </tr> <tr> <td>諸収入</td> <td style="text-align: right;">△ 232</td> </tr> <tr> <td>財産収入</td> <td style="text-align: right;">△ 255</td> </tr> <tr> <td>県債</td> <td style="text-align: right;">△ 10,000</td> </tr> <tr> <td>一般歳入</td> <td style="text-align: right;">△ 179,762</td> </tr> </table>	(財源内訳)		国庫支出金	△ 29,124	諸収入	△ 232	財産収入	△ 255	県債	△ 10,000	一般歳入	△ 179,762						
(財源内訳)																					
国庫支出金	△ 29,124																				
諸収入	△ 232																				
財産収入	△ 255																				
県債	△ 10,000																				
一般歳入	△ 179,762																				
(1) 特別支援学校管理費	△ 150,373	1,930,010	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">(節内訳)</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>(1) 報酬</td> <td style="text-align: right;">△ 1,101</td> </tr> <tr> <td>(8) 旅費</td> <td style="text-align: right;">△ 1,294</td> </tr> <tr> <td>(10) 需用費</td> <td style="text-align: right;">△ 97,767</td> </tr> <tr> <td>(11) 役務費</td> <td style="text-align: right;">△ 1,995</td> </tr> <tr> <td>(12) 委託料</td> <td style="text-align: right;">△ 31,227</td> </tr> <tr> <td>(13) 使用料及び賃借料</td> <td style="text-align: right;">△ 3,606</td> </tr> <tr> <td>(15) 原材料費</td> <td style="text-align: right;">207</td> </tr> <tr> <td>(19) 扶助費</td> <td style="text-align: right;">△ 82,590</td> </tr> </table>	(節内訳)		(1) 報酬	△ 1,101	(8) 旅費	△ 1,294	(10) 需用費	△ 97,767	(11) 役務費	△ 1,995	(12) 委託料	△ 31,227	(13) 使用料及び賃借料	△ 3,606	(15) 原材料費	207	(19) 扶助費	△ 82,590
(節内訳)																					
(1) 報酬	△ 1,101																				
(8) 旅費	△ 1,294																				
(10) 需用費	△ 97,767																				
(11) 役務費	△ 1,995																				
(12) 委託料	△ 31,227																				
(13) 使用料及び賃借料	△ 3,606																				
(15) 原材料費	207																				
(19) 扶助費	△ 82,590																				
ア 特別支援学校管理運営費	△ 116,584	1,914,423	管理運営費の確定に伴う補正である。																		
イ 特別支援学校作業実習費	△ 487	10,889	実習経費の確定に伴う補正である。																		
ウ コミュニティ・スクール推進事業費（特別支援学校）	△ 1,332	2,268	事業費の確定に伴う補正である。																		
エ 県立学校医療的ケア児就学支援事業費	△ 19,970	2,430	事業費の確定に伴う補正である。																		
オ AI活用による特別支援教育指導プロセス変革事業費	△ 12,000	0	事業費の確定に伴う補正である。																		
(2) 特別支援学校就学奨励費	△ 69,000	466,000	事業費の確定に伴う補正である。																		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 8 項 学校教育費	△ 203,523	2,882,720	
第 1 目 高校教育費	△ 29,091	918,779	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 7,542		(8) 旅費 △ 6,236
諸収入	260		(10) 需用費 △ 1,949
繰入金	△ 1,197		(11) 役務費 △ 198
一般歳入	△ 20,612		(12) 委託料 △ 965
			(13) 使用料及び賃借料 △ 4,541
			(14) 工事請負費 △ 262
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 14,940
(1) 高校教育指導費	△ 28,097	778,373	
ア 外国語教育推進事業費	△ 12,429	382,271	事業費の確定に伴う補正である。
イ 実学推進フロンティア事業費	△ 5,307	35,993	事業費の確定に伴う補正である。
ウ グローバル人材育成事業費	△ 887	45,113	事業費の確定に伴う補正である。
エ 世界にはばたく人材育成事業費	△ 4,345	1,455	事業費の確定に伴う補正である。
オ 国際バカロレア教育導入推進事業費	△ 889	156,611	事業費の確定に伴う補正である。
カ 「行きたい学校づくり」推進事業費	△ 3,690	56,310	事業費の確定に伴う補正である。
キ センター配信型遠隔教育推進事業費	△ 550	11,550	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生徒指導費	△ 994	80,406	
ア 生徒指導等推進事業費(高校)	△ 12	5,888	事業費の確定に伴う補正である。
イ きめ細かな生徒支援充実事業費	△ 982	74,518	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 義務教育費	△ 125,652	1,103,887	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 61,083		(1) 報酬 △ 27,584
諸収入	△ 3,835		(3) 職員手当等 △ 68,747
一般歳入	△ 60,734		(4) 共済費 △ 4,397
			(7) 報償費 △ 35

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(8) 旅費 △ 12,483 (10) 需用費 △ 156 (11) 役務費 △ 16 (12) 委託料 △ 5,254 (13) 使用料及び賃借料 △ 148 (18) 負担金、補助及び交付金 △ 6,832
(1) スクール・サポート・ スタッフ配置事業費	△ 35,659	499,341	事業費の確定に伴う補正である。
(2) ハートフルサポート充 実事業費	△ 4,534	405,966	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 小中学校学習支援事業 費	△ 93	2,207	事業費の確定に伴う補正である。
(4) コミュニティ・スクー ル推進事業費 (小・中)	△ 59	741	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 外国人等児童生徒支援 充実事業費	△ 687	15,013	事業費の確定に伴う補正である。
(6) 小中学校特別支援教育 充実事業費	△ 56,825	47,175	事業費の確定に伴う補正である。
(7) 小・中学校児童生徒就 学支援等事業費	△ 600	0	事業費の確定に伴う補正である。
(8) 不登校対策推進事業費	△ 6,300	65,200	事業費の確定に伴う補正である。
(9) バーチャルスクール推 進事業費	△ 13,843	24,996	事業費の確定に伴う補正である。
(10) きめ細やかな小1少 人数支援充実事業費	△ 7,052	43,248	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 特別支援教育費	△ 3,340	22,383	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 563		(1) 報酬 △ 979
諸収入	△ 484		(3) 職員手当等 △ 500
一般歳入	△ 2,293		(4) 共済費 △ 1,451
			(8) 旅費 △ 410
(1) 特別支援学校超早期教 育推進事業費	△ 500	16,232	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 特別支援学校外部専門 員活用事業費	△ 2,840	6,151	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第4目	健康体育費 (財源内訳)	△ 45,440	837,671	(節内訳)
	国庫支出金	△ 27,706		(3) 職員手当等 △ 3,000
	諸収入	32,799		(4) 共済費 △ 228
	一般歳入	△ 50,533		(7) 報償費 △ 3,798
				(8) 旅費 △ 6,845
				(10) 需用費 △ 659
				(11) 役務費 △ 317
				(12) 委託料 △ 22,035
				(13) 使用料及び賃借料 △ 715
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 7,843
(1)	学校体育振興費	△ 37,697	243,134	
ア	スポーツ人材活用推進事業費	△ 375	31,456	事業費の確定に伴う補正である。
イ	全国総合体育大会等派遣運営費助成	△ 400	39,600	事業費の確定に伴う補正である。
ウ	子供の体力向上推進事業費	△ 1,593	6,807	事業費の確定に伴う補正である。
エ	部活動指導員育成配置事業費	△ 14,581	109,819	事業費の確定に伴う補正である。
オ	中学校の持続可能な部活動推進事業費	△ 20,466	31,834	事業費の確定に伴う補正である。
カ	全国高校総体開催準備事業費	△ 282	1,618	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	学校安全管理事業費	△ 81	152,921	事業費の確定に伴う補正である。
(3)	学校給食管理等事業費	△ 2,296	433,862	
ア	高等学校等給食管理事業費	△ 43	414,957	事業費の確定に伴う補正である。
イ	静岡茶愛飲定着化事業費	△ 2,253	1,205	事業費の確定に伴う補正である。
(4)	学校地域連携安全・安心推進事業費	△ 413	1,698	事業費の確定に伴う補正である。
(5)	学校安全総合推進事業費	△ 4,953	5,156	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 9 項 社会教育費	△ 21,142	684,461	
第 1 目 社会教育費	△ 1,950	51,617	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 271		(7) 報償費 △ 280
寄附金	△ 941		(8) 旅費 △ 336
諸収入	△ 250		(10) 需用費 △ 311
一般歳入	△ 488		(11) 役務費 △ 51
			(13) 使用料及び賃借料 △ 62
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 910
(1) 地域の教育力向上推進事業費	△ 144	744	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 生涯学習情報発信事業費	△ 6	914	事業費の確定に伴う補正である。
(3) 地域学校協働活動推進事業費	△ 1,382	42,624	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 家庭教育支援事業費	△ 102	3,077	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 「読書県しずおか」づくり総合推進事業費	△ 316	1,798	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 図書館費	△ 8,902	243,798	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 74		(11) 役務費 △ 6,775
諸収入	507		(12) 委託料 △ 2,127
一般歳入	△ 9,335		
(1) 県立中央図書館管理運営費	△ 8,902	148,898	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 青少年対策費	△ 219	12,117	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 188		(7) 報償費 △ 23
一般歳入	△ 31		(10) 需用費 △ 111
			(11) 役務費 △ 5
			(13) 使用料及び賃借料 △ 80
(1) 青少年健全育成費	△ 8	5,992	事業費の確定に伴う補正である。
(2) ネット依存対策推進事業費	△ 211	2,825	事業費の確定に伴う補正である。

科	目	補正額	現計額	説明
第4目	青少年の家費	△ 10,071	376,929	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	8,910		(1) 報酬 △ 754
	使用料及び手数料	△ 114		(3) 職員手当等 △ 4
	諸収入	△ 8,183		(4) 共済費 △ 157
	一般歳入	△ 10,684		(7) 報償費 △ 69
				(8) 旅費 △ 145
				(10) 需用費 △ 4,791
				(11) 役務費 △ 315
				(13) 使用料及び賃借料 △ 4,280
				(17) 備品購入費 369
				(18) 負担金、補助及び交付金 75
(1)	青少年の家等管理運営費	△ 10,071	376,929	事業費の確定に伴う補正である。
第10項	私学振興費	△ 204,326	29,911,706	
第1目	私学振興費	△ 204,326	29,911,706	
	(財源内訳)			(節内訳)
	国庫支出金	84,890		(8) 旅費 △ 58
	寄附金	7,108		(10) 需用費 △ 202
	一般歳入	△ 296,324		(11) 役務費 △ 222
				(13) 使用料及び賃借料 △ 10
				(18) 負担金、補助及び交付金 △ 184,416
				(19) 扶助費 △ 19,418
(1)	私立学校指導事務費	△ 140	8,602	事業費の確定に伴う補正である。
(2)	私立学校振興対策費	△ 190,617	29,817,673	
ア	私立学校経常的経費助成	△ 141,668	17,187,856	
(ア)	私立学校経常費助成	△ 129,600	16,638,200	補助対象園児、児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(イ)	私立専修学校運営費助成	△ 11,244	371,162	補助対象生徒数及び学校数の確定に伴う補正である。
(ウ)	私立各種学校運営費助成	△ 4,707	12,786	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
(エ)	私立特別支援学校教育費助成	3,883	61,518	補助対象児童、生徒数の確定に伴う補正である。
イ	私立学校事業費助成	△ 48,949	12,629,817	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(ア) 私立高等学校授業料減免事業費助成	△ 16,392	1,735,608	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(イ) 私立専修学校等授業料減免事業費助成	4,486	98,886	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ウ) 私立専門学校修学支援事業費助成	△ 194,182	1,149,545	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(エ) 私立高等学校等就学支援金等助成	218,337	7,907,636	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(オ) 私立高等学校等奨学給付金助成	△ 19,619	434,981	補助対象生徒数の確定に伴う補正である。
(カ) 私立学校サポートスタッフ配置等事業費助成	△ 22,500	78,800	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(キ) 私立幼稚園障害児教育費助成	848	330,848	補助対象園児数の確定に伴う補正である。
(ク) 私立幼稚園子育て支援事業費助成	4,200	46,300	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(ケ) 私立幼稚園等教育支援体制整備事業費助成	△ 13,827	32,873	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(コ) 私立幼稚園教員人材確保支援事業費助成	△ 1,300	23,500	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(サ) 日本私立学校振興・共済事業団助成	△ 9,000	270,000	補助対象事業費の確定に伴う補正である。
(3) 私立学校耐震化促進等事業費助成	△ 13,569	85,431	補助対象事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 3 款 災害対策費	△ 7,692,048	6,362,423	
第 1 項 観光施設災害復旧費	△ 30,000	0	
第 1 目 現年災害観光施設復旧費 (財源内訳) 県債	△ 30,000 △ 30,000	0	(節内訳) (14) 工事請負費 △ 30,000
(1) 現年単独災害観光施設復旧費	△ 30,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 2 項 空港施設災害復旧費	△ 55,000	45,000	
第 1 目 現年災害空港施設復旧費 (財源内訳) 県債	△ 20,000 △ 20,000	10,000	(節内訳) (14) 工事請負費 △ 20,000
(1) 現年単独災害空港施設復旧費	△ 20,000	10,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 過年災害空港施設復旧費 (財源内訳) 県債	△ 35,000 △ 35,000	35,000	(節内訳) (14) 工事請負費 △ 35,000
(1) 過年単独災害空港施設復旧費	△ 35,000	35,000	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 社会福祉施設災害復旧費	△ 143,550	56,450	
第 1 目 現年災害社会福祉施設復旧費 (財源内訳) 国庫支出金 県債 一般歳入	△ 143,550 △ 80,173 △ 63,000 △ 377	56,450	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 143,550
(1) 補助現年災社会福祉施設災害復旧事業費	△ 143,550	56,450	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 項 農林水産施設災害復旧費	△ 1,708,159	996,841	
第 1 目 過年災害農林水産施設復旧費	△ 125,751	684,249	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 118,179		(2) 給料 △ 3,217
一般歳入	△ 7,572		(3) 職員手当等 △ 2,225
			(4) 共済費 △ 982
			(8) 旅費 △ 573
			(10) 需用費 △ 575
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 118,179
(1) 過年災害農地等復旧費助成	△ 159,224	233,776	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 過年災害治山施設復旧費	△ 35	3,965	事業費の確定等に伴う補正である。
(3) 団体営過年災害林道復旧費	33,508	446,508	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害農林水産施設復旧費	△ 1,582,408	312,592	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 1,147,535		(2) 給料 △ 6,571
県債	△ 402,000		(3) 職員手当等 △ 4,036
一般歳入	△ 32,873		(4) 共済費 △ 1,932
			(8) 旅費 △ 7,486
			(10) 需用費 △ 59,016
			(11) 役務費 △ 1,200
			(12) 委託料 △ 10,000
			(13) 使用料及び賃借料 △ 780
			(14) 工事請負費 △ 999,083
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 488,262
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 4,042
(1) 現年災害農地等復旧費助成	△ 304,080	31,920	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 現年災害治山施設復旧費	△ 844,422	43,578	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害農林水産復旧費	△ 15,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(4) 現年災害林道復旧費	△ 216,906	200,094	
ア 現年災害林道復旧費	△ 2,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
イ 団体営現年災害林道復旧費	△ 214,906	200,094	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(5) 現年災害漁港施設復旧費	△ 192,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
(6) 漁港施設災害対策調査費	△ 10,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 5 項 土木施設災害復旧費	△ 5,363,413	4,553,587	
第 1 目 過年災害土木復旧費	△ 385,462	2,630,538	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 244,659		(2) 給料 △ 4,792
県債	△ 127,000		(3) 職員手当等 △ 3,302
一般歳入	△ 13,803		(4) 共済費 △ 1,650
			(8) 旅費 △ 872
			(10) 需用費 △ 6,523
			(11) 役務費 △ 3,067
			(12) 委託料 △ 2,374
			(13) 使用料及び賃借料 △ 1,109
			(14) 工事請負費 △ 359,449
			(16) 公有財産購入費 △ 2,301
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 23
(1) 過年補助災害土木復旧費	△ 384,462	2,630,538	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 1,000	0	国庫支出金の決定に伴う補正である。
第 2 目 現年災害土木復旧費	△ 4,869,951	1,760,049	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 2,749,160		(2) 給料 336
県債	△ 2,121,000		(3) 職員手当等 51
一般歳入	209		(4) 共済費 66
			(8) 旅費 △ 14,444
			(10) 需用費 △ 171,051
			(11) 役務費 △ 83,340
			(12) 委託料 △ 688,715
			(13) 使用料及び賃借料 △ 15,571
			(14) 工事請負費 △ 3,879,555
			(16) 公有財産購入費 △ 14,773
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 2,955

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 現年補助災害土木復旧費	△ 4,351,738	1,157,262	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(2) 市町村指導監督事務費	△ 20,400	600	国庫支出金の決定に伴う補正である。
(3) 現年単独災害土木復旧費	173,088	283,088	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 土木施設災害対策調査費	△ 660,901	319,099	事業費の確定に伴う補正である。
(5) 港湾施設災害対策調査費	△ 10,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 3 目 国直轄事業費負担金	△ 108,000	163,000	
(財源内訳) 県債	△ 108,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 108,000
(1) 国直轄過年災害事業費負担金	4,000	79,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
(2) 国直轄現年災害事業費負担金	△ 112,000	84,000	国直轄事業の県負担金見込額の補正である。
第 6 項 教育施設災害復旧費	△ 404,093	25,907	
第 1 目 現年災害教育施設復旧費	△ 404,093	25,907	
(財源内訳) 国庫支出金	△ 249,758		(節内訳) (12) 委託料 △ 11,983
県債	△ 155,000		(14) 工事請負費 △ 392,110
一般歳入	665		
(1) 補助現年災県立学校等災害復旧費	△ 374,093	25,907	事業費の確定に伴う補正である。
(2) 単独現年災県立学校等災害復旧費	△ 30,000	0	対応すべき災害が発生しなかったことに伴う補正である。
第 7 項 災害対策諸費	12,167	684,638	
第 1 目 災害対策本部費	△ 5,131	93,361	
(財源内訳) 一般歳入	△ 5,131		(節内訳) (10) 需用費 △ 2,616 (11) 役務費 △ 1,627 (13) 使用料及び賃借料 △ 888

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 災害対策本部等運営事業費	△ 5,131	93,361	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 災害救助費	17,298	590,557	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	24,615		(11) 役員費 △ 18,700
分担金及び負担金	3,000		(12) 委託料 2,200
財産収入	23,448		(13) 使用料及び賃借料 △ 246,300
繰入金	24,785		(18) 負担金、補助及び交付金 256,650
一般歳入	△ 58,550		(24) 積立金 23,448
(1) 災害救助対策費	17,298	586,807	
ア 災害救助基金積立金	23,448	30,000	基金運用益の確定に伴う補正である。
イ 被災者自立生活再建支援事業費	△ 58,550	90,200	事業費の確定に伴う補正である。
ウ 災害救助費負担金等事業費	52,400	465,500	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 4 款 公債費	△ 6,072,818	183,973,182	
第 1 項 公債費	△ 6,072,818	183,973,182	
第 1 目 元金	4,912,163	172,406,163	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	149,795		(27) 繰出金
繰入金	△ 32,934,000		4,912,163
一般歳入	37,696,368		
(1) 公債費 (元金) (繰出金)	4,912,163	172,406,163	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 2 目 利子	△ 10,878,306	10,620,694	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	△ 14,750		(27) 繰出金
一般歳入	△ 10,863,556		△ 10,878,306
(1) 公債費 (利子) (繰出金)	△ 10,878,306	10,615,694	公債管理特別会計への繰出金の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 106,675	946,325	
(財源内訳)			(節内訳)
諸収入	18,676		(10) 需用費
一般歳入	△ 125,351		△ 755
			(11) 役務費
			56,328
			(18) 負担金、補助及び交付金
			△ 1,471
			(27) 繰出金
			△ 160,777
(1) 公債諸費	△ 106,675	946,325	
ア 公債諸費	54,102	318,102	公債管理特別会計への繰出金等の補正である。
イ 公債諸費 (繰出金)	△ 160,777	628,223	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 5 款 諸支出金	1, 573, 000	264, 998, 786	
第 1 項 公営企業費	△ 88, 000	98, 786	
第 1 目 工業用水道事業費	△ 74, 000	85, 039	
(財源内訳) 県債	△ 74, 000		(節内訳) (23) 投資及び出資金 △ 74, 000
(1) 工業用水道事業出資金	△ 74, 000	69, 000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 水道事業費	△ 14, 000	13, 747	
(財源内訳) 県債	△ 14, 000		(節内訳) (23) 投資及び出資金 △ 14, 000
(1) 水道事業出資金	△ 14, 000	5, 000	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 項 地方消費税清算金	956, 000	109, 896, 000	
第 1 目 地方消費税清算金	956, 000	109, 896, 000	
(財源内訳) 一般歳入	956, 000		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 956, 000
(1) 地方消費税清算金	956, 000	109, 896, 000	地方消費税収入額を都道府県間で清算する経費の補正である。
第 3 項 所得割交付金	35, 000	359, 000	
第 1 目 所得割交付金	35, 000	359, 000	
(財源内訳) 一般歳入	35, 000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 35, 000
(1) 所得割交付金	35, 000	359, 000	県民税所得割収入額（退職所得分）の税率 2 % 相当分を指定都市に交付する経費の補正である。
第 4 項 利子割交付金	1, 163, 000	1, 478, 000	
第 1 目 利子割交付金	1, 163, 000	1, 478, 000	
(財源内訳) 一般歳入	1, 163, 000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 1, 163, 000
(1) 利子割交付金	1, 163, 000	1, 478, 000	県民税利子割収入額から、法人に係る還付額等を調整し、事務費 1 % を控除した額の 3/5 を市町に交付する経費の補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 5 項 配当割交付金	△ 216,000	5,649,000	
第 1 目 配当割交付金	△ 216,000	5,649,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 216,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 216,000
(1) 配当割交付金	△ 216,000	5,649,000	県民税配当割収入額から、事務費 1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 6 項 株式等譲渡所得割交付金	△ 835,000	8,825,000	
第 1 目 株式等譲渡所得割交付金	△ 835,000	8,825,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 835,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 835,000
(1) 株式等譲渡所得割交付金	△ 835,000	8,825,000	県民税株式等譲渡所得割収入額から、事務費 1%を控除した額の3/5を市町に交付する経費の補正である。
第 7 項 法人事業税交付金	142,000	11,201,000	
第 1 目 法人事業税交付金	142,000	11,201,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	142,000		(18) 負担金、補助及び交付金 142,000
(1) 法人事業税交付金	142,000	11,201,000	法人事業税収入額から、超過課税分を控除した額の7.7%を市町に交付する経費の補正である。
第 8 項 地方消費税交付金	△ 282,000	105,360,000	
第 1 目 地方消費税交付金	△ 282,000	105,360,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	△ 282,000		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 282,000
(1) 地方消費税交付金	△ 282,000	105,360,000	都道府県間で清算した地方消費税の1/2を市町に交付する経費の補正である。
第 9 項 ゴルフ場利用税交付金	86,000	1,774,000	
第 1 目 ゴルフ場利用税交付金	86,000	1,774,000	(節内訳)
(財源内訳) 一般歳入	86,000		(18) 負担金、補助及び交付金 86,000

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) ゴルフ場利用税交付金	86,000	1,774,000	ゴルフ場利用税収入額の7/10を当該ゴルフ場所在市町に交付する経費の補正である。
第 1 0 項 軽油引取税交付金	△ 35,000	12,435,000	
第 1 目 軽油引取税交付金	△ 35,000	12,435,000	
(財源内訳) 一般歳入	△ 35,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 35,000
(1) 軽油引取税交付金	△ 35,000	12,435,000	軽油引取税収入額の9/10を県と指定市で国道、県道の面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 1 項 自動車税環境性能割交付金	47,000	2,920,000	
第 1 目 自動車税環境性能割交付金	47,000	2,920,000	
(財源内訳) 一般歳入	47,000		(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 47,000
(1) 自動車税環境性能割交付金	47,000	2,920,000	自動車税環境性能割収入額の40.85%を市町に交付し、33.25%を県と指定市で国道、県道の延長、面積により按分し交付する経費の補正である。
第 1 2 項 利子割精算金	0	1,000	
第 1 3 項 旧法による自動車取得税交付金	0	2,000	
第 1 4 項 県税還付金	600,000	5,000,000	
第 1 目 県税還付金	600,000	5,000,000	
(財源内訳) 一般歳入	600,000		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 600,000
(1) 県税還付金	600,000	5,000,000	県税に係る過誤納金の還付及び地方税法上の規定に従い行う還付金の補正である。

2 継 続 費

1 変更

(1) 令和6年度以前において継続費を設定したもの

(単位：千円)

所管部局	款	項	事業名	区分	総額	年度	年割額
健康福祉部 健康局	8 健康福祉費	6 健康費	社会健康医学研究推進 事業費	変更前	1,560,000	令和3年度	260,000
						令和4年度	260,000
						令和5年度	260,000
						令和6年度	260,000
						令和7年度	260,000
						令和8年度	260,000
				変更後	1,510,000	令和3年度	260,000
						令和4年度	260,000
						令和5年度	260,000
						令和6年度	260,000
						令和7年度	260,000
						令和8年度	210,000

3 繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
危機管理部	5 危機管理費 1 危機管理費	危機管理費	203,000	533,000	地震・津波対策等減災交付金等において、資材の入手、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	6 くらし・環境費 4 環境費	環境政策費	207,000	235,000	盛土規制法基礎調査事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る環境ビジネス・ESG金融普及拡大事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	8 健康福祉費 2 福祉長寿費	長寿社会費	7,838,000	8,037,000	介護保険関連施設整備事業費助成において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 健康福祉費 3 こども若者費	こども若者費	220,000	345,000	国の補正予算に係る聴覚障害児の療育モデル事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
健康福祉部	8 健康福祉費 4 障害者支援費	障害者支援費	2,891,000	2,900,000	国の補正予算に係る生産活動パワーアップ支援事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	8 健康福祉費 5 医療費	医務福祉費	8,065,000	8,095,000	緊急医療施設等運営費において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	9 経済産業費 2 産業革新費	産業革新費	1,319,000	2,021,000	電源立地地域対策交付金事業において、用地補償交渉に日時を要したこと及び国の補正予算に係るスタートアップ支援事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 経済産業費 4 商工業費	商工業費	5,542,000	5,701,000	産業経済会館管理運営費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る企業立地促進強化事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 経済産業費 5 農業費	農業費	4,364,000	4,993,000	農林畜産技術研究所庁舎等維持補修費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る先端農業プロジェクト推進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額		説 明
			補 正 前	補 正 後	
経済産業部	9 経済産業費 5 農業費	畜産業費	803,000	1,104,000	食肉センター再編整備事業において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 経済産業費 6 農地費	農地費	4,927,000	9,795,000	農業地域生産力強化整備事業等において、用地補償交渉、資材の入手難、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 経済産業費 7 森林・林業費	森林・林業費	2,271,000	5,017,000	治山事業等において、用地補償交渉、資材の入手難、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 経済産業費 8 水産・海洋費	水産・海洋費	631,000	1,453,000	漁業取締船点検整備費等において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る浜名湖アサリ資源回復実証プロジェクト事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	10 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう 新設改良費	5,500,000	21,038,000	道路関係国庫補助事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	10 交通基盤費 4 河川砂防費	河川改良費	12,019,000	20,580,000	河川関係国庫補助事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 4 河川砂防費	海岸費	1,071,000	2,451,000	社会資本整備総合交付金事業（海岸）等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 4 河川砂防費	砂防費	5,249,000	8,740,000	社会資本整備総合交付金事業（砂防）等において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 4 河川砂防費	農林地すべり対策費	247,000	470,000	農地地すべり対策事業等において、用地補償交渉、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 5 港湾費	港湾建設費	3,554,000	5,950,000	社会資本整備総合交付金事業（港湾）等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金 額		説 明
			補正前	補正後	
交通基盤部	10 交通基盤費 5 港湾費	漁港整備費	1,113,000	2,531,000	県営漁港整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 6 都市費	市街地整備費	294,000	6,402,000	都市計画街路事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 6 都市費	公園緑地費	101,000	2,410,000	都市公園維持補修費（整備）等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	12 教育費 2 教育委員会費	教育管理費	3,397,000	6,281,000	県立学校等長寿命化事業等において、資材の入手難、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	13 災害対策費 4 農林水産施設 災害復旧費	現年災害農林 水産施設復旧 費	43,000	274,000	団体営現年災害林道復旧事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
企 画 部	2 企画費 1 企画費	企画調整費	3,000	国の補正予算に係る二地域居住推進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	2 企画費 1 企画費	デジタル戦略費	55,000	国の補正予算に係る次世代エアモビリティ導入促進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	2 企画費 1 企画費	地域外交費	12,000	国の補正予算に係る海外からの活力取り込み推進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
総 務 部	3 総務費 3 選挙費	選挙啓発費	10,000	衆議院議員選挙臨時啓発費において、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	3 総務費 3 選挙費	衆議院議員選挙及び国民審査費	2,451,000	衆議院議員選挙及び国民審査市町交付金等において、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
財 務 部	4 財務費 1 財務費	行政経営費	83,000	県庁舎等施設改修費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
くらし・環境部	6 くらし・環境費 1 くらし・環境費	くらし・環境企画費	403,000	国の補正予算に係る移住・定住促進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
くらし・環境部	6 くらし・環境費 2 県民生活費	県民生活費	16,000	国の補正予算に係るフェムテックによる女性活躍推進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	6 くらし・環境費 3 建築住宅費	建築安全推進費	8,000	プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業において、資材の入手難、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
スポーツ・文化観光部	7 スポーツ・文化観光費 2 スポーツ費	スポーツ費	65,000	国の補正予算に係るスポーツの成長産業化推進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 スポーツ・文化観光費 3 文化費	文化事業費	157,000	国の補正予算に係る子どもが文化と出会う機会創出事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 スポーツ・文化観光費 3 文化費	文化財費	18,000	文化財保存活用推進事業において、資材の入手難、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 スポーツ・文化観光費 3 文化費	美術館費	17,000	国の補正予算に係る美術館運営事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 スポーツ・文化観光費 3 文化費	地域環境史ミュージアム費	7,000	国の補正予算に係るふじのくに地球環境史ミュージアム管理運営事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
スポーツ・文化観光部	7 スポーツ・文化観光費 4 観光交流費	観光費	130,000	観光施設整備事業において、資材の入手難、関係機関との調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係るインバウンド消費倍増推進事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	7 スポーツ・文化観光費 5 空港振興費	空港振興費	692,000	空港施設整備事業等において、用地補償交渉、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係る富士山静岡空港“地産地出プロジェクト”推進事業において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
経済産業部	9 経済産業費 3 就業支援費	就業支援費	183,000	労政会館施設整備事業において、資材の入手難、入札不調に伴う再調整に日時を要したこと及び国の補正予算に係るプロフェッショナル人材戦略拠点事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	9 経済産業費 3 就業支援費	職業能力開発費	47,000	国の補正予算に係るものづくり未来発見事業等において、事業着手が年度末になることにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	10 交通基盤費 1 交通基盤管理費	交通基盤企画費	63,000	空間情報デジタル基盤構築事業において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 3 道路費	道路橋りょう維持管理費	1,488,000	道路等維持修繕費等において、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事業名	金額	説 明
交通基盤部	10 交通基盤費 4 河川砂防費	河川砂防管理費	80,000	河川維持管理費において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 5 港湾費	港湾管理費	150,000	港湾維持管理費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	10 交通基盤費 6 都市費	都市政策費	15,000	都市計画調査費において、計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
警察本部	11 警察費 1 警察管理費	警察施設費	9,000	交番・駐在所建設事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	11 警察費 2 警察活動費	警察活動費	12,000	警察機動力確保事業において、資材の入手難により、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	12 教育費 8 学校教育費	高校教育費	124,000	国際バカロレア教育導入推進事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
健康福祉部	13 災害対策費 3 社会福祉施設 災害復旧費	現年災害社会福祉施設復旧費	3,000	現年災害社会福祉施設復旧事業において、関係機関との調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

所属部局	款 項	事 業 名	金 額	説 明
経済産業部	13 災害対策費 4 農林水産施設 災害復旧費	過年災害農林 水産施設復旧 費	215,000	団体営過年災害林道復旧事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
交通基盤部	13 災害対策費 5 土木施設災害 復旧費	過年災害土木 復旧費	1,685,000	過年災害土木復旧事業において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
	13 災害対策費 5 土木施設災害 復旧費	現年災害土木 復旧費	1,315,000	現年災害土木復旧事業において、用地補償交渉、関係機関との調整、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
教育委員会 事務局	13 災害対策費 6 教育施設災害 復旧費	現年災害教育 施設復旧費	2,000	現年災害教育施設復旧事業において、資材の入手難により、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

4 債務負担行為

1 変更

(1) 令和7年度において債務負担行為を行うもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	利子補給先	融通資金総額	利子補給限度額	期間
経済産業部 商工業局	29 静岡県中小企業向け制度融資に係る利子補給	変更前	制度融資取扱金融機関	110,000,000	1,580,000	7～22年度
		変更後	制度融資取扱金融機関	110,000,000	2,214,000	7～22年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和7年度計上予算額	債務負担行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	49 河川事業工事契約 (久保川ほか24件)	変更前	12,980,000	3,320,000	9,660,000	7～10年度
		変更後	13,590,000	3,320,000	10,270,000	7～10年度
	馬込川 水門整備工事	変更前	1,240,000	200,000	1,040,000	7～9年度
		変更後	1,850,000	200,000	1,650,000	7～9年度
	その他 (久保川ほか23件)	変更前	11,740,000	3,120,000	8,620,000	7～10年度
		変更後	11,740,000	3,120,000	8,620,000	7～10年度
	106 津波対策施設等整備 事業(河川)工事契約	変更前	150,000	50,000	100,000	7～9年度
		変更後	470,000	50,000	420,000	7～9年度

(2) 令和6年度以前において債務負担行為を行ったもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和6年度計上予算額	債務負担行為限度額	期間
経済産業部 農地局	38 農業農村整備事業等 工事契約 (県営基幹農業用水利施設機能保全向上対策事業楠木揚水機場保全地区ほか61件)	変更前	13,255,000	3,004,000	10,251,000	6～9年度
		変更後	13,255,000	3,004,000	10,251,000	6～9年度
	県営東富士演習場地区 土地改良事業海苔川1 号貯砂池下流堰堤工事	変更前	1,000,000	33,000	967,000	6～8年度
		変更後	1,000,000	33,000	967,000	6～9年度
	その他 (県営基幹農業用水利 施設機能保全向上対策 事業楠木揚水機場保 全地区ほか60件)	変更前	12,255,000	2,971,000	9,284,000	6～9年度
		変更後	12,255,000	2,971,000	9,284,000	6～9年度

所管部局	事項	区分	用地補償 予定額	令和6年度計上予算額	債務負担行為限度額	期間
交通基盤部 建設経済局	47 道路事業用地補償契約	変更前	1,815,000	1,270,000	545,000	6～7年度
		変更後	1,815,000	1,270,000	545,000	6～8年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和4年度計上予算額	債務負担行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	56 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	変更前	7,355,000	242,000	7,113,000	4～7年度
		変更後	7,995,000	242,000	7,753,000	4～8年度

所管部局	事項	区分	工事予定額	令和5年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
交通基盤部 河川砂防局	46 静岡モデル防潮堤整備促進事業工事契約	変更前	2,050,000	45,340	2,004,660	5～7年度
		変更後	2,350,000	45,340	2,304,660	5～8年度

2 追加

所 管 部 局	事 項	期 間	摘 要						
交通基盤部 都市局	126 都市公園の管理運営 に係る協定 (愛鷹広域公園)	令和7年度から 令和12年度まで	<table border="0"> <tr> <td>債務負担行為限度額</td> <td>710,000 千円</td> </tr> <tr> <td>管理運営予定額</td> <td>710,000 千円</td> </tr> <tr> <td>令和7年度計上予算額</td> <td>0 千円</td> </tr> </table>	債務負担行為限度額	710,000 千円	管理運営予定額	710,000 千円	令和7年度計上予算額	0 千円
債務負担行為限度額	710,000 千円								
管理運営予定額	710,000 千円								
令和7年度計上予算額	0 千円								

5 県 債

公共事業等の補正に伴い、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分・事 業 名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増 減 理 由
公 共 事 業 等 債 計	50,548,000	48,294,000	2,254,000	
観 光 施 設 整 備 事 業 費	9,000	14,000	△ 5,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
土 地 改 良 事 業 費	3,001,000	2,732,000	269,000	"
耕 地 災 害 防 止 施 設 費	610,000	523,000	87,000	"
林 道 事 業 費	194,000	227,000	△ 33,000	"
治 山 事 業 費	1,274,000	1,214,000	60,000	"
魚 介 類 種 苗 生 産 施 設 整 備 費	555,000	595,000	△ 40,000	"
道 路 事 業 費	6,097,000	6,160,000	△ 63,000	"
臨 時 県 道 整 備 事 業 費	6,549,000	4,871,000	1,678,000	"
河 川 事 業 費	8,832,000	8,996,000	△ 164,000	"
海 岸 保 全 事 業 費	1,248,000	1,161,000	87,000	"
砂 防 事 業 費	3,083,000	3,210,000	△ 127,000	"
港 湾 事 業 費	2,582,000	2,474,000	108,000	"
漁 港 整 備 費	897,000	761,000	136,000	"
漁 港 海 岸 保 全 費	221,000	231,000	△ 10,000	"
都 市 公 園 整 備 費	230,000	399,000	△ 169,000	"
警 察 施 設 整 備 費	474,000	473,000	1,000	"
国 直 轄 土 地 改 良 事 業 費	182,000	599,000	△ 417,000	"
国 直 轄 治 山 事 業 費	301,000	359,000	△ 58,000	"

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
国直轄道路事業費	5,637,000	4,752,000	885,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
国直轄河川事業費	2,410,000	2,347,000	63,000	〃
国直轄海岸保全事業費	971,000	996,000	△ 25,000	〃
国直轄砂防事業費	2,700,000	2,689,000	11,000	〃
国直轄港湾事業費	1,399,000	1,444,000	△ 45,000	〃
農業共同利用施設整備事業費	206,000	181,000	25,000	〃
その他計上事業費	886,000	886,000	0	
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費債計	1,624,000	1,643,000	△ 19,000	
老人福祉施設整備事業費	46,000	65,000	△ 19,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	1,578,000	1,578,000	0	
災害復旧事業債計	2,107,000	5,168,000	△ 3,061,000	
過年災害復旧費（補助）	887,000	1,014,000	△ 127,000	
過年災害土木復旧費	863,000	990,000	△ 127,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	24,000	24,000	0	
現年災害復旧費（補助）	418,000	2,606,000	△ 2,188,000	
現年災害社会福祉施設復旧費	3,000	66,000	△ 63,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害農林水産施設復旧費	21,000	398,000	△ 377,000	〃
現年災害土木復旧費	386,000	2,009,000	△ 1,623,000	〃
現年災害教育施設復旧費	8,000	133,000	△ 125,000	〃
過年災害復旧費（単独）	35,000	70,000	△ 35,000	
過年災害空港施設復旧費	35,000	70,000	△ 35,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
現年災害復旧費（単独）	612,000	1,215,000	△ 603,000	

区分・事業名		起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
	現年災害観光施設復旧費	0	30,000	△ 30,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
	現年災害空港施設復旧費	10,000	30,000	△ 20,000	〃
	現年災害農林水産施設復旧費	0	25,000	△ 25,000	〃
	現年災害土木復旧費	602,000	1,100,000	△ 498,000	〃
	現年災害教育施設復旧費	0	30,000	△ 30,000	〃
	国直轄災害復旧費	155,000	263,000	△ 108,000	〃
教育・福祉施設等整備事業債計		5,591,000	5,859,000	△ 268,000	
	出先機関庁舎等整備費	0	9,000	△ 9,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
	文化学術施設整備事業費	1,000	5,000	△ 4,000	〃
	老人福祉施設整備事業費	941,000	1,166,000	△ 225,000	〃
	児童福祉施設整備事業費	139,000	156,000	△ 17,000	〃
	障害者施設整備事業費	223,000	227,000	△ 4,000	〃
	大学施設整備事業費	228,000	237,000	△ 9,000	〃
	その他計上事業費	4,059,000	4,059,000	0	
一般単独事業債計		42,368,000	44,226,000	△ 1,858,000	
	デジタル活用推進事業費	232,000	983,000	△ 751,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
	出先機関庁舎等整備費	301,000	339,000	△ 38,000	〃
	脱炭素推進事業費	1,186,000	1,215,000	△ 29,000	〃
	地震対策事業費	1,435,000	1,420,000	15,000	〃
	文化学術施設整備事業費	1,307,000	1,345,000	△ 38,000	〃
	観光施設整備事業費	426,000	476,000	△ 50,000	〃
	空港整備事業費	499,000	539,000	△ 40,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
社会福社会館整備事業費	122,000	123,000	△ 1,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
老人福祉施設整備事業費	41,000	60,000	△ 19,000	〃
児童福祉施設整備事業費	0	2,000	△ 2,000	〃
農林環境専門職大学整備事業費	30,000	34,000	△ 4,000	〃
土地改良事業費	98,000	119,000	△ 21,000	〃
林道事業費	265,000	259,000	6,000	〃
臨時林道整備事業費	101,000	106,000	△ 5,000	〃
治山事業費	407,000	482,000	△ 75,000	〃
緊急自然災害防止対策事業費	8,503,000	8,226,000	277,000	〃
水産・海洋技術研究所等整備費	49,000	54,000	△ 5,000	〃
魚介類種苗生産施設整備費	17,000	18,000	△ 1,000	〃
臨時県道整備事業費	8,756,000	8,676,000	80,000	〃
河川事業費	111,000	109,000	2,000	〃
臨時河川整備事業費	1,848,000	1,842,000	6,000	〃
緊急浚渫推進事業費	2,020,000	2,000,000	20,000	〃
自然災害防止事業費	335,000	500,000	△ 165,000	〃
砂防事業費	147,000	112,000	35,000	〃
港湾事業費	119,000	128,000	△ 9,000	〃
漁港整備費	101,000	94,000	7,000	〃
都市公園整備費	1,637,000	1,636,000	1,000	〃
警察施設整備費	2,164,000	2,227,000	△ 63,000	〃
臨時高等学校施設整備費	8,589,000	9,172,000	△ 583,000	〃

区分・事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額	増減理由
県有施設改善事業費	316,000	724,000	△ 408,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
その他計上事業費	1,206,000	1,206,000	0	
行政改革等推進債計	1,000,000	0	1,000,000	
治山事業費	9,000	0	9,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
道路事業費	552,000	0	552,000	〃
臨時県道整備事業費	426,000	0	426,000	〃
海岸保全事業費	13,000	0	13,000	〃
公営企業債計	3,306,000	6,389,000	△ 3,083,000	
工業用水道事業会計出資金	69,000	143,000	△ 74,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
水道事業会計出資金	5,000	19,000	△ 14,000	〃
地方独立行政法人静岡県立病院機構事業費	3,232,000	6,227,000	△ 2,995,000	〃
その他計上事業債	57,000	82,000	△ 25,000	
公有林整備費	57,000	82,000	△ 25,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
調 整 債	7,000,000	0	7,000,000	
調 整	7,000,000	0	7,000,000	起債対象事業費の決定に伴う補正
一般会計合計	113,601,000	111,661,000	1,940,000	

特 別 会 計	241,342,000	242,870,800	△ 1,528,800	
企 業 会 計	6,106,500	7,880,500	△ 1,774,000	
再 計	361,049,500	362,412,300	△ 1,362,800	

第 2 特別会計 2 月補正予算

第 5 4 号議案

1 公債管理特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 公債費	5,730,323	603,512,323	
第 1 項 公債費	5,730,323	603,512,323	
第 1 目 元金	4,911,306	574,784,306	
(財源内訳) 繰入金	4,911,306		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 514,469 (24) 積立金 5,425,775
(1) 公債費 (元金)	4,911,306	574,784,306	
ア 公債費 (元金) 特別会計	△ 514,469	438,680,907	県債の元金相当額の補正である。
イ 公債費 (元金) 特別会計 (積立金)	5,425,775	136,103,399	県債元金相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 2 目 利子	979,794	28,099,794	
(財源内訳) 財産収入 繰入金	929,100 50,694		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 50,694 (24) 積立金 929,100
(1) 公債費 (利子)	979,794	28,099,794	
ア 公債費 (利子) 特別会計	50,694	24,357,694	県債の利子の補正である。
イ 公債費 (利子) 特別会計 (積立金)	929,100	3,742,100	県債利子相当額を基金に積み立てる経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 160,777	628,223	
(財源内訳) 繰入金	△ 160,777		(節内訳) (11) 役務費 △ 160,777
(1) 公債諸費 (特別会計)	△ 160,777	628,223	県債の支払手数料等の補正である。

第55号議案

2 自動車税等証紙徴収事務特別会計

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 繰出金	349,000	3,961,000	
第 1 項 一般会計繰出金	349,000	3,961,000	
第 1 目 一般会計繰出金	349,000	3,961,000	
(財源内訳)			(節内訳)
証紙収入	349,000		(27) 繰出金 349,000
(1) 自動車税等証紙徴収事業費	349,000	3,961,000	自動車税環境性能割及び自動車税種別割のうち、証紙徴収したものを一般会計歳入へ振替支出する経費の補正である。

第56号議案

3 県営住宅事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 県営住宅事業費	△ 3,661,487	13,623,767	
第 1 項 県営住宅管理費	△ 34,790	3,115,370	
第 1 目 管理総務費	△ 8,521	161,188	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 8,521		(節内訳) (2) 給料 △ 4,676 (3) 職員手当等 △ 2,129 (4) 共済費 △ 1,716
(1) 職員給与費	△ 8,521	161,188	県営住宅事業特別会計職員の人件費の補正である。 ・給料 △ 4,676 一般職給 △ 4,676 ・職員手当等 △ 2,129 扶養手当 198 地域手当 △ 199 住居手当 648 通勤手当 △ 1,042 管理職手当 13 期末手当 △ 1,216 勤勉手当 △ 946 児童手当 415 ・共済費 △ 1,716 地方職員共済組合等負担金 △ 1,716
第 2 目 県営住宅管理費	△ 26,269	2,954,182	
(財源内訳) 使用料及び手数料 国庫支出金 繰入金	297,784 △ 21,704 △ 302,349		(節内訳) (1) 報酬 △ 957 (7) 報償費 △ 2,034 (10) 需用費 △ 270 (12) 委託料 △ 8,757 (13) 使用料及び賃借料 △ 11,591 (26) 公課費 △ 2,660
(1) 県営住宅管理費	△ 26,269	1,702,182	県営住宅の管理に要する経費の補正である。
(2) 県営住宅修繕等事業費	0	1,252,000	財源更正に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 県営住宅整備費	△ 3,801,037	10,269,254	
第 1 目 県営住宅整備費	△ 3,801,037	10,269,254	(節内訳)
(財源内訳)			(2) 給料 30
使用料及び手数料	△ 233,107		(3) 職員手当等 1,035
国庫支出金	△ 2,679,930		(4) 共済費 336
県債	△ 888,000		(11) 役務費 △ 2,968
			(12) 委託料 △ 574,025
			(14) 工事請負費 △ 3,066,148
			(18) 負担金、補助及び交付金 △ 1,550
			(21) 補償、補填及び賠償金 △ 157,747
(1) 県営住宅総合再生整備事業費	△ 3,801,037	10,269,254	一部事業の延期及び事業費の確定に伴う補正である。
第 3 項 積立金	174,340	239,143	
第 1 目 積立金	174,340	239,143	(節内訳)
(財源内訳)			(24) 積立金 174,340
財産収入	25,298		
繰越金	143,042		
諸収入	6,000		
(1) 県営住宅管理基金積立金	174,340	239,143	繰越金の確定等による積立金の補正である。
第 2 款 災害対策費	0	52,000	
第 1 項 県営住宅復旧費	0	52,000	
第 3 款 公債費	△ 40,513	7,331,823	
第 1 項 公債費	△ 40,513	7,331,823	
第 2 目 利子	△ 37,000	160,000	(節内訳)
(財源内訳)			(22) 償還金、利子及び割引料 △ 37,000
使用料及び手数料	△ 52,631		
繰入金	15,631		
(1) 公債費(利子)	△ 37,000	160,000	県債の利率の確定等に伴う利子に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費	△ 3,513	25,823	(節内訳)
(財源内訳)			(11) 役務費 △ 3,513
使用料及び手数料	△ 3,513		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 公債費 (諸費)	△ 3,513	25,823	県債の発行額の確定等に伴う発行手数料等に要する経費の補正である。
第 4 款 予備費	0	63,410	
第 1 項 予備費	0	63,410	

繰越明許費

(単位：千円)

款 項	事 業 名	金 額	説 明
1 県営住宅事業費 2 県営住宅整備費	県営住宅整備費	729,000	県営住宅総合再生整備事業において、入札不調に伴う再調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和7年度 県債の補正について

公営住宅建設事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
公 営 住 宅 建 設 事 業 債	公 営 住 宅 建 設 費	5,951,000	6,839,000	△ 888,000

第57号議案

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計

(単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 母子父子寡婦福祉資金費	2,500	429,300	
第 1 項 母子父子寡婦福祉資金貸付金	0	373,700	
第 2 項 諸費	0	6,000	
第 3 項 一般会計繰出金	2,500	49,600	
第 1 目 一般会計繰出金 (財源内訳) 繰越金	2,500 2,500	49,600	(節内訳) (27) 繰出金 2,500
(1) 一般会計繰出金(母子父子寡婦福祉資金貸付財源返還)	2,500	49,600	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 2 款 公債費	5,000	99,200	
第 1 項 公債費	5,000	99,200	
第 1 目 元金 (財源内訳) 繰越金	5,000 5,000	99,200	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 5,000
(1) 公債費(元金)	5,000	99,200	貸付件数の変動等に伴う補正である。
第 3 款 予備費	0	50,000	
第 1 項 予備費	0	50,000	

第58号議案

5 心身障害者扶養共済事業特別会計

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 扶養共済事業費	3,275	651,125	
第 1 項 扶養年金費	3,275	647,080	
第 1 目 扶養年金費	3,275	647,080	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 3,275 加入者数の変動に伴う補正である。 受給者数の変動に伴う補正である。
(財源内訳)			
繰入金	△ 285		
諸収入	3,560		
(1) 心身障害者扶養年金費	3,275	647,080	
ア 心身障害者扶養年金費	1,345	290,620	
イ 心身障害者扶養年金費 (年金費)	1,930	356,460	
第 2 項 諸費	0	4,045	
第 2 款 予備費	0	150	
第 1 項 予備費	0	150	

第59号議案

6 国民健康保険事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 総務費	0	8,973	
第 1 項 総務管理費	0	8,222	
第 2 項 運営協議会費	0	751	
第 2 款 保険給付費等交付金	15,934,329	262,081,141	
第 1 項 保険給付費等交付金	15,934,329	262,081,141	
第 1 目 普通交付金	15,625,044	254,687,689	
(財源内訳)			(節内訳)
分担金及び負担金	4,676,950		(18) 負担金、補助及び交付金 15,625,044
国庫支出金	522,219		
繰入金	1,434,840		
繰越金	7,707,108		
諸収入	1,283,927		
(1) 保険給付費等交付金 (普通交付金)	15,625,044	254,687,689	保険給付費等の変動に伴う補正である。
第 2 目 特別交付金	309,285	7,393,452	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	273,686		(18) 負担金、補助及び交付金 309,285
繰入金	30,915		
諸収入	4,684		
(1) 保険給付費等交付金 (特別交付金)	309,285	7,393,452	国庫支出金の決定等に伴う補正である。
第 3 款 後期高齢者支援金等	△ 108,819	45,126,124	
第 1 項 後期高齢者支援金等	△ 108,819	45,126,124	
第 1 目 後期高齢者支援金	△ 108,819	45,123,491	
(財源内訳)			(節内訳)
国庫支出金	△ 108,819		(18) 負担金、補助及び交付金 △ 108,819
(1) 後期高齢者支援金	△ 108,819	45,123,491	後期高齢者支援金の決定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 4 款 前期高齢者納付金等	△ 113,119	69,498	
第 1 項 前期高齢者納付金等	△ 113,119	69,498	
第 1 目 前期高齢者納付金 (財源内訳) 分担金及び負担金 繰越金	△ 113,119 22,721 △ 135,840	67,405	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 113,119
(1) 前期高齢者納付金	△ 113,119	67,405	前期高齢者納付金の決定に伴う補正である。
第 5 款 介護納付金	0	14,673,782	
第 1 項 介護納付金	0	14,673,782	
第 6 款 病床転換支援金等	△ 926	21	
第 1 項 病床転換支援金等	△ 926	21	
第 1 目 病床転換支援金 (財源内訳) 繰越金	△ 847 △ 847	0	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 847
(1) 病床転換支援金	△ 847	0	病床転換支援金の決定に伴う補正である。
第 2 目 病床転換助成関係事務 費拠出金 (財源内訳) 繰越金	△ 79 △ 79	21	(節内訳) (18) 負担金、補助及び交付金 △ 79
(1) 病床転換助成関係事務 費拠出金	△ 79	21	病床転換助成関係事務費拠出金の決定に伴う補正である。
第 7 款 共同事業拠出金	0	721,245	
第 1 項 共同事業拠出金	0	721,245	
第 8 款 保健事業費	△ 22,623	177,377	
第 1 項 保健事業費	△ 22,623	177,377	
第 1 目 保健事業費 (財源内訳) 国庫支出金	△ 22,623 △ 22,623	177,377	(節内訳) (7) 報償費 △ 491 (8) 旅費 △ 865 (10) 需用費 △ 410 (11) 役務費 △ 166

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 国保ヘルスアップ支援 事業費	△ 22,623	177,377	(12) 委託料 △ 21,018 (13) 使用料及び賃借料 327 事業費の確定に伴う補正である。
第 9 款 基金積立金	95,173	130,339	
第 1 項 基金積立金	95,173	130,339	
第 1 目 国民健康保険財政安定 化基金積立金 (財源内訳) 財産収入	95,173 95,173	130,339	(節内訳) (24) 積立金 95,173
(1) 国民健康保険財政安定 化基金積立金	95,173	130,339	基金運用益の確定に伴う補正である。
第 10 款 諸支出金	596,082	836,422	
第 1 項 償還金及び還付加算金	596,082	836,422	
第 1 目 国庫支出金等償還金 (財源内訳) 繰越金 諸収入	596,082 530,296 65,786	836,422	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 596,082
(1) 国庫支出金等償還金	596,082	836,422	償還金の確定に伴う補正である。
第 11 款 予備費	0	55,175	
第 1 項 予備費	0	55,175	

第60号議案

7 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 中小企業高度化等事業費	△ 521,960	140,393	
第 1 項 中小企業高度化資金等貸付金	△ 496,000	0	
第 1 目 貸付金	△ 496,000	0	
(財源内訳)			(節内訳)
繰入金	△ 42,180		(20) 貸付金 △ 496,000
諸収入	△ 57,020		
県債	△ 396,800		
(1) 高度化資金費貸付金	△ 496,000	0	
ア 集団化資金費貸付金	△ 496,000	0	貸付金の確定に伴う補正である。
第 2 項 諸費	0	17,019	
第 3 項 一般会計繰出金	△ 25,960	123,374	
第 1 目 一般会計繰出金	△ 25,960	123,374	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 40		(27) 繰出金 △ 25,960
諸収入	△ 25,920		
(1) 一般会計繰出金	△ 25,920	122,589	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 一般会計繰出金（設備近代化財源返還等）	△ 40	785	償還金の確定に伴う補正である。
第 2 款 公債費	△ 97,579	677,068	
第 1 項 公債費	△ 97,579	677,068	
第 1 目 元金	△ 95,698	649,074	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 40		(22) 償還金、利子及び割引料 △ 95,698
諸収入	△ 95,658		
(1) 公債費（元金）	△ 95,658	648,638	償還金の確定に伴う補正である。
(2) 公債費（設備近代化財源返還）	△ 40	436	償還金の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 1,881	27,994	
(財源内訳) 諸収入	△ 1,881		(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 1,881
(1) 公債費 (利子)	△ 1,881	27,994	償還金の確定に伴う補正である。

令和7年度 県債の補正について

国の予算等貸付金債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
国の予算等貸付金債	中小企業高度化資金等貸付金	0	396,800	△396,800

第61号議案

8 林業改善資金特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 林業改善資金費	△ 150,113	40,953	
第 1 項 林業改善資金貸付金	0	40,000	
第 1 目 貸付金 (財源内訳) 繰越金 諸収入 (1) 林業・木材産業改善資金貸付金	0 3,910 △ 3,910 0	40,000 40,000	財源更正に伴う補正である。
第 2 項 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000	0	
第 1 目 貸付金 (財源内訳) 繰越金 諸収入 (1) 木材産業等高度化推進資金貸付金	△ 100,000 △ 50,000 △ 50,000 △ 100,000	0 0	(節内訳) (20) 貸付金 △ 100,000 貸付金額の確定に伴う補正である。
第 3 項 諸費	△ 92	953	
第 1 目 諸費 (財源内訳) 繰越金 (1) 林業・木材産業改善資金制度運営費	△ 92 △ 92 △ 92	953 889	(節内訳) (8) 旅費 30 (12) 委託料 △ 122 事業費の確定に伴う補正である。
第 4 項 木材産業等高度化資金借入金償還金	△ 50,021	0	
第 1 目 元金 (財源内訳) 諸収入 (1) 木材産業等高度化推進資金借入金償還金（元金）	△ 50,000 △ 50,000 △ 50,000	0 0	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 50,000 貸付金額の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 目 利子	△ 21	0	
(財源内訳)			(節内訳)
繰越金	△ 21		(22) 償還金、利子及び割引料 △ 21
(1) 木材産業等高度化推進 資金借入金償還金 (利 子)	△ 21	0	借入利率の確定に伴う補正である。
第 2 款 予備費	35,178	152,112	
第 1 項 予備費	35,178	152,112	
第 1 目 予備費	35,178	152,112	
(財源内訳)			
繰越金	86,054		
諸収入	△ 50,876		
(1) 林業・木材産業改善資 金予備費	35,076	101,791	繰越金等の確定に伴う補正である。
(2) 木材産業等高度化推進 資金予備費	102	50,321	諸収入の確定に伴う補正である。

第63号議案

10 清水港等港湾整備事業特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 港湾事業費	△ 320,068	5,599,857	
第 1 項 港湾管理費	△ 102,589	2,167,336	
第 1 目 清水港港湾管理費	△ 28,802	1,751,675	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 28,782		(2) 給料 △ 9,939
諸収入	△ 20		(3) 職員手当等 △ 5,777
			(4) 共済費 △ 2,727
			(8) 旅費 △ 2,117
			(10) 需用費 △ 4,900
			(11) 役務費 △ 3,000
			(14) 工事請負費 △ 1,711
			(18) 負担金、補助及び交付金 1,369
(1) 職員給与費	△ 18,443	263,364	清水港管理局職員の人件費の補正である。
			・給料 △ 9,939
			一般職給 △ 9,939
			・職員手当等 △ 5,777
			扶養手当 970
			地域手当 64
			住居手当 134
			通勤手当 608
			管理職手当 2
			特殊勤務手当 2
			時間外勤務手当 △ 4,522
			期末手当 △ 2,221
			勤勉手当 △ 1,990
			児童手当 1,176
			・共済費 △ 2,727
			地方職員共済組合等負担金 △ 2,727
(2) 事務所費	0	37,394	財源更正に伴う補正である。
(3) 企画振興費	△ 5,355	35,248	事業費の確定に伴う補正である。
(4) 清水港港湾管理費	△ 5,004	892,412	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港港湾管理費	△ 2,758	220,033	
(財源内訳)			(節内訳)
使用料及び手数料	△ 2,758		(2) 給料 77
			(3) 職員手当等 △ 2,627
			(4) 共済費 △ 208

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
(1) 田子の浦港人件費	△ 2,758	64,171	田子の浦港管理事務所職員の人件費の補正である。
ア 職員給与費	△ 2,758	64,171	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料 77 一般職給 77 ・ 職員手当等 △ 2,627 扶養手当 △ 426 地域手当 △ 50 住居手当 804 通勤手当 △ 40 時間外勤務手当 △ 684 期末手当 △ 1,040 勤勉手当 △ 993 児童手当 △ 252 単身赴任手当 54 ・ 共済費 △ 208 地方職員共済組合等負担金 △ 208
第 4 目 公課費	△ 71,029	0	
(財源内訳) 使用料及び手数料	△ 71,029		(節内訳) (26) 公課費 △ 71,029
(1) 公課費	△ 71,029	0	消費税納付額の確定に伴う補正である。
第 2 項 施設整備費	△ 217,479	3,432,521	
第 1 目 清水港施設整備費	△ 51,774	2,969,226	
(財源内訳) 使用料及び手数料	15,226		(節内訳) (8) 旅費 △ 500
県債	△ 67,000		(14) 工事請負費 △ 51,274
(1) 清水港施設整備費	△ 51,774	2,969,226	事業費の確定に伴う補正である。
第 2 目 田子の浦港施設整備費	△ 15,705	298,295	
(財源内訳) 使用料及び手数料	7,295		(節内訳) (14) 工事請負費 △ 15,705
県債	△ 23,000		
(1) 田子の浦港施設整備費	△ 15,705	298,295	事業費の確定に伴う補正である。
第 3 目 御前崎港施設整備費	△ 150,000	165,000	
(財源内訳) 使用料及び手数料	4,000		(節内訳) (12) 委託料 △ 7,615
県債	△ 154,000		(14) 工事請負費 △ 142,385
(1) 御前崎港施設整備費	△ 150,000	165,000	事業費の確定に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 款 公債費	△ 12,332	3,970,751	
第 1 項 公債費	△ 12,332	3,970,751	
第 2 目 利子 (財源内訳) 使用料及び手数料 財産収入 (1) 公債費 (利子)	△ 7,045 15,834 △ 22,879 △ 7,045	159,431 159,431	(節内訳) (22) 償還金、利子及び割引料 △ 7,045 県債の利率の確定等に伴う利子等に要する経費の補正である。
第 3 目 公債諸費 (財源内訳) 使用料及び手数料 (1) 公債費 (公債諸費)	△ 5,287 △ 5,287 △ 5,287	17,362 17,362	(節内訳) (11) 役務費 △ 5,287 県債借入額の確定に伴う県債に係る諸手数料の補正である。
第 3 款 予備費	0	10,392	
第 1 項 予備費	0	10,392	

繰越明許費

1 変更

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額		説 明
		補正前	補正後	
1 港湾事業費 2 施設整備費	清水港施設整備費	108,000	805,000	富士見荷役機械整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

2 追加

(単位：千円)

款 項	事業名	金 額	説 明
1 港湾事業費 1 港湾管理費	清水港港湾管理費	78,000	基本施設修繕事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。
1 港湾事業費 2 施設整備費	田子の浦港施設整備費	223,000	中央荷役機械整備事業等において、関係機関との調整、その他計画・設計に関する諸条件の調整に日時を要したことにより、年度内に事業を完了することが困難と予測されるため。

令和7年度 県債の補正について

港湾整備事業債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり県債を補正するものである。

△印減額 (単位：千円)

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額	
港湾整備事業債	清 水 港 施 設 整 備 費	2,329,000	2,388,000	△59,000	
	新興津荷役機械整備費	263,000	265,000	△2,000	
	袖師荷役機械整備費	486,000	487,000	△1,000	
	富士見荷役機械整備費	264,000	265,000	△1,000	
	興津上屋整備費	697,000	749,000	△52,000	
	日の出上屋整備費	116,000	119,000	△3,000	
	清水港資本費平準化費	501,000	501,000	0	
	清水港等公営企業会計適用費	2,000	2,000	0	
	清 水 港 埠 頭 整 備 費	1,098,000	1,106,000	△8,000	
	新興津埠頭用地整備費	468,000	440,000	28,000	
	興津埠頭用地整備費	94,000	95,000	△1,000	
	袖師埠頭用地整備費	140,000	142,000	△2,000	
	江尻埠頭用地整備費	220,000	250,000	△30,000	
	新興津都市再開発等用地整備費	150,000	152,000	△2,000	
	富士見都市再開発等用地整備費	26,000	27,000	△1,000	
	田 子 の 浦 港 施 設 整 備 費	116,000	122,000	△6,000	
	中央埠頭荷役機械整備費	87,000	92,000	△5,000	
	鈴川上屋整備費	0	2,000	△2,000	
	富士上屋整備費	7,000	6,000	1,000	
	田子の浦港資本費平準化費	22,000	22,000	0	
	田 子 の 浦 港 埠 頭 整 備 費	197,000	214,000	△17,000	
	依田橋埠頭用地整備費	142,000	157,000	△15,000	
	富士埠頭用地整備費	55,000	57,000	△2,000	
	御 前 崎 港 施 設 整 備 費	122,000	124,000	△2,000	
	女岩荷役機械整備費	110,000	112,000	△2,000	
	御前崎港資本費平準化費	12,000	12,000	0	
	御 前 崎 港 埠 頭 整 備 費	51,000	203,000	△152,000	
	女岩埠頭用地整備費	51,000	203,000	△152,000	
	合 計		3,913,000	4,157,000	△244,000

第64号議案

11 物品調達事務等特別会計

△印減額（単位：千円）

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 集中管理費	△ 359,837	1,795,163	
第 1 項 集中管理費	△ 359,837	1,795,163	
第 1 目 物品調達費	△ 353,172	1,693,828	
(財源内訳) 諸収入	△ 353,172		(節内訳) (1) 報酬 △ 1,939 (3) 職員手当等 △ 779 (4) 共済費 △ 1,279 (7) 報償費 △ 2,352 (8) 旅費 △ 4 (10) 需用費 △ 198,037 (11) 役務費 △ 1,502 (13) 使用料及び賃借料 △ 26,000 (17) 備品購入費 △ 120,546 (26) 公課費 △ 734
(1) 物品調達費	△ 353,172	1,693,828	本庁における物品の一括購入及び庁内印刷等に要する経費並びに各総合庁舎内出先機関における物品の一括購入等に要する経費の補正である。
第 2 目 自動車管理費	△ 2,665	53,335	
(財源内訳) 諸収入	△ 2,665		(節内訳) (8) 旅費 △ 500 (10) 需用費 △ 320 (13) 使用料及び賃借料 △ 1,799 (26) 公課費 △ 46
(1) 自動車管理費	△ 2,665	53,335	本庁自動車の管理及び出先機関使用分を含む東名通行料等に要する経費の補正である。
第 3 目 電話管理費	△ 4,000	48,000	
(財源内訳) 諸収入	△ 4,000		(節内訳) (11) 役務費 △ 4,000
(1) 電話管理費	△ 4,000	48,000	本庁における電話料に要する経費の補正である。

第66号議案

2 工業用水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業収益	△ 89,441	5,265,603	
第 1 項 営業収益	1,000	4,796,511	
第 1 目 給水収益	△ 722	4,569,274	給水量の変動に伴う補正である。
(節内訳)			
柿田川工業用水道料金	△ 673		
ふじさん工業用水道料金	29,696		
静清工業用水道料金	△ 21,147		
中遠工業用水道料金	△ 6,093		
西遠工業用水道料金	△ 3,998		
湖西工業用水道料金	1,493		
第 2 目 その他営業収益	1,722	227,237	三方原用水等の共用施設管理費の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
管理受託収益	1,722		
第 2 項 営業外収益	△ 2,050	454,326	
第 1 目 受取利息及び配当金	18,025	79,738	預金利息の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
預金利息	18,025		
第 2 目 長期前受金戻入	7,295	190,288	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
長期前受金戻入	7,295		
第 3 目 雑収益	△ 4,370	19,261	行政財産使用料等の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
その他雑収益	△ 4,370		
第 4 目 消費税及び地方消費税還付金	△ 23,000	149,000	建設改良費の確定による仮払消費税の確定等に伴う補正である。
(節内訳)			
消費税及び地方消費税還付金	△ 23,000		

科 目	補正額	現計額	説 明
第 3 項 特別利益	△ 88,391	14,766	
第 1 目 固定資産売却益 (節内訳) 固定資産売却益	△ 103,157 △ 103,157	0	工業用水道事業用土地の売却延期に伴う補正である。
第 2 目 その他特別利益 (節内訳) 退職給付引当金戻入額	14,766 14,766	14,766	退職給付引当金戻入額の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 工業用水道事業費用	△ 118,136	5,175,365	
第 1 項 営業費用	△ 135,923	5,044,842	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 44,237	2,259,725	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 7,752 (1) 報酬 4,026 (3) 職員手当等 2,293 <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 950 勤勉手当 857 賞与引当金繰入額 486 (5) 法定福利費 1,254 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 944 法定福利費引当金繰入額 310 (6) 旅費 179 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 51,989 (10) 役務費 1,200 (11) 委託料 △ 15,828 (13) 修繕料 △ 11,492 (16) 動力費 △ 53,800 (17) 薬品費 8,700 (20) 負担金 19,231
第 2 目 配水及び給水費	△ 34,397	706,309	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 23,877 (1) 報酬 1,145 (2) 給料 △ 11,936 (3) 職員手当等 △ 10,886 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 2,028 地域手当 △ 591 通勤手当 △ 466 時間外勤務手当 △ 1,005 期末手当 △ 3,329 勤勉手当 △ 2,627 賞与引当金繰入額 78 特殊勤務手当 △ 74 管理職手当 2 休日勤務手当 △ 129 住居手当 28 児童手当 △ 745 (5) 法定福利費 △ 2,220 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 2,304 法定福利費引当金繰入額 84

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(6) 旅費 20 ・維持管理費 △ 10,520 (10) 役務費 △ 200 (11) 委託料 170 (13) 修繕料 3,400 (16) 動力費 △ 13,890
第 3 目 総係費	△ 5,879	281,760	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 2,722 (1) 報酬 33 (2) 給料 23 (3) 職員手当等 △ 4,092 扶養手当 △ 621 地域手当 533 通勤手当 △ 1,683 時間外勤務手当 △ 599 期末手当 2,964 勤勉手当 △ 1,702 賞与引当金繰入額 628 管理職手当 799 休日勤務手当 10 住居手当 1,433 退職給付費 △ 5,340 児童手当 △ 514 (5) 法定福利費 1,318 法定福利費 1,154 法定福利費引当金繰入額 164 (6) 旅費 △ 4 ・事務費 △ 3,157 (6) 旅費 △ 488 (9) 需用費 △ 1,391 (10) 役務費 △ 771 (11) 委託料 △ 145 (12) 賃借料 △ 416 (23) 保険料 21 (24) 公課費 33
第 4 目 共用施設管理費	△ 24,374	187,428	企業局職員の人件費、事務費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 9,318 (1) 報酬 1,080 (2) 給料 △ 4,681 (3) 職員手当等 △ 4,415 扶養手当 △ 148 地域手当 △ 204 通勤手当 △ 865

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			時間外勤務手当 △ 568 期末手当 △ 1,111 勤勉手当 △ 1,639 賞与引当金繰入額 404 休日勤務手当 108 住居手当 △ 272 児童手当 △ 120 (5) 法定福利費 △ 1,017 法定福利費 △ 1,203 法定福利費引当金繰入額 186 (6) 旅費 △ 285 ・事務費 0 (9) 需用費 △ 3 (12) 賃借料 3 ・維持管理費 △ 15,056 (11) 委託料 △ 56 (13) 修繕料 △ 15,000
第 5 目 減価償却費	△ 38,396	1,583,556	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 38,396
第 6 目 資産減耗費	11,360	26,064	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 11,360
第 2 項 営業外費用	17,787	127,523	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 34,824	67,339	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 34,824
第 2 目 雑損失	241	7,814	土地評価額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (48) その他雑損失 241
第 3 目 消費税及び地方消費税	52,370	52,370	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 52,370
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 1,177,035	2,712,960	
第 1 項 企業債	△ 1,134,000	2,503,500	
第 1 目 工業用水道建設費債 (節内訳)	△ 1,134,000	2,503,500	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・柿田川 80,000 → 66,000 千円 ・ふじさん 1,701,000 → 905,500 千円 ・静清 788,000 → 492,500 千円 ・中遠 278,000 → 274,500 千円 ・西遠 717,000 → 714,000 千円 ・湖西 73,500 → 51,000 千円
柿田川工業用水道建設費債	△ 14,000		
ふじさん工業用水道建設費債	△ 795,500		
静清工業用水道建設費債	△ 295,500		
中遠工業用水道建設費債	△ 3,500		
西遠工業用水道建設費債	△ 3,000		
湖西工業用水道建設費債	△ 22,500		
第 2 項 出資金	△ 74,000	69,000	
第 1 目 出資金 (節内訳)	△ 74,000	69,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
一般会計出資金	△ 74,000		
第 3 項 国庫補助金	25,500	115,400	
第 1 目 工業用水道建設費補助金 (節内訳)	25,500	115,400	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 ふじさん: 269,160 → 102,678 千円 中遠 : 89,100 → 93,272 千円 湖西 : 27,610 → 22,091 千円 ・補助率 ふじさん: 22.5/100 又は 100/100 中遠 : 22.5/100 湖西 : 22.5/100
ふじさん工業用水道建設費補助金	23,500		
中遠工業用水道建設費補助金	2,700		
湖西工業用水道建設費補助金	△ 700		
第 4 項 負担金	△ 2,625	15,127	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	△ 2,625	15,127	建設改良事業の確定に伴う補正である。
ふじさん工業用水道工事費負担金	△ 15,525		

科	目	補正額	現計額	説明
	中遠工業用水道工事費 負担金	12,900		
第 5 項	固定資産売却代金	△ 1,843	0	
第 1 目	固定資産売却代金	△ 1,843	0	工業用水道事業用土地の売却延期に伴う補正である。
(節内訳)	固定資産売却代金	△ 1,843		
第 6 項	雑収入	9,933	9,933	
第 1 目	雑収入	9,933	9,933	前払金の返還に伴う補正である。
(節内訳)	雑収入	9,933		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 1,208,975	4,996,243	
第 1 項 建設改良費	△ 1,169,916	4,038,928	
第 1 目 柿田川工業用水道建設改良費	△ 5,978	98,557	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 7,150 (2) 給料 2,938 (3) 職員手当等 2,939 地域手当 124 通勤手当 1,503 時間外勤務手当 56 期末手当 463 勤勉手当 366 賞与引当金繰入額 422 休日勤務手当 5 (5) 法定福利費 1,273 法定福利費 1,189 法定福利費引当金繰入額 84 ・工事費 △ 13,128 (11) 委託料 500 (62) 工事請負費 △ 13,628
第 2 目 ふじさん工業用水道建設改良費	△ 905,041	2,159,410	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 1,848 (2) 給料 △ 1,528 (3) 職員手当等 △ 27 扶養手当 △ 34 地域手当 △ 65 通勤手当 △ 132 時間外勤務手当 △ 348 期末手当 △ 113 勤勉手当 △ 230 賞与引当金繰入額 166 休日勤務手当 △ 7 住居手当 522 児童手当 214 (5) 法定福利費 △ 293 法定福利費 △ 327 法定福利費引当金繰入額 34 ・工事費 △ 903,193 (11) 委託料 59,539 (19) 補償費 4,345 (56) 土地購入費 5,500 (62) 工事請負費 △ 972,577

科	目	補正額	現計額	説明
第 3 目	静清工業用水道建設改良費	△ 316,400	525,737	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 316,400 (11) 委託料 2,500 (12) 賃借料 1,000 (62) 工事請負費 △ 319,900
第 4 目	中遠工業用水道建設改良費	53,000	366,389	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 53,000 (20) 負担金 △ 1,500 (62) 工事請負費 54,500
第 5 目	西遠工業用水道建設改良費	29,278	788,316	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 303 (2) 給料 2 (3) 職員手当等 29 通勤手当 12 時間外勤務手当 △ 13 期末手当 △ 3 勤勉手当 △ 13 賞与引当金繰入額 △ 6 休日勤務手当 52 (5) 法定福利費 272 法定福利費 272 ・工事費 28,975 (11) 委託料 34,500 (19) 補償費 3,000 (62) 工事請負費 △ 8,525
第 6 目	湖西工業用水道建設改良費	△ 24,775	100,519	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 1,673 (2) 給料 △ 140 (3) 職員手当等 △ 1,356 地域手当 △ 3 通勤手当 △ 845 時間外勤務手当 △ 49 期末手当 △ 262 勤勉手当 △ 225 賞与引当金繰入額 28 (5) 法定福利費 △ 177 法定福利費 △ 185 法定福利費引当金繰入額 8 ・工事費 △ 23,102 (20) 負担金 △ 21,602 (62) 工事請負費 △ 1,500

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 固定資産取得費	△ 5,500	14,394	
第 1 目 固定資産取得費	△ 5,500	14,394	固定資産取得額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (61) 工具器具及び備品購入費 △ 5,500
第 3 項 企業債償還金	△ 33,400	941,580	
第 1 目 企業債償還金	△ 33,400	941,580	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 33,400
第 4 項 国庫補助金返還金	△ 159	1,341	
第 1 目 国庫補助金返還金	△ 159	1,341	国庫補助金返還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (75) 国庫補助金返還金 △ 159

備考 資本的収入額 2,712,960 千円が資本的支出額 4,996,243 千円に対し不足する額 2,283,283 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 351,456 千円、減債積立金 377,922 千円、建設改良積立金 113,420 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,440,485 千円で補填するものとする。

令和7年度 債務負担行為の補正について（第5条）

1 変更

(1) 令和6年度以前において債務負担行為を行ったもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	整備維持 事業予定額	令和6年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
企業局	8 中遠工業用水道事業整備維持契約 (寺谷浄水場中央監視制御設備整備維持事業)	変更前	396,000	0	396,000	6～18年度
		変更後	408,000	0	408,000	6～18年度

令和7年度 企業債の補正について（第6条）

工業用水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
工業用水道建設費債	柿田川工業用水道建設費	66,000	80,000	△ 14,000
	ふじさん工業用水道建設費	905,500	1,701,000	△ 795,500
	静清工業用水道建設費	492,500	788,000	△ 295,500
	中遠工業用水道建設費	274,500	278,000	△ 3,500
	西遠工業用水道建設費	714,000	717,000	△ 3,000
	湖西工業用水道建設費	51,000	73,500	△ 22,500
合計		2,503,500	3,637,500	△ 1,134,000

第68号議案

4 水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業収益	29,402	7,033,049	
第 1 項 営業収益	2,977	6,519,432	
第 1 目 給水収益 (節内訳)	5,922	6,408,840	給水量の変動に伴う補正である。
駿豆水道料金	3,950		
榛南水道料金	△ 1,644		
遠州水道料金	3,616		
第 2 目 その他営業収益 (節内訳)	△ 2,945	110,592	天竜川下流用水共用施設管理費の確定に伴う補正である。
管理受託収益	△ 2,945		
第 2 項 営業外収益	26,425	513,617	
第 1 目 受取利息及び配当金 (節内訳)	22,695	91,698	預金利息の補正である。
預金利息	22,695		
第 2 目 長期前受金戻入 (節内訳)	3,730	401,935	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	3,730		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 水道事業費用	△ 43,220	6,580,646	
第 1 項 営業費用	△ 69,722	6,324,228	
第 1 目 原水及び浄水費	△ 21,333	2,188,005	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 2,067 (1) 報酬 1,832 (3) 職員手当等 942 <ul style="list-style-type: none"> 期末手当 297 勤勉手当 297 賞与引当金繰入額 348 (5) 法定福利費 △ 478 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 966 法定福利費引当金繰入額 488 (6) 旅費 △ 229 <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 23,400 (10) 役務費 510 (11) 委託料 109,490 (13) 修繕料 △ 98,000 (16) 動力費 △ 56,400 (17) 薬品費 33,400 (20) 負担金 △ 12,400
第 2 目 配水及び給水費	△ 62,596	1,197,645	<p>企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 △ 15,976 (1) 報酬 130 (2) 給料 △ 7,076 (3) 職員手当等 △ 9,140 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 △ 1,506 地域手当 △ 317 通勤手当 △ 3,398 時間外勤務手当 184 期末手当 △ 1,572 勤勉手当 △ 978 賞与引当金繰入額 326 管理職手当 2 休日勤務手当 76 住居手当 △ 1,080 児童手当 △ 877 (5) 法定福利費 102 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 △ 81 法定福利費引当金繰入額 183 (6) 旅費 8

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			・維持管理費 △ 46,620 (11) 委託料 △ 20,688 (13) 修繕料 △ 21,732 (16) 動力費 △ 3,500 (17) 薬品費 △ 700
第 3 目 総係費	18,301	406,193	企業局職員の人件費及び事務費の補正である。 (節内訳) ・人件費 21,277 (1) 報酬 45 (2) 給料 △ 1,560 (3) 職員手当等 22,340 扶養手当 446 地域手当 △ 61 通勤手当 △ 290 時間外勤務手当 △ 247 期末手当 △ 863 勤勉手当 450 賞与引当金繰入額 509 管理職手当 1 休日勤務手当 △ 43 住居手当 △ 409 退職手当 22,498 児童手当 349 (5) 法定福利費 449 法定福利費 296 法定福利費引当金繰入額 153 (6) 旅費 3 ・事務費 △ 2,976 (6) 旅費 △ 350 (9) 需用費 △ 1,143 (10) 役務費 △ 985 (11) 委託料 △ 4,025 (12) 賃借料 △ 498 (13) 修繕料 4,025
第 4 目 共用施設管理費	561	164,323	企業局職員の人件費及び維持管理費の補正である。 (節内訳) ・人件費 561 (1) 報酬 12 (2) 給料 4 (3) 職員手当等 24 扶養手当 21 地域手当 △ 1 通勤手当 116 時間外勤務手当 △ 9 期末手当 △ 143

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			勤勉手当 △ 120 賞与引当金繰入額 232 休日勤務手当 △ 80 児童手当 8 (5) 法定福利費 476 法定福利費 321 法定福利費引当金繰入額 155 (6) 旅費 45 ・維持管理費 0 (9) 需用費 △ 3 (10) 役務費 2 (23) 保険料 1
第 5 目 減価償却費	△ 21,417	2,233,474	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (35) 有形固定資産減価償却費 △ 21,417
第 6 目 資産減耗費	16,762	134,588	除却対象固定資産の確定に伴う補正である。 (節内訳) (37) 固定資産除却費 16,762
第 2 項 営業外費用	26,502	253,418	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 5,498	154,126	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (40) 企業債利息 △ 5,498
第 3 目 消費税及び地方消費税	32,000	95,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (49) 消費税及び地方消費税 32,000
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 1,151,178	1,552,347	
第 1 項 企業債	△ 44,000	146,000	
第 1 目 水道建設費債 (節内訳)	△ 44,000	146,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・駿豆 1,000 → 0 千円 ・遠州 171,000 → 128,000 千円
駿豆水道建設費債	△ 1,000		
遠州水道建設費債	△ 43,000		
第 2 項 出資金	△ 14,000	5,000	
第 1 目 出資金 (節内訳)	△ 14,000	5,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。
一般会計出資金	△ 14,000		
第 3 項 補助金	△ 14,398	57,027	
第 1 目 水道建設費補助金 (節内訳)	△ 14,398	57,027	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・補助対象事業費 遠州: 180,700 → 153,108 千円 ・補助率 遠州: 1/4 又は 10/10
遠州水道建設費補助金	△ 14,398		
第 4 項 補償金	△ 11,000	0	
第 1 目 補償金 (節内訳)	△ 11,000	0	建設改良事業の確定に伴う補正である。
補償金	△ 11,000		
第 5 項 負担金	△ 1,067,780	1,344,320	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳)	△ 1,067,780	1,344,320	建設改良事業の確定に伴う補正である。
榛南水道工事費負担金	△ 1,067,780		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 1,146,224	5,502,608	
第 1 項 建設改良費	△ 1,154,084	4,568,000	
第 1 目 駿豆水道建設改良費	△ 11,000	245,188	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 11,000 (11) 委託料 △ 11,000
第 2 目 榛南水道建設改良費	△ 1,068,384	1,353,126	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 10,220 (2) 給料 △ 4,313 (3) 職員手当等 △ 4,508 扶養手当 △ 172 地域手当 △ 164 通勤手当 △ 1,770 時間外勤務手当 △ 90 期末手当 △ 702 勤勉手当 △ 549 賞与引当金繰入額 △ 659 特殊勤務手当 △ 26 休日勤務手当 △ 16 住居手当 △ 360 (5) 法定福利費 △ 1,399 法定福利費 △ 1,269 法定福利費引当金繰入額 △ 130 ・事務費 △ 6,164 (6) 旅費 △ 2,118 (9) 需用費 △ 3,081 (10) 役務費 △ 663 (12) 賃借料 △ 302 ・工事費 △ 1,052,000 (62) 工事請負費 △ 1,052,000
第 3 目 遠州水道建設改良費	△ 74,700	2,969,686	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・工事費 △ 74,700 (11) 委託料 9,000 (62) 工事請負費 △ 83,700
第 2 項 固定資産取得費	0	9,676	
第 3 項 企業債償還金	△ 4,140	907,932	

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 目 企業債償還金	△ 4,140	907,932	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (76) 元金償還金 △ 4,140
第 4 項 補助金返還金	12,000	17,000	
第 1 目 補助金返還金	12,000	17,000	補助金返還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (81) 補助金返還金 12,000

備考 資本的収入額 1,552,347 千円が資本的支出額 5,502,608 千円に対し不足する額 3,950,261 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 292,696 千円、減債積立金 365,898 千円、建設改良積立金 267,188 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,673,344 千円及び当年度分損益勘定留保資金 351,135 千円で補填するものとする。

令和7年度 債務負担行為の補正について（第5条）

1 変更

(1) 令和6年度以前において債務負担行為を行ったもの

(単位：千円)

所管部局	事項	区分	整備維持 事業予定額	令和6年度 計上予算額	債務負担 行為限度額	期間
企業局	5 遠州広域水道用水供給 事業整備維持契約 (寺谷浄水場中央監視設備 整備維持事業)	変更前	924,000	0	924,000	6～18年度
		変更後	948,000	0	948,000	6～18年度

2 追加

(単位：千円)

所管部局	事項	期間	摘要
企業局	5 遠州広域水道用水供給 事業設備点検業務委託契 約 (船明取水口ゲート点検委 託)	令和7年度から 令和8年度まで	債務負担行為限度額 21,000千円 委託予定額 21,000千円 令和7年度計上額 0千円

令和7年度 企業債の補正について（第6条）

水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区分	事業名	起債予定額	既計上額	今回補正額
水道建設費債	駿豆水道建設費	0	1,000	△ 1,000
	榛南水道建設費	18,000	18,000	0
	遠州水道建設費	128,000	171,000	△ 43,000
合	計	146,000	190,000	△ 44,000

第69号議案

5 地域振興整備事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業収益	51,666	509,866	
第 1 項 営業収益	△ 16,757	393,010	
第 1 目 土地売却収益	△ 16,757	393,010	土地売却額の確定に伴う補正である。
(節内訳) 土地売却収益	△ 16,757		
第 2 項 営業外収益	67,423	103,856	
第 1 目 受取利息及び配当金	68,159	103,847	預金利息等の補正である。
(節内訳) 預金利息 有価証券利息	68,153 6		
第 2 目 雑収益	△ 736	9	開発整備資産の貸付け等に伴う補正である。
(節内訳) その他雑収益	△ 736		
第 3 項 特別利益	1,000	13,000	
第 1 目 その他特別利益	1,000	13,000	売却済用地補償引当金戻入額の確定に伴う補正である。
(節内訳) 売却済用地補償引当金 戻入額	1,000		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 開発整備事業費用	△ 32,117	532,347	
第 1 項 営業費用	△ 26,114	474,235	
第 1 目 土地売却原価	△ 10,540	378,607	土地売却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (29) 土地売却原価 △ 10,540
第 2 目 一般管理費	△ 15,574	95,628	調査費等の補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 7,046 (1) 報酬 45 (2) 給料 △ 3,916 (3) 職員手当等 △ 3,067 扶養手当 △ 712 地域手当 △ 177 通勤手当 △ 1,285 時間外勤務手当 △ 181 期末手当 △ 800 勤勉手当 △ 190 賞与引当金繰入額 274 特殊勤務手当 △ 108 管理職手当 1 休日勤務手当 58 住居手当 696 退職給付費 △ 297 児童手当 △ 346 (5) 法定福利費 △ 103 法定福利費 △ 184 法定福利費引当金繰入額 81 (6) 旅費 △ 5 ・事務費 △ 534 (6) 旅費 △ 166 (9) 需用費 △ 187 (10) 役務費 △ 131 (12) 賃借料 △ 50 ・調査費 △ 8,000 (26) 調査費 △ 500 (33) 補助金 △ 7,500 ・資産減耗費 6 (37) 固定資産除却費 6
第 2 項 営業外費用	△ 6,003	55,112	
第 1 目 雑損失	△ 6,003	55,112	仕入控除対象とならない消費税及び地方消費税の確定等に伴う補正である。

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(節内訳) (48) その他雑損失 △ 6,003
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 465,000	3,060,800	
第 1 項 負担金	△ 75,000	0	
第 1 目 工事費負担金 (節内訳) 工事費負担金	△ 75,000 △ 75,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。
第 2 項 牧之原萩間地区事業収入	0	1,660,800	
第 3 項 湖西内山地区事業収入	0	300,000	
第 4 項 藤枝内谷地区事業収入	150,000	1,100,000	
第 1 目 藤枝内谷地区事業収入 (節内訳) 藤枝内谷地区事業収入	150,000 150,000	1,100,000	事業計画の変更に伴う補正である。
第 5 項 新規用地事業収入	△ 540,000	0	
第 1 目 新規用地事業収入 (節内訳) 新規用地事業収入	△ 540,000 △ 540,000	0	事業計画の変更に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 660,419	1,713,032	
第 1 項 建設改良費	△ 668,409	1,625,042	
第 1 目 開発整備費	△ 618,409	1,600,042	事業計画の変更に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 33,409 (2) 給料 △ 14,544 (3) 職員手当等 △ 14,999 扶養手当 △ 710 地域手当 △ 554 通勤手当 △ 5,551 時間外勤務手当 △ 131 期末手当 △ 2,603 勤勉手当 △ 2,079 賞与引当金繰入額 △ 2,296 特殊勤務手当 △ 164 休日勤務手当 5 住居手当 △ 720 児童手当 △ 196 (5) 法定福利費 △ 3,866 法定福利費 △ 3,425 法定福利費引当金繰入額 △ 441 ・工事費 △ 585,000 (11) 委託料 △ 132,000 (56) 土地購入費 △ 450,000 (62) 工事請負費 △ 3,000
第 2 目 補助金	△ 50,000	25,000	補助対象事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) (33) 補助金 △ 50,000
第 2 項 長泉東野地区事業収入 返還金	7,990	87,990	
第 1 目 長泉東野地区事業収入 返還金	7,990	87,990	長泉東野工業用地の精算に伴う補正である。 (節内訳) (80) 事業収入返還金 7,990

第71号議案

7 県立静岡がんセンター事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業収益	2,968,479	46,638,347	
第 1 項 医業収益	△ 15,988	35,485,154	
第 1 目 診療収益 (節内訳)	△ 47,782	34,626,925	入院収益及び外来収益の補正である。
入院収益	222,900		
外来収益	△ 270,682		
第 2 目 その他医業収益 (節内訳)	31,794	858,229	室料差額収益及び医業雑収益の補正である。
室料差額収益	22,679		
医業雑収益	9,115		
第 2 項 医業外収益	2,981,467	11,145,193	
第 1 目 他会計補助金 (節内訳)	105,716	782,418	地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金等に係る一般会計補助金の補正である。
一般会計補助金	105,716		
第 2 目 補助金 (節内訳)	853	48,424	がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業等に係る国庫補助金の補正である。
国庫補助金	853		
第 3 目 他会計負担金 (節内訳)	35,478	5,583,097	負担区分に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	35,478		
第 4 目 長期前受金戻入 (節内訳)	19,766	129,793	国庫補助金等を財源にした固定資産の減価償却に伴う収益の補正である。
長期前受金戻入	19,766		
第 5 目 その他医業外収益 (節内訳)	2,818,997	4,600,804	受託研究に係る受託金等の補正である。
資産貸付収益	△ 10,763		
その他受託金	503,160		

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
その他医業外収益	2,326,600		
第 6 目 受取利息及び配当金	657	657	預金利息の補正である。
(節内訳)			
預金利息	657		
第 3 項 特別利益	3,000	8,000	
第 1 目 過年度損益修正益	3,000	8,000	過年度分給与費の返納等に伴う補正である。
(節内訳)			
過年度損益修正益	3,000		
第 2 款 研究所事業収益	△ 55,430	798,035	
第 1 項 研究所収益	△ 55,430	798,035	
第 1 目 他会計負担金	△ 22,884	779,921	がんセンター研究所支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
(節内訳)			
一般会計負担金	△ 22,884		
第 2 目 その他研究所収益	△ 34,520	16,140	外部研究資金等の確定に伴う補正である。
(節内訳)			
受託等研究収益	△ 35,000		
長期前受金戻入	438		
その他研究所収益	42		
第 3 目 他会計補助金	1,974	1,974	特別高圧電気料金の高騰に係る一般会計補助金の補正である。
(節内訳)			
一般会計補助金	1,974		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院事業費用	△ 517,647	46,117,279	
第 1 項 医業費用	△ 1,088,178	43,816,251	
第 1 目 給与費	△ 502,623	16,542,888	<p>がんセンター局職員(研究所を除く)の person 費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(1) 給料 △ 124,523</p> <p>(2) 職員手当等 △ 395,888</p> <p>扶養手当 230</p> <p>地域手当 △ 9,284</p> <p>住居手当 △ 2,874</p> <p>通勤手当 7,754</p> <p>管理職手当 △ 3,695</p> <p>初任給調整手当 △ 33,000</p> <p>期末手当 △ 36,022</p> <p>勤勉手当 △ 71,863</p> <p>特殊勤務手当 △ 49,540</p> <p>時間外勤務手当 △ 221,177</p> <p>休日勤務手当 6,164</p> <p>管理職員特別勤務手当 △ 1,927</p> <p>夜間勤務手当 8,128</p> <p>宿日直手当 △ 4,220</p> <p>児童手当 3,240</p> <p>単身赴任手当 12,198</p> <p>(3) 報酬 20,346</p> <p>(4) 法定福利費 10,167</p> <p>(6) 負担金 △ 6,125</p> <p>(7) 奨学費 △ 6,600</p>
第 2 目 材料費	△ 186,096	17,830,216	<p>薬品費及び診療材料費等の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(8) 薬品費 △ 287,121</p> <p>(9) 診療材料費 107,154</p> <p>(11) 医療消耗備品費 △ 6,129</p>
第 3 目 経費	△ 338,969	7,079,877	<p>運営管理に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <p>(13) 報償費 840</p> <p>(14) 旅費 △ 1,415</p> <p>(16) 消耗品費 △ 3,793</p> <p>(17) 光熱水費 △ 95,827</p> <p>(18) 燃料費 △ 281</p> <p>(19) 食糧費 4</p> <p>(20) 印刷製本費 △ 164</p> <p>(21) 修繕費 △ 2,031</p>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(22) 保険料 △ 1,977 (23) 賃借料 △ 20,854 (24) 通信運搬費 45 (25) 委託料 △ 209,195 (26) 手数料 △ 7,698 (27) 諸会費 27 (29) 雑費 3,350
第 4 目 減価償却費	△ 45,183	1,873,618	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (30) 有形固定資産減価償却費 △ 11,371 (31) 無形固定資産減価償却費 △ 33,812
第 6 目 研究研修費	△ 7,049	355,070	医学研究及び職員の研修等に要する経費の補正である。 (節内訳) (26) 手数料 △ 1,755 (35) 研究材料費 3,000 (36) 謝金 △ 668 (37) 研究旅費 △ 12,795 (40) 研究雑費 5,169
第 7 目 長期前払消費税償却	△ 8,258	116,082	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (73) 長期前払消費税償却 △ 8,258
第 2 項 医業外費用	510,010	2,235,507	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	2,736	299,670	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 企業債利息 2,736
第 2 目 受託研究費	△ 71,129	389,009	医薬品受託研究に要する経費の補正である。 (節内訳) (14) 旅費 △ 14,944 (16) 消耗品費 △ 2,973 (20) 印刷製本費 △ 5 (21) 修繕費 △ 59 (23) 賃借料 △ 20,024 (24) 通信運搬費 △ 117 (25) 委託料 △ 8,664 (26) 手数料 △ 2,393 (27) 諸会費 △ 2,008 (29) 雑費 △ 15,222 (35) 研究材料費 △ 4,318

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(38) 図書費 △ 402
第 4 目 雑損失	557,918	1,394,675	受託研究等に要する経費の補正である。 (節内訳) (14) 旅費 △ 321 (21) 修繕費 11 (24) 通信運搬費 155 (25) 委託料 △ 165 (38) 図書費 78 (48) その他雑損失 558,160
第 5 目 消費税等	20,485	115,253	納税予定額の増に伴う補正である。 (節内訳) (72) 消費税等 20,485
第 3 項 特別損失	60,521	65,521	
第 1 目 過年度損益修正損	△ 189	4,811	過年度分の費用に係る補正である。 (節内訳) (68) 過年度損益修正損 △ 189
第 2 目 固定資産除却損	60,710	60,710	医療機器等の除却額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (67) 固定資産除却損 60,710
第 2 款 研究所事業費用	△ 32,682	943,076	
第 1 項 研究所費用	△ 93,359	882,399	
第 1 目 給与費	△ 10,208	380,104	がんセンター研究所職員の人件費の補正である。 (節内訳) (1) 給料 2,652 (2) 職員手当等 △ 612 扶養手当 △ 526 地域手当 356 住居手当 △ 156 通勤手当 715 管理職手当 △ 1 期末手当 3,297 勤勉手当 △ 1,641 特殊勤務手当 2 時間外勤務手当 △ 2,334 休日勤務手当 △ 190 管理職員特別勤務手当 △ 24 児童手当 △ 110

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
			(3) 報酬 Δ 6,248 (4) 法定福利費 Δ 6,000
第 2 目 研究費	Δ 35,000	38,951	がんセンター研究所の研究費の補正である。 (節内訳) (35) 研究材料費 Δ 35,000
第 3 目 運営経費	Δ 31,518	331,839	がんセンター研究所の運営経費の補正である。 (節内訳) (17) 光熱水費 Δ 13,418 (25) 委託料 Δ 17,431 (26) 手数料 Δ 669
第 4 目 減価償却費	Δ 17,045	82,593	固定資産額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (30) 有形固定資産減価償却費 Δ 17,045
第 5 目 支払利息及び企業債取扱諸費	2,469	36,836	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 企業債利息 2,469
第 6 目 長期前払消費税償却	Δ 1,942	10,976	長期前払消費税額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (73) 長期前払消費税償却 Δ 1,942
第 7 目 消費税等	Δ 115	1,100	納税予定額の減に伴う補正である。 (節内訳) (72) 消費税等 Δ 115
第 2 項 特別損失	60,677	60,677	
第 1 目 過年度損益修正損	60,677	60,677	一般会計負担金の返還に係る補正である。 (節内訳) (68) 過年度損益修正損 60,677

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位:千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的収入	△ 223,000	2,295,809	
第 1 項 企業債	△ 363,000	837,000	
第 1 目 企業債 (節内訳)	△ 363,000	837,000	医療機器整備等に充てるための企業債の補正である。
静岡がんセンター医療 機器整備費債	△ 190,000		
静岡がんセンター整備 費債	△ 173,000		
第 2 項 出資金	0	1,200,000	
第 3 項 基金繰入金	0	4,000	
第 4 項 受託金	0	114,809	
第 5 項 補助金	100,000	100,000	
第 1 目 他会計補助金 (節内訳)	100,000	100,000	がん医療均てん化推進事業等に係る一般会計補助金の補正である
一般会計補助金	100,000		
第 6 項 寄附金	40,000	40,000	
第 1 目 寄附金 (節内訳)	40,000	40,000	寄附金の収入に伴う補正である。
寄附金	40,000		
第 2 款 研究所資本的収入	△ 33,000	220,076	
第 1 項 企業債	0	14,000	
第 2 項 他会計負担金	0	1,000	
第 3 項 受託金	△ 33,000	0	
第 1 目 受託金 (節内訳)	△ 33,000	0	がんセンター研究所の器械備品等の整備に充てるための研究受託金の補正である。
受託金	△ 33,000		
第 4 項 出資金	0	205,076	

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 病院資本的支出	△ 181,597	4,829,091	
第 1 項 建設改良費	△ 217,997	1,101,777	
第 1 目 資産購入費	△ 22,000	769,375	医療機器等の取得に要する経費の補正である。 (節内訳) (52) 器械備品購入費 △ 22,000
第 2 目 建設改良費	△ 195,997	332,402	施設整備等に要する経費の補正である。 (節内訳) (25) 委託料 △ 22,500 (59) 工事費 △ 173,497
第 2 項 企業債償還金	0	3,672,990	
第 3 項 長期貸付金	△ 3,600	13,200	
第 1 目 長期貸付金	△ 3,600	13,200	看護学生修学資金貸付金に要する経費の補正である。 (節内訳) (74) 貸付金 △ 3,600
第 4 項 敷金・保証金	0	1,124	
第 5 項 積立金	40,000	40,000	
第 1 目 積立金	40,000	40,000	基金の造成に要する経費の補正である。 (節内訳) (77) 積立金 40,000
第 2 款 研究所資本的支出	△ 33,000	220,077	
第 1 項 建設改良費	△ 33,000	15,000	
第 1 目 資産購入費	△ 33,000	15,000	がんセンター研究所の研究機器等の整備に要する経費の補正である。 (節内訳) (52) 器械備品購入費 △ 33,000
第 2 項 企業債償還金	0	205,077	

備考 資本的収入額 2,515,885 千円が資本的支出額 5,049,168 千円に対し不足する額 2,533,283 千円は、当年度分損益勘定留保資金 2,533,283 千円で補填するものとする。

令和7年度 企業債の補正について（第5条）

医療機器整備費債等について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起債予定額	既 計 上 額	今回補正額
病院事業債	静岡がんセンター 経営改善推進費	2,300,000	2,300,000	0
	静岡がんセンター 医療機器整備費	526,000	716,000	△ 190,000
	静岡がんセンター 整備費	311,000	484,000	△ 173,000
	静岡がんセンター 研究所整備費	14,000	14,000	0
合 計		3,151,000	3,514,000	△ 363,000

第73号議案

9 流域下水道事業会計

[収益的収入及び支出] (第3条)

<収入>

△印減額 (単位：千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業収益	57,002	5,379,354	
第 1 項 営業収益	87,229	3,188,042	
第 1 目 維持管理費負担金 (節内訳)	87,229	3,188,042	維持管理に対する負担金の確定に伴う補正である。
狩野川東部流域下水道 維持管理費負担金	80,696		
狩野川西部流域下水道 維持管理費負担金	6,533		
第 2 項 営業外収益	△ 30,227	2,191,312	
第 1 目 他会計負担金 (節内訳)	△ 13,304	378,505	負担区分等に基づき、収益的支出の財源に充当する一般会計負担金の補正である。
一般会計負担金	△ 13,304		
第 3 目 長期前受金戻入 (節内訳)	△ 16,923	1,802,886	長期前受金戻入の確定に伴う補正である。
長期前受金戻入	△ 16,923		

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 流域下水道事業費用	△ 148,024	5,179,707	
第 1 項 営業費用	△ 169,146	4,943,200	
第 1 目 管渠・ポンプ場・処理場費	△ 144,248	2,500,166	<p>管渠・ポンプ場・処理場の維持管理費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費 △ 144,248 (8) 需用費 △ 2,642 (10) 委託料 △ 40,955 (12) 修繕料 △ 76,400 (15) 動力費 △ 24,251
第 2 目 総係費	2,612	163,097	<p>維持管理費負担金収納関係事務等に要する経費の補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 4,311 (2) 給料 3,731 (3) 職員手当等 △ 1,164 <ul style="list-style-type: none"> 扶養手当 148 地域手当 151 住居手当 △ 308 通勤手当 544 時間外勤務手当 470 期末手当 278 勤勉手当 △ 65 児童手当 △ 199 賞与引当金繰入額 188 退職給付費 △ 2,371 (4) 法定福利費 1,744 <ul style="list-style-type: none"> 法定福利費 1,689 法定福利費引当金繰入額 55 ・事務費 △ 1,699 (9) 役務費 △ 114 (10) 委託料 △ 1,585
第 3 目 減価償却費	△ 19,789	2,275,842	<p>固定資産額の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (28) 有形固定資産減価償却費 △ 19,789
第 4 目 資産減耗費	△ 7,721	4,095	<p>除却対象固定資産の確定に伴う補正である。</p> <p>(節内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> (30) 固定資産除却費 △ 7,721

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 2 項 営業外費用	21,122	233,507	
第 1 目 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 6,585	63,407	企業債利息の確定に伴う補正である。 (節内訳) (34) 企業債利息 △ 6,585
第 2 目 消費税及び地方消費税	27,707	130,000	納税予定額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (41) 消費税及び地方消費税 27,707
第 3 項 予備費	0	3,000	

[資本的収入及び支出] (第4条)

<収入>

△印減額 (単位: 千円)

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的収入	△ 1,107,408	1,135,342	
第 1 項 企業債	△ 233,000	306,000	
第 1 目 流域下水道建設費債 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費債 狩野川西部流域下水道建設費債	△ 233,000 △ 100,000 △ 133,000	306,000	建設改良事業の確定に伴う補正である。 ・狩野川東部 233,000 → 133,000 千円 ・狩野川西部 306,000 → 173,000 千円
第 2 項 国庫補助金	△ 766,189	422,811	
第 1 目 流域下水道建設費補助金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費補助金 狩野川西部流域下水道建設費補助金	△ 766,189 △ 463,000 △ 303,189	422,811	流域下水道施設の建設事業に係る国庫補助金の補正である。 ・補助対象事業費 狩野川東部: 830,500 → 86,500 千円 狩野川西部: 1,135,500 → 595,900 千円 ・補助率 狩野川東部: 10/10、1/2 又は 2/3 狩野川西部: 10/10、1/2 又は 2/3
第 3 項 負担金	△ 108,219	406,531	
第 1 目 建設費負担金 (節内訳) 狩野川東部流域下水道建設費負担金 狩野川西部流域下水道建設費負担金	△ 108,219 △ 37,000 △ 71,219	406,531	建設改良事業の確定に伴う補正である。

<支出>

科 目	補 正 額	現 計 額	説 明
第 1 款 資本的支出	△ 1,029,328	1,800,125	
第 1 項 建設改良費	△ 1,011,400	1,261,600	
第 1 目 建設改良費	△ 1,011,400	1,261,600	建設改良事業の確定に伴う補正である。 (節内訳) ・人件費 △ 13,870 (1) 報酬 △ 1,461 (2) 給料 △ 5,878 (3) 職員手当等 △ 3,960 扶養手当 △ 109 地域手当 △ 250 住居手当 △ 332 通勤手当 222 期末手当 △ 1,743 勤勉手当 △ 1,515 児童手当 103 時間外勤務手当 △ 336 (4) 法定福利費 △ 2,515 法定福利費 △ 2,515 (5) 旅費 △ 56 ・事務費 △ 16,602 (5) 旅費 △ 651 (8) 需用費 △ 7,270 (9) 役務費 △ 5,137 (10) 委託料 △ 1,000 (11) 賃借料 △ 2,537 (23) 公課費 △ 7 ・工事費 △ 980,928 (10) 委託料 64,383 (53) 工事請負費 △ 1,045,311
第 2 項 固定資産取得費	△ 428	2,860	固定資産取得額の確定に伴う補正である。 (節内訳) (51) 工具器具及び備品購入費 △ 428
第 3 項 企業債償還金	△ 17,500	535,665	
第 1 目 企業債償還金	△ 17,500	535,665	企業債償還金の確定に伴う補正である。 (節内訳) (63) 元金償還金 △ 17,500

備考 資本的収入額 1,135,342 千円が資本的支出額 1,800,125 千円に対し不足する額 664,783 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,000 千円、減債積立金 449,546 千円、建設改良積立金 108,219 千円及び過年度分損益勘定留保資金 67,018 千円で補填するものとする。

令和7年度 企業債の補正について（第5条）

流域下水道建設費債について起債事業費の変更があったため、下記のとおり補正するものである。

△印減額（単位：千円）

区 分	事 業 名	起 債 予 定 額	既 計 上 額	今 回 補 正 額
流域下水道建設費債	狩野川東部流域下水道建設費	133,000	233,000	△ 100,000
	狩野川西部流域下水道建設費	173,000	306,000	△ 133,000
合 計		306,000	539,000	△ 233,000